

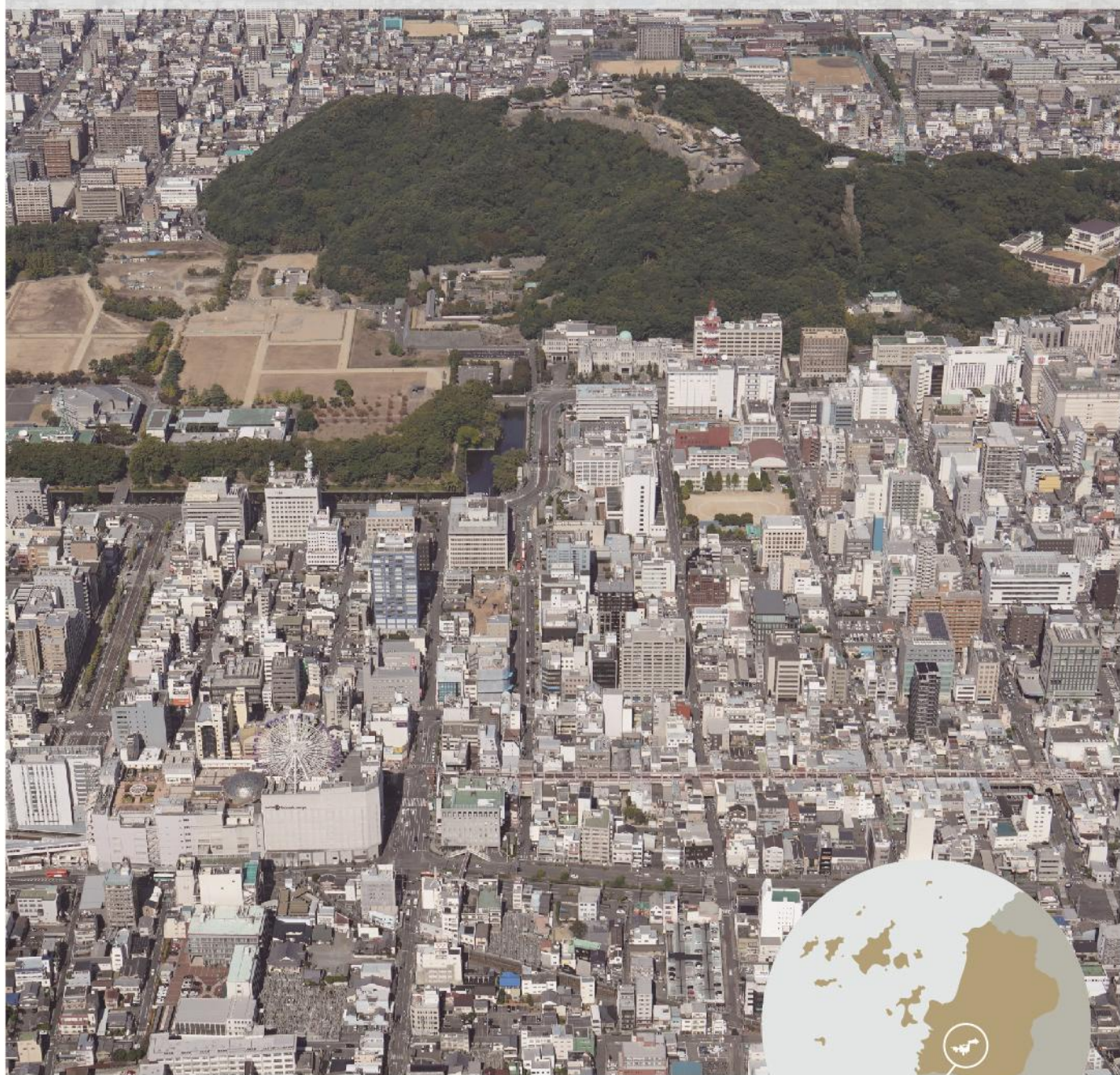
第 4 期

松山市

中心市街地活性化基本計画



ヒト・モノ・コトがつながる、便利で快適な行きたい・住みたいまち



松山市

令和 8 年 4 月(令和 8 年 3 月 17 日認定)



中心市街地
(約 305ha)

目次

1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
〔1〕地域の現況に関する統計的なデータの把握・分析.....	1
〔2〕地域住民のニーズ等の把握・分析.....	13
〔3〕これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証.....	26
〔4〕中心市街地活性化の課題.....	37
〔5〕中心市街地活性化の方針(基本的方向性).....	43
2 中心市街地の位置及び区域	48
〔1〕位置.....	48
〔2〕区域.....	50
〔3〕中心市街地の要件に適合していることの説明.....	51
3 中心市街地活性化の目標	65
〔1〕中心市街地活性化の目標.....	65
〔2〕計画期間.....	66
〔3〕目標指標の設定の考え方.....	67
〔4〕フォローアップの時期及び方法.....	81
4 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	82
〔1〕市街地の整備改善の必要性.....	82
〔2〕具体的事業の内容.....	83
5 都市福利施設を整備する事業に関する事項	96
〔1〕都市福利施設の整備の必要性.....	96
〔2〕具体的事業の内容.....	97
6 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	99
〔1〕街なか居住の推進の必要性.....	99
〔2〕具体的事業の内容.....	100
7 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	104
〔1〕経済活力の向上の必要性.....	104
〔2〕具体的事業の内容.....	105

8 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項	131
〔1〕 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	131
〔2〕 具体的事業の内容	132
◇4から8までに掲げる事業一覧.....	138
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所.....	141
9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項.....	142
〔1〕 市町村の推進体制の整備等	142
〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項.....	144
〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等.....	158
10 中心市街地の都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	161
〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方.....	161
〔2〕 都市計画手法の活用	161
11 その他中心市街地の活性化に資する事項	163
〔1〕 都市計画等との調和.....	163

- 基本計画の名称：第4期松山市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：松山市
- 計画期間：令和8年4月から令和13年3月(5年)

中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 地域の現況に関する統計的なデータの把握・分析

(1) 面積

明治22年12月15日市制施行当時の面積は約 5 km²だったが、周辺の市町村と合併し、平成17年の北条市・中島町の合併を経て、市域面積は 429.35 km²(令和7年1月1日時点)となった。

(2) 人口

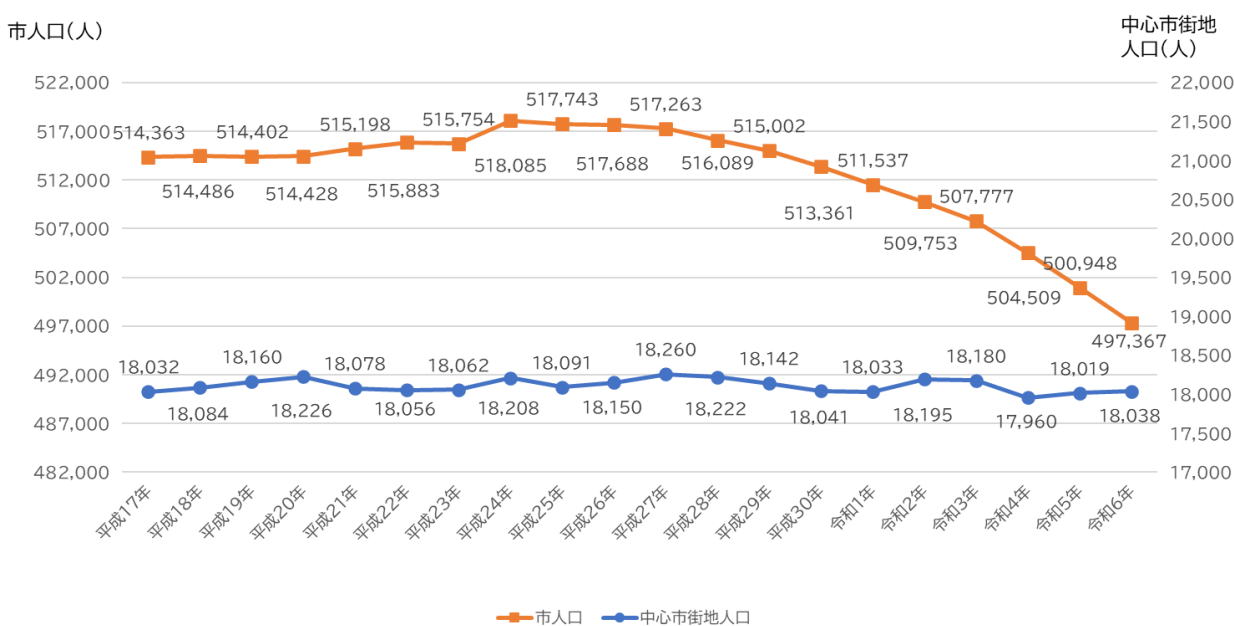
松山市の人口は平成24年をピークに減少傾向にあり、平成28年から令和3年にかけては、年 1,000～2,000 人のペースで減少を続けていたが、令和4年以降、年 3,000 人を超えるペースで減少が続くなど、人口減少が加速している。

一方、中心市街地の人口は増減を繰り返しながらも、概ね 18,000 人前後を維持している。

市人口が減少に転じた平成24年を基準(1.00)とする。人口指数の推移では、中心市街地対象町丁範囲※に在住する人口(以下「中心市街地人口」という。)の増減率は-0.9%、に対して市人口は-4.0%となっている。

なお、中心市街地人口の市全体の人口に占める割合は平成17年以降 3.5%前後をキープしている。

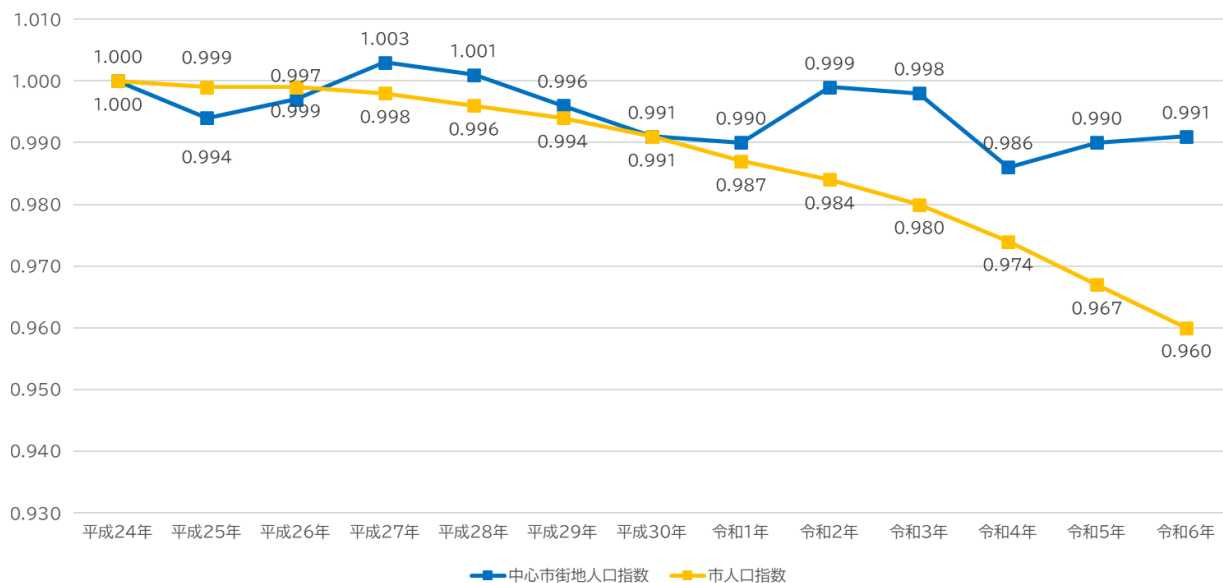
■松山市と中心市街地の人口の推移



出典:住民基本台帳登録人口(各年 10/1 時点人口)

注)平成 24 年 7 月 9 日の住民基本台帳法改正により、平成 24 年から外国人が含まれる。

■松山市と中心市街地の人口指数の推移



出典:住民基本台帳登録人口(各年 10/1 時点人口)

■中心市街地人口の市全体の人口に占める割合

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
中心市街地人口割合	3.51%	3.51%	3.53%	3.54%	3.51%
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	3.50%	3.50%	3.51%	3.49%	3.51%
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年
	3.53%	3.53%	3.52%	3.51%	3.53%
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	3.57%	3.58%	3.56%	3.60%	3.63%

出典:住民基本台帳登録人口(各年 10/1 時点人口)

※中心市街地対象町丁範囲

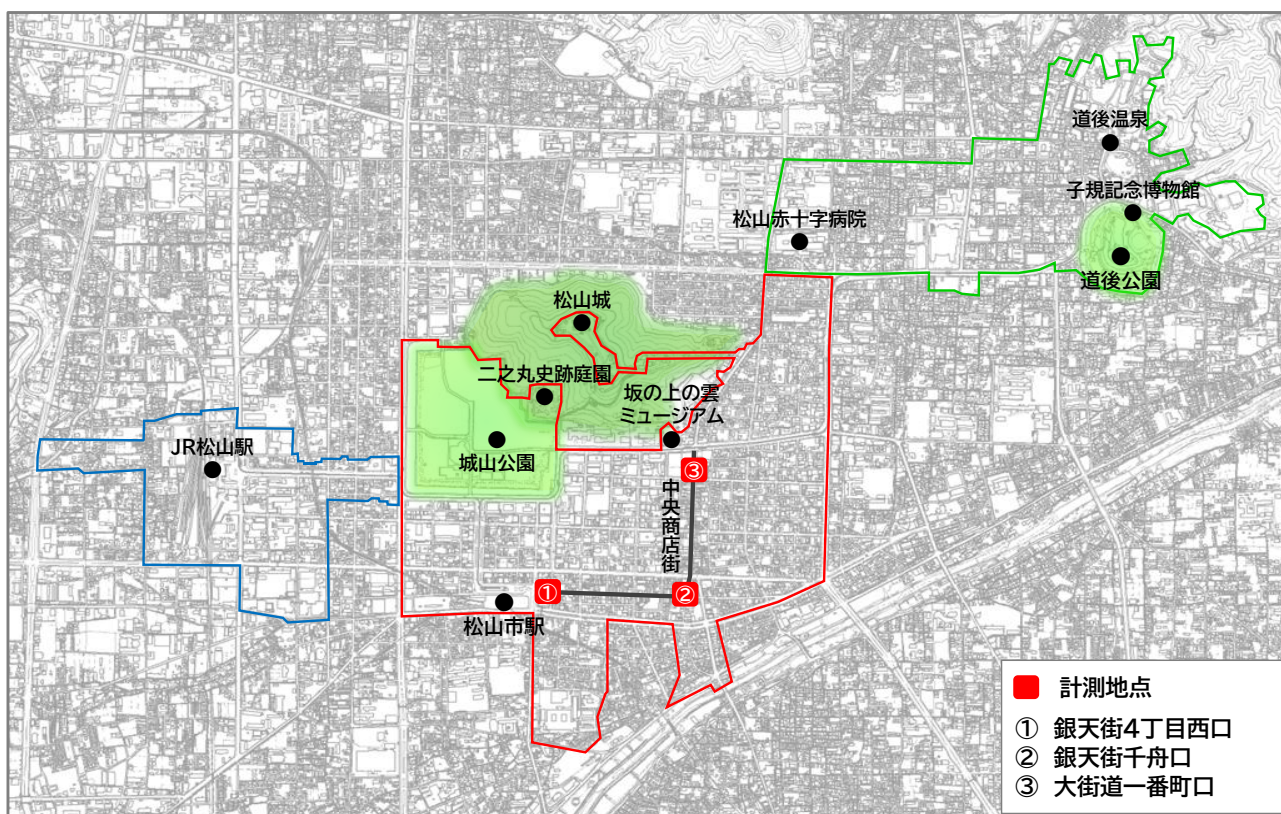
地区	対象町丁					
番町	一番町3丁目	一番町4丁目	二番町2丁目	二番町3丁目	二番町4丁目	三番町2丁目
	三番町3丁目	三番町4丁目	三番町5丁目	大街道1丁目	大街道2丁目	千舟町3丁目
	千舟町4丁目	千舟町5丁目	花園町	湊町3丁目	湊町4丁目	湊町5丁目
	南堀端町	柳井町1丁目	柳井町3丁目	堀之内		
東雲	一番町1丁目	一番町2丁目	二番町1丁目	大街道3丁目	歩行町1丁目	歩行町2丁目
	喜与町1丁目	喜与町2丁目	東雲町	中一万町	西一万町	平和通1丁目
	勝山町1丁目	勝山町2丁目				
八坂	河原町	三番町1丁目	千舟町1丁目	千舟町2丁目	湊町1丁目	湊町2丁目
雄郡	春日町	未広町	泉町			
新玉	大手町1丁目	大手町2丁目	三番町6丁目	三番町8丁目	千舟町6丁目	千舟町8丁目
	湊町6丁目	宮田町	南江戸1丁目	辻町		
道後	道後姫塚	道後喜多町	道後鷺谷町	道後湯之町	道後町1丁目	道後町2丁目
	道後湯月町	道後今市	道後一万	道後多幸町	道後公園	祝谷1丁目
	岩崎1丁目	南町1丁目	南町2丁目			

(3) 歩行者通行量

松山市の商業機能の中核である大街道・銀天街の歩行者通行量について、平成25年から令和6年の推移を比較する。全地点合計の歩行者通行量はアエル松山(複合型商業施設)が開業する平成27年から令和1年まで増加していたが、令和2年に通行量は大きく減少した。これは、新型コロナウイルスの感染拡大が要因と推察される。令和5年以降は回復傾向にあるものの、令和1年までの水準までは回復していない。

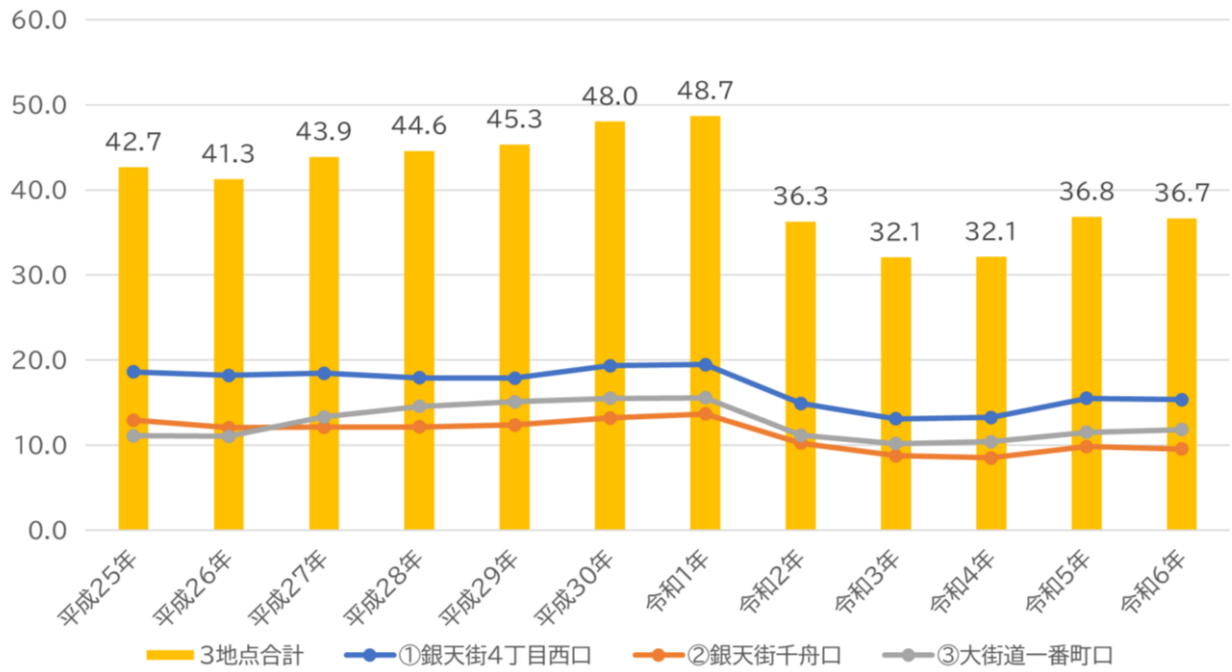
各地点の歩行者通行量は、銀天街4丁目西口が他の2地点と比べて常に多い。これは、本市のターミナル駅である松山市駅・いよてつ高島屋に隣接することが要因と推察される。令和2年以降は、いずれの地点も全体の歩行者通行量と同様の傾向で推移している。

■歩行者通行量計測地点



歩行者通行量(年間)の推移

単位:千人

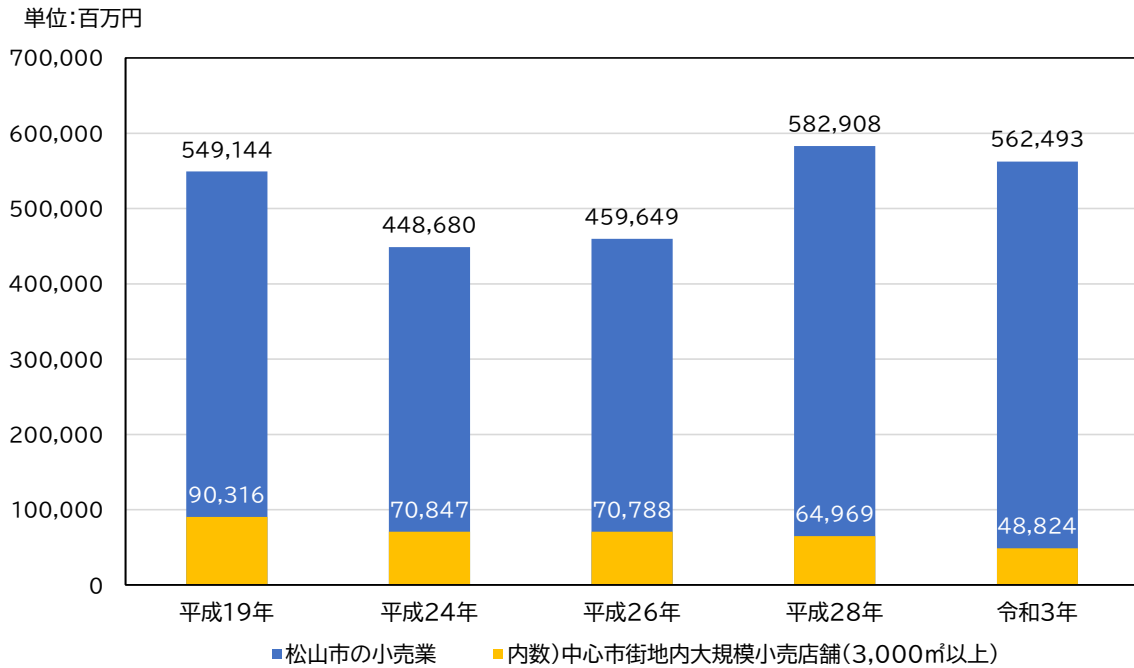


出典:中央商店街通行量調査

(4) 小売業年間商品販売額

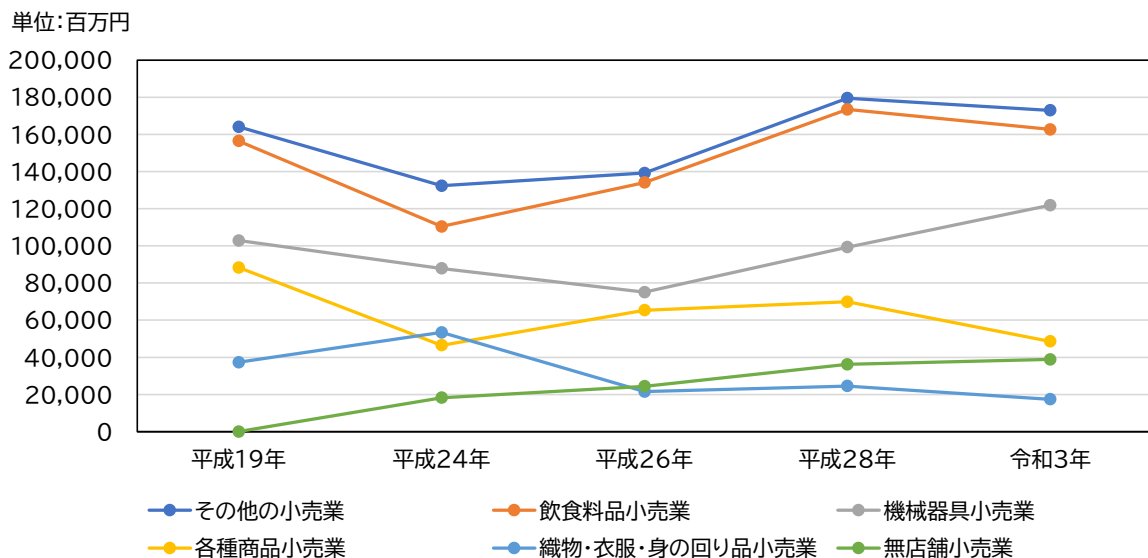
松山市全体と中心市街地内の大規模小売店舗(3,000㎡以上)の小売業年間商品販売額の推移を比較する。平成19年から平成24年の急激な減少は、平成20年の大規模ファッションビル「ラフォーレ原宿・松山」の閉館や隣接する自治体での大規模商業施設「エミフル MASAKI」の開業、リーマンショックが影響していると推察される。平成26年からは増加し、平成28年以降は平成19年を上回る額となっている。一方、中心市街地内の大規模小売店舗の小売業年間商品販売額は減少傾向にある。

■松山市、中心市街地内の大規模小売店舗の小売業年間商品販売額の推移



出典: 松山市の小売業…RESAS(商業統計調査、経済センサス活動調査)
中心市街地内大規模小売店舗…松山市独自調査

■松山市の小売業年間商品販売額(内訳)の推移



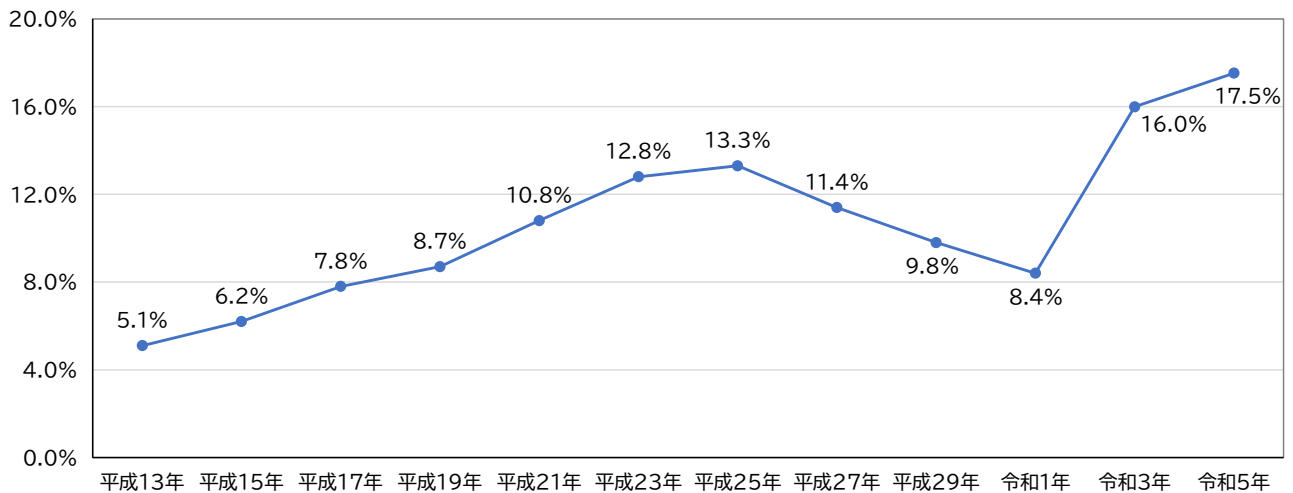
出典: RESAS(商業統計調査、経済センサス活動調査)

(5) 空き店舗率

中心市街区域内の商店街の空き店舗率は、平成25年から令和1年にかけて減少傾向であったが、令和3年から空き店舗率は大きく増加している。

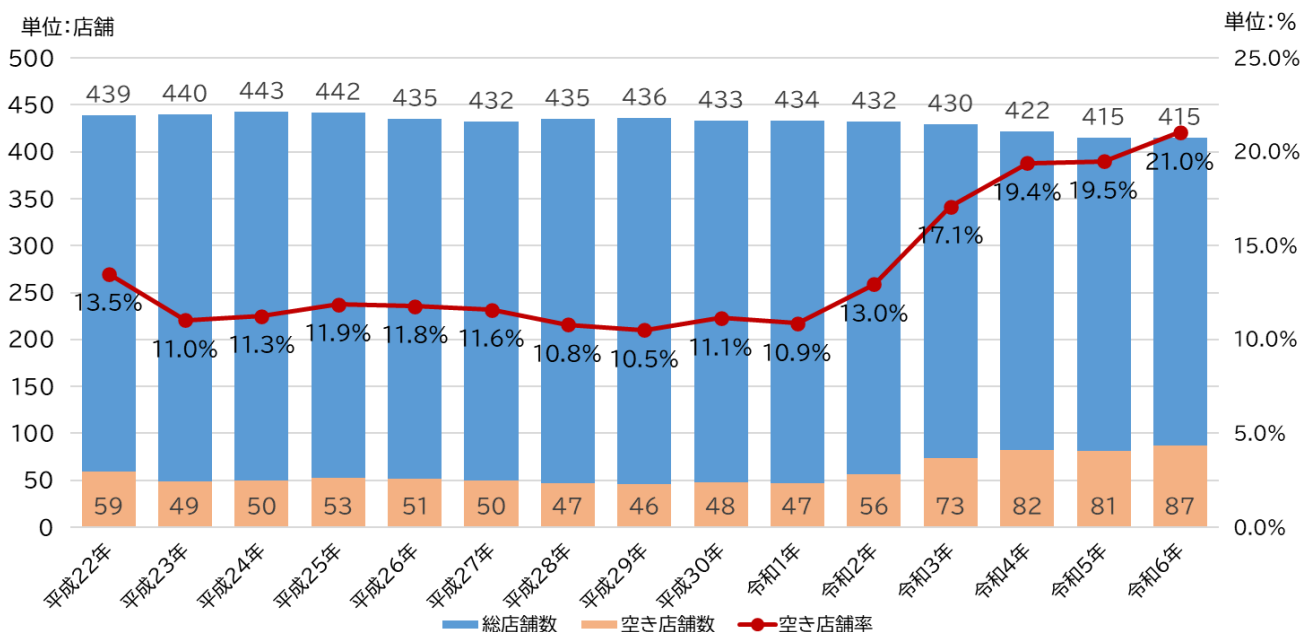
また、中心市街地の商業機能の中核である中央商店街(大街道・銀天街・まつちかタウン)の空き店舗率は中心市街区域内全体よりも大きく、令和6年時点で21.0%となっている。

■中心市街区域内の空き店舗率の推移



出典:松山市商店街実態調査
注)活動していない商店街は含まない。

■中央商店街の空き店舗率の推移



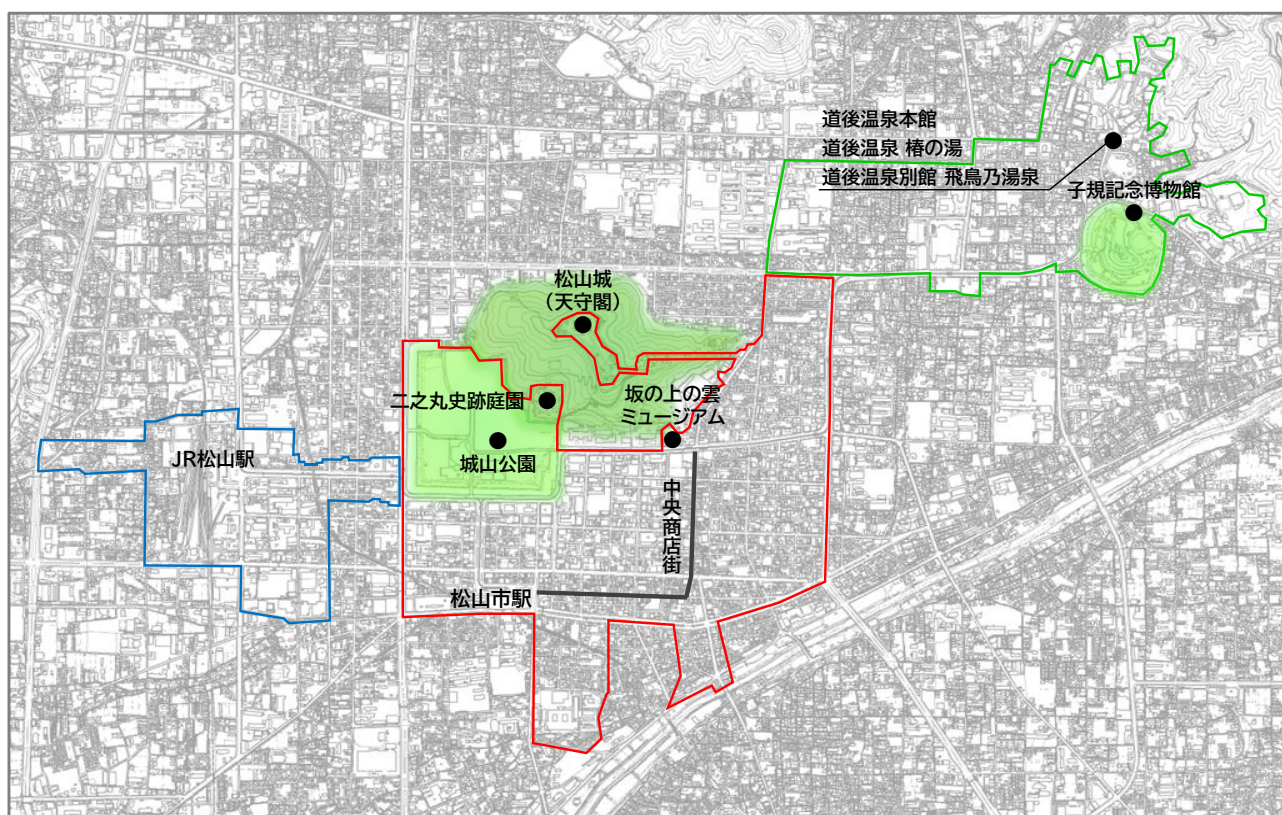
出典:松山市店舗状況変化調査(中央商店街)(各年1月1回調査)

(6) 観光資源・観光施設利用者数

観光客数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和1年をピークに令和2年に大きく減少した。令和4年以降は観光客数が回復し、令和1年の水準まで回復しつつある。また、推定観光消費額は、外国人観光客の急増により、令和6年に過去最高を記録している。

観光施設の年間利用者数では、令和1年に減少に転じ、令和2年には観光利用者数は大きく減少した。令和4年以降は回復傾向にあるものの、観光利用者数のピークである平成30年までの水準には至っていない。道後温泉全体でも同様の傾向にあるが、施設別では、地元住民の利用が多い椿の湯は、令和2年に観光利用者数が微減したものの、以降は概ね横ばい傾向にある。道後温泉 本館及び飛鳥乃湯泉は、令和2年に観光利用者数が大きく減少、令和4年以降、回復傾向にある。

■主な観光資源



松山城



道後温泉本館



道後温泉 椿の湯



道後温泉別館 飛鳥乃湯泉



子規記念博物館



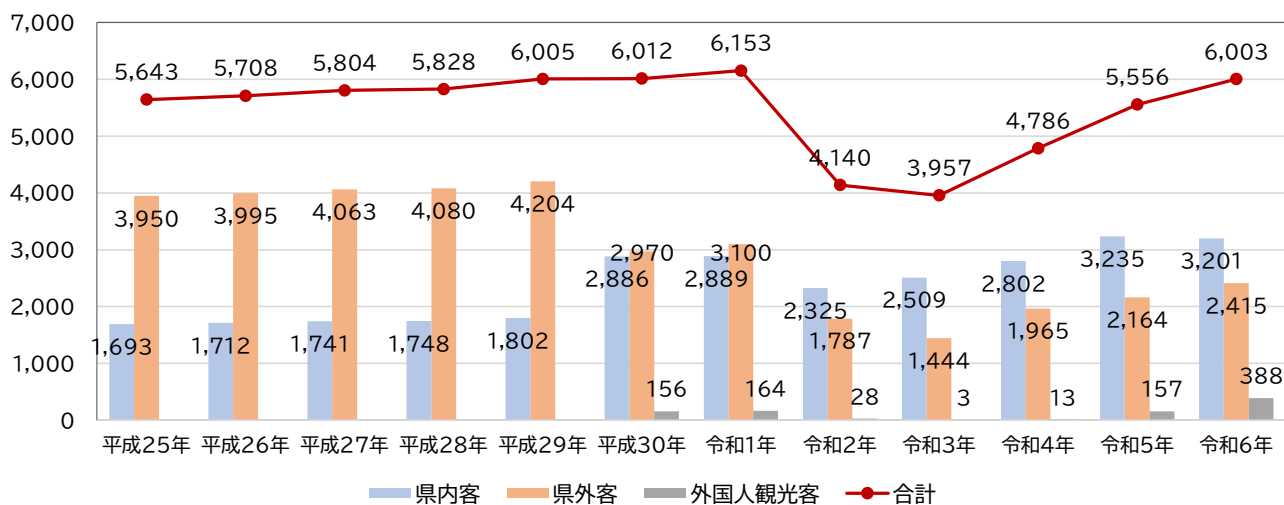
坂の上の雲ミュージアム



二之丸史跡庭園

■観光客推定数の推移

単位:千人

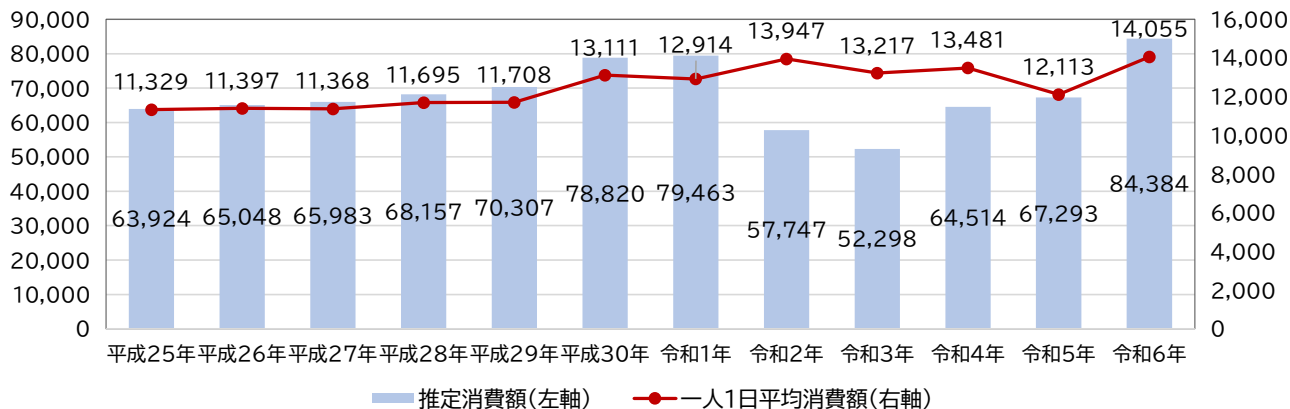


出典:「松山市観光客推定表」より松山市作成

■推定観光消費額の推移

単位:百万円

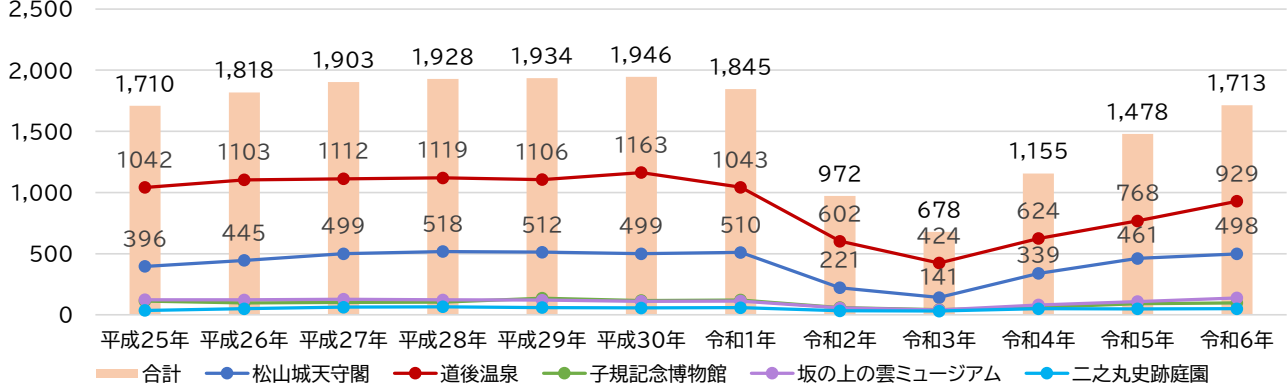
単位:円



出典:「松山市観光客推定表」より松山市作成

■観光施設の年間利用者数

単位:千人
2,500



■観光施設の年間利用者数内訳

単位:千人

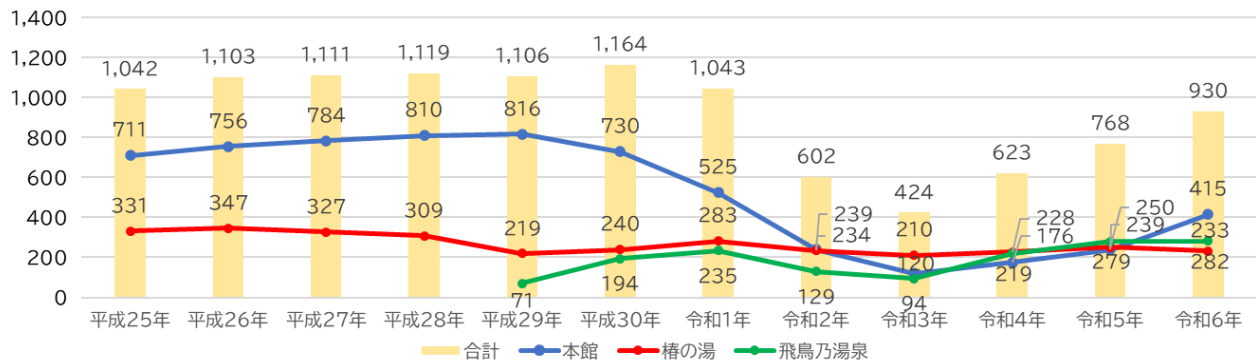
施設名	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
松山城天守閣	396	445	499	518	512	499	510	221	141	339	461	498
道後温泉	1,042	1,103	1,112	1,119	1,106	1,163	1,043	602	424	624	768	929
子規記念博物館	113	98	101	103	136	117	121	60	42	61	91	98
坂の上の雲ミュージアム	123	122	128	122	120	111	113	56	40	81	109	138
二之丸史跡庭園	36	50	63	66	60	56	58	33	31	50	49	50
合計	1,710	1,818	1,903	1,928	1,934	1,946	1,845	972	678	1,155	1,478	1,713

出典:「松山市観光客推定表」より松山市作成

注)道後温泉は、道後温泉本館、道後温泉 椿の湯、道後温泉別館 飛鳥乃湯泉の利用者数の合計

■道後温泉の年間利用者数

単位:千人



■道後温泉の年間利用者数内訳

単位:千人

施設名	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
本館	711	756	784	810	816	730	525	239	120	176	239	415
椿の湯	331	347	327	309	219	240	283	234	210	228	250	233
飛鳥乃湯泉	0	0	0	0	71	194	235	129	94	219	279	282
合計	1,042	1,103	1,111	1,119	1,106	1,164	1,043	602	424	623	768	930

出典:「松山市観光客推定表」より松山市作成

注)○道後温泉は、道後温泉本館、道後温泉 椿の湯、道後温泉別館 飛鳥乃湯泉の利用者数の合計

○道後温泉 椿の湯は工事のため一時閉館(平成29年10月~11月)

○道後温泉別館 飛鳥乃湯泉は平成29年9月26日プレオープン、同年12月 26 日グランドオープン

○道後温泉本館は平成31年(令和1年)1月~令和6年12月まで、営業しながらの保存修理工事を実施

参考:外国人観光客数

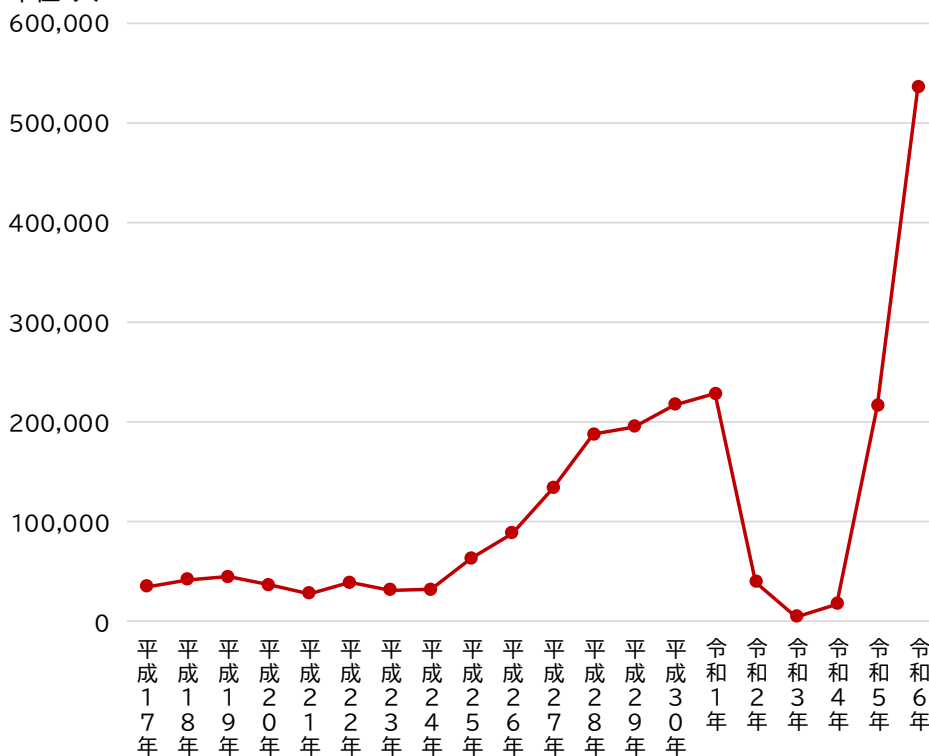
外国人観光客は、松山空港と台湾との直行チャーター便の運航が開始された平成25年から急増したものの、新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年に大きく減少した。以降、令和5年に外国人観光客が急増し、20万人台まで回復した。

外国人観光客数の推移

単位:人

年	人数
平成17年	35,000
平成18年	42,000
平成19年	45,000
平成20年	37,000
平成21年	28,000
平成22年	39,000
平成23年	31,600
平成24年	32,300
平成25年	63,600
平成26年	88,700
平成27年	133,800
平成28年	187,500
平成29年	195,300
平成30年	217,400
令和1年	228,100
令和2年	39,500
令和3年	4,700
令和4年	17,400
令和5年	216,100
令和6年	535,300

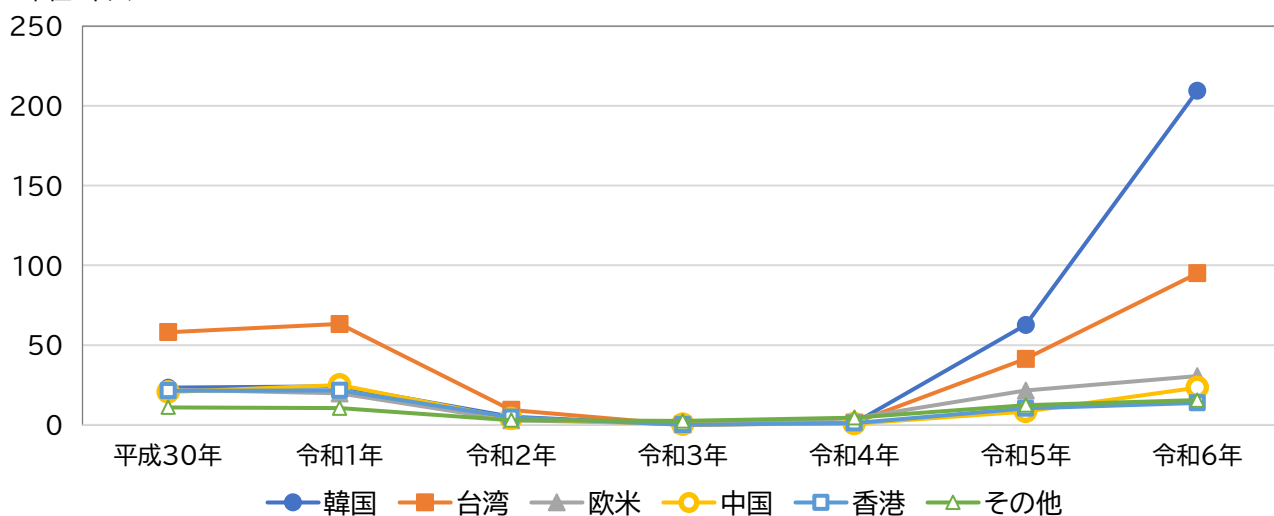
単位:人



出典:令和6年松山市観光客推定表

外国人観光客の内訳

単位:千人



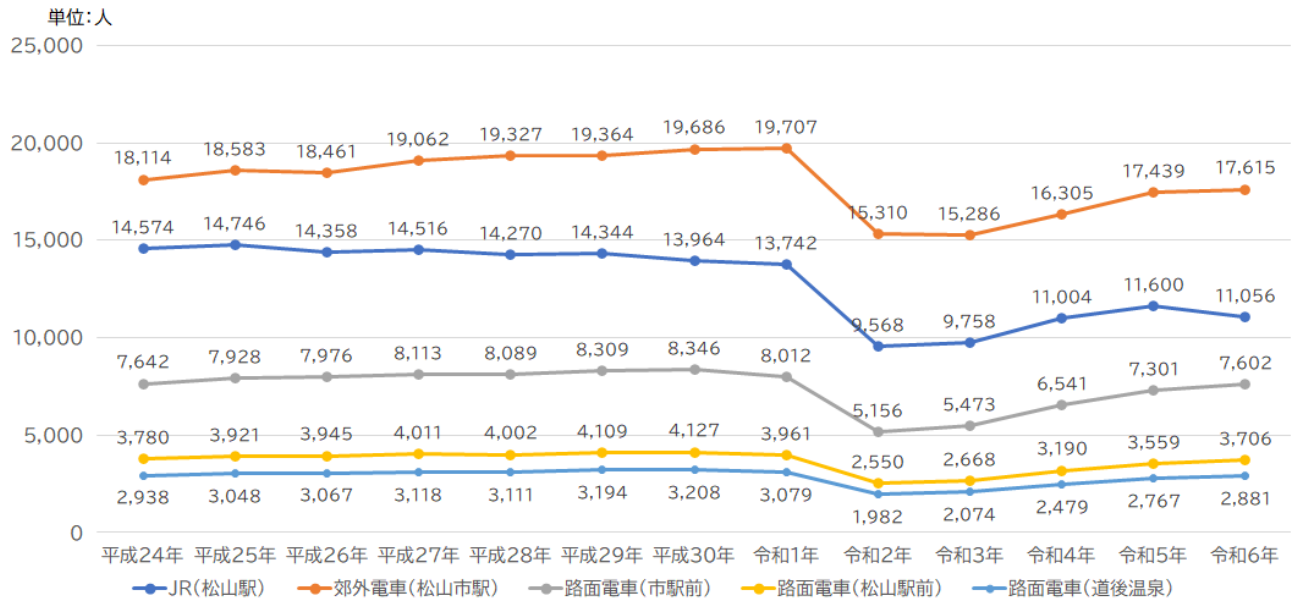
出典:松山市観光客推定表

(7) 鉄道の年間乗降客数及び輸送人員

中心市街地の鉄軌道は、JR 予讃線及び伊予鉄道㈱が運営する郊外電車・路面電車がある。路面電車は、JR 松山駅、市のターミナル駅である松山市駅、松山城の最寄り駅である大街道駅、道後温泉の最寄り駅である道後温泉駅を繋いでいる。

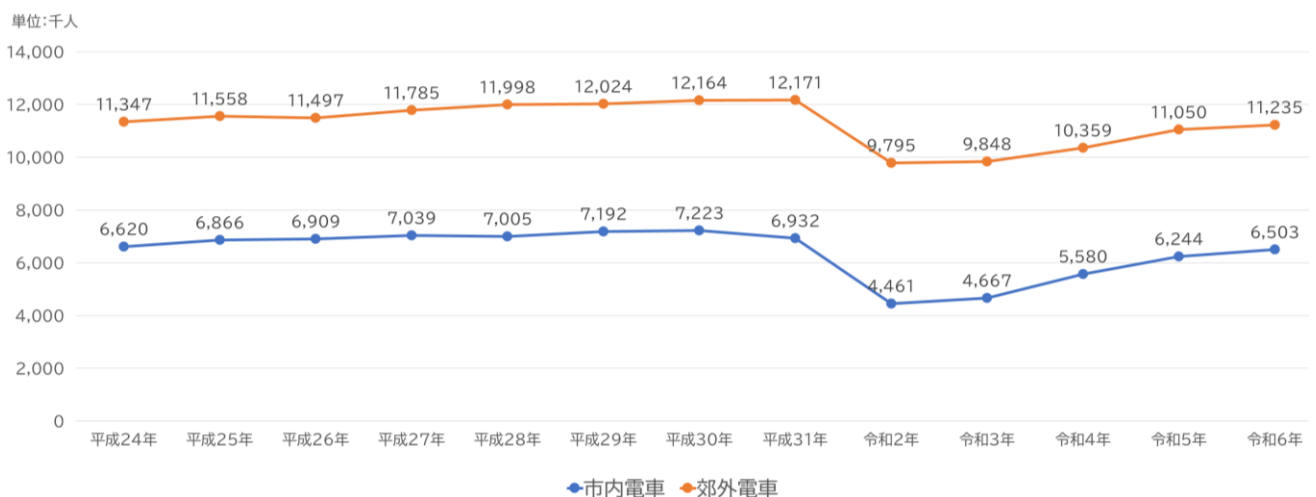
郊外電車・路面電車の年間輸送人員は新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年に大きく減少したが、以降は回復傾向にある。

■JR 松山駅、松山市駅(郊外電車、路面電車)及び道後温泉駅の1日当たり乗降客数



資料:松山市資料

■郊外電車及び路面電車の年間輸送人員



資料:松山市資料

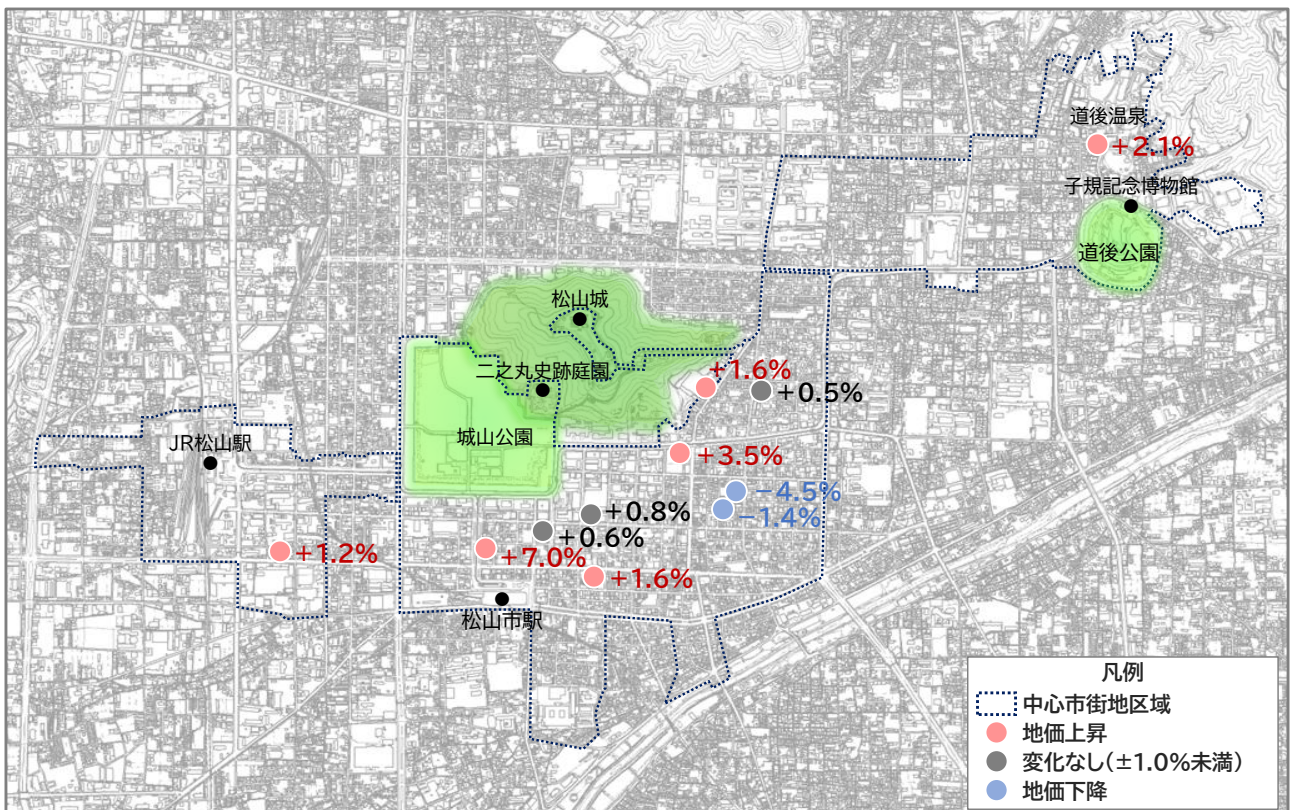
(8) 地価

令和2年と最新年(令和6年)を比べると、中心市街区域内の11地点の平均値は101%。最も上昇しているのは花園町4-7の107%で、最も下降しているのは二番町二丁目7-23の95.5%である。11地点のうち、上昇6地点、下降2地点、残り3地点はほぼ同値である。

■中心市街区域内の地価の推移

調査地点	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年/令和2年
花園町4-7	273	277	282	287	292	107.0%
大街道二丁目4-13	821	821	821	831	850	103.5%
松山市道後湯之町13	—	333	333	336	340	102.1%
千舟町四丁目2-2	368	369	370	371	374	101.6%
大街道三丁目2-36	306	306	305	308	311	101.6%
千舟町八丁目67-15	172	173	173	173	174	101.2%
三番町四丁目11-12	358	358	358	358	361	100.8%
三番町五丁目9-4	181	181	181	181	182	100.6%
歩行町一丁目8-3	200	200	200	200	201	100.5%
三番町二丁目10-10	210	209	208	207	207	98.6%
二番町二丁目7-23	311	306	301	297	297	95.5%
平均値	325	326	325	326	330	101%

地価上昇地点
 地価下降地点



出典:国土交通省土地総合情報システム 都道府県地価調査より松山市作成
 注)○令和6年/令和2年が+1.0%以上を地価上昇地点、-1.0%以下を地価下降地点としている。

○松山市道後湯之町13-20の「令和6年/令和2年」の欄は、令和6年令和/令和3年を計上している。

[2] 地域住民のニーズ等の把握・分析

(1) 居住等に関する意向・評価

【調査概要】

調査名:第7次松山市総合計画の策定に向けた市民意識調査
調査時期:令和4年11月28日~12月18日
調査対象:松山市全域における18歳以上の男女計5,000人
調査方法:郵送調査
回収数:2,501件(回収率50.0%)

【調査結果】

松山市の住みやすさについて「まあまあ住みやすい」が49.9%で最も高く、次いで「住みやすい」が38.7%と続く。回答者の88.6%が住みやすさを高く評価している。

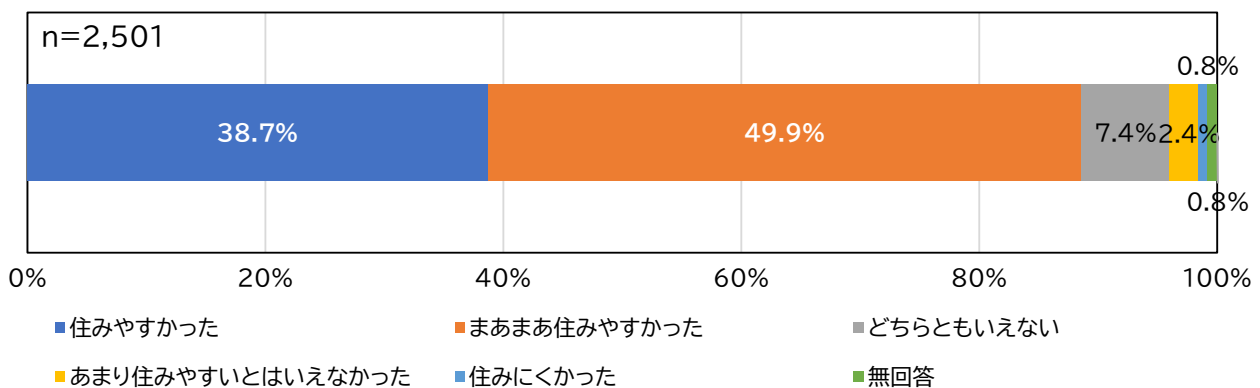
また、今後も松山市に住み続ける意向について「ずっと住み続けたい」が44.3%、次いで「どちらかといえば住み続けたい」が38.0%と続く。回答者の82.3%が住み続ける意向である。

住みやすいと答えた方は、その理由について「自然災害が少ない」(67.4%)と「気候がよい」(63.3%)が突出して評価が高く、「まちの治安がよい」(26.6%)、「交通の便が良い」(20.7%)と続いた。

一方、住みにくいと答えた方は、その理由について「交通の便が悪い」(39.4%)が最も高く、次いで「レジャー・娯楽施設が少ない」(34.9%)、「商業施設が少ない」(19.4%)、「まちに将来性がない」(13.1%)と続いた。

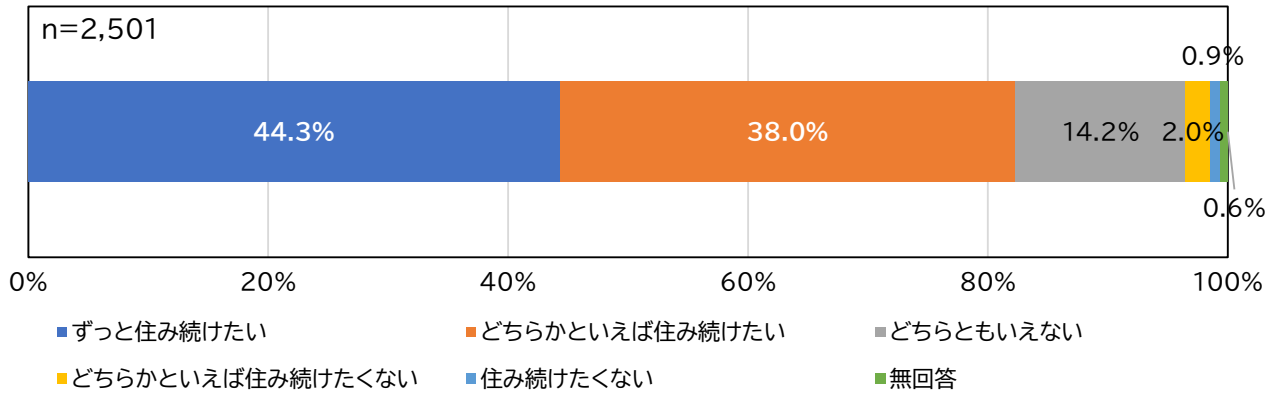
また、力を入れるべき取り組みについて、産業・経済分野では、「就労機会・多様な働き方の充実」(31.2%)「商店街の空き店舗対策や中心市街地の活性化」(30.7%)が高く、観光・地域活性化分野では、「観光都市としての魅力向上」(49.6%)、「地域資源を活かした魅力づくり」(32.9%)が高い。

■松山市の住みやすさに関する意向



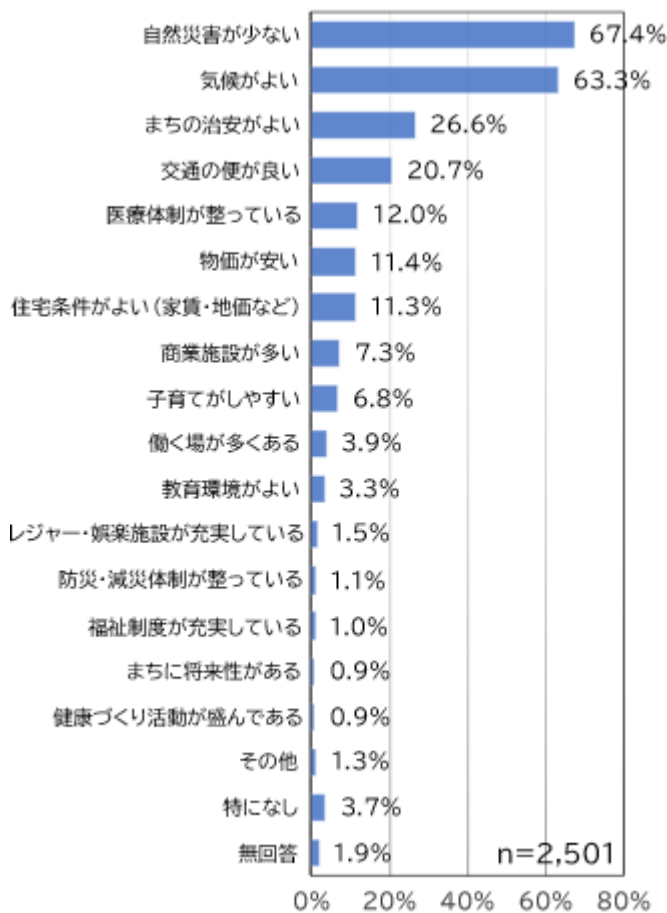
出典:第7次松山市総合計画の策定に向けた市民意識調査

■今後も松山市に住み続ける意向

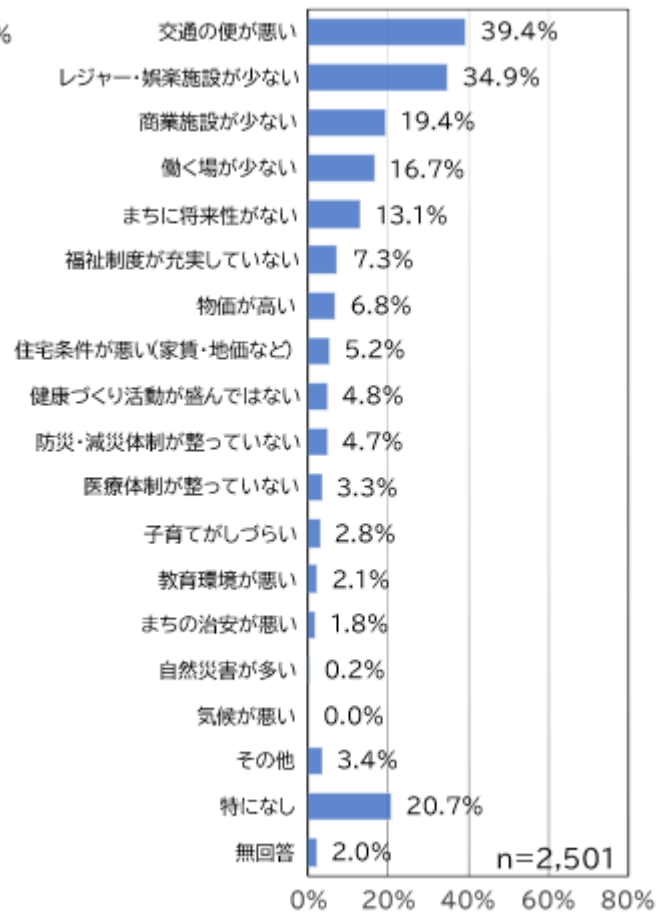


出典: 第7次松山市総合計画の策定に向けた市民意識調査

■「住みやすい」と感じる場所

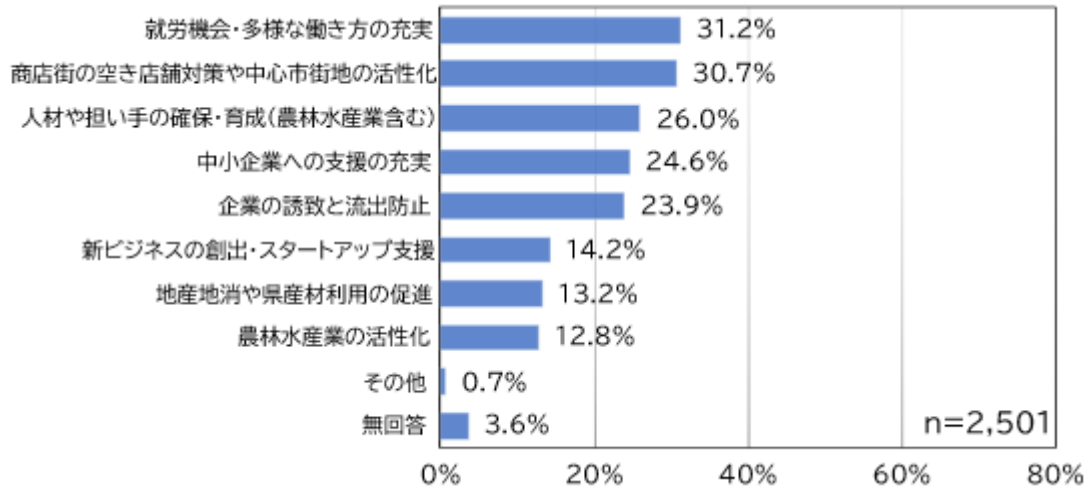


■「住みにくい」と感じる場所



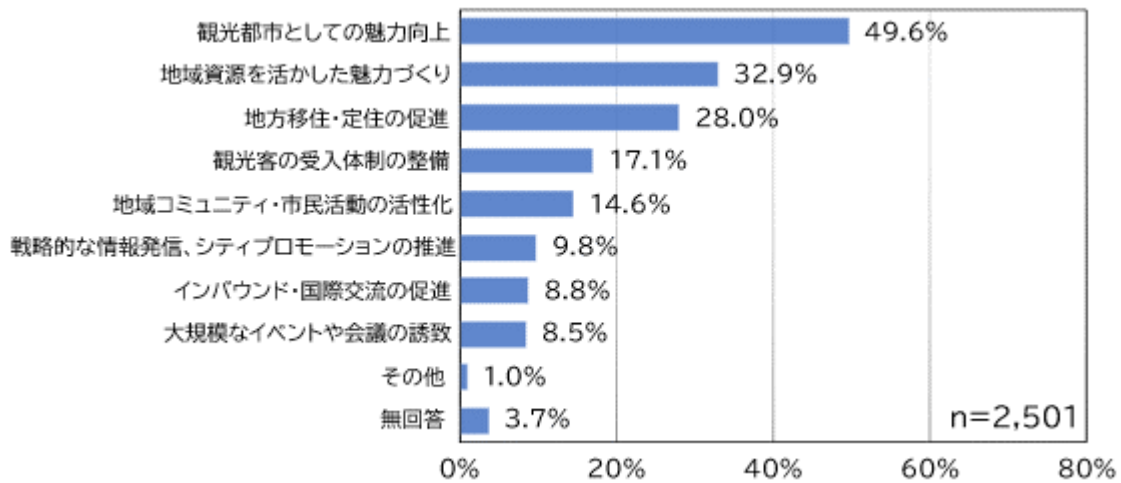
出典: 第7次松山市総合計画の策定に向けた市民意識調査

■力を入れるべき取り組み(産業・経済)



出典:第7次松山市総合計画の策定に向けた市民意識調査

■力を入れるべき取り組み(観光・地域活性化)



出典:第7次松山市総合計画の策定に向けた市民意識調査

(2) 中心市街地の評価

【調査概要】

調査名:第4期松山市中心市街地活性化基本計画アンケート

調査時期:令和7年5月1日～5月30日

調査対象:松山市内に在住または通勤・通学している方

調査方法:インターネット(Logo フォーム)

回収数:2,494件

【調査結果】

中心市街地の現状について、交通面では、「公共交通機関の利便性」「駐車場の立地(店舗へ行きやすい駐車場があるか)」の評価が高い一方、そのほかの駐車場・駐輪場に関する評価や「バリアフリー(高齢者や障がいのある方が利用しやすい)」は評価が低い。

店舗の充実度では、「飲食店」や「薬局・ドラッグストア」の評価が高い一方、「子育て支援施設(屋内の遊び場、子育て交流広場など)」の評価が低い。

観光・公共施設等では、「観光施設」の評価が高く、「休憩・憩いのスペース」に関する評価が低い。

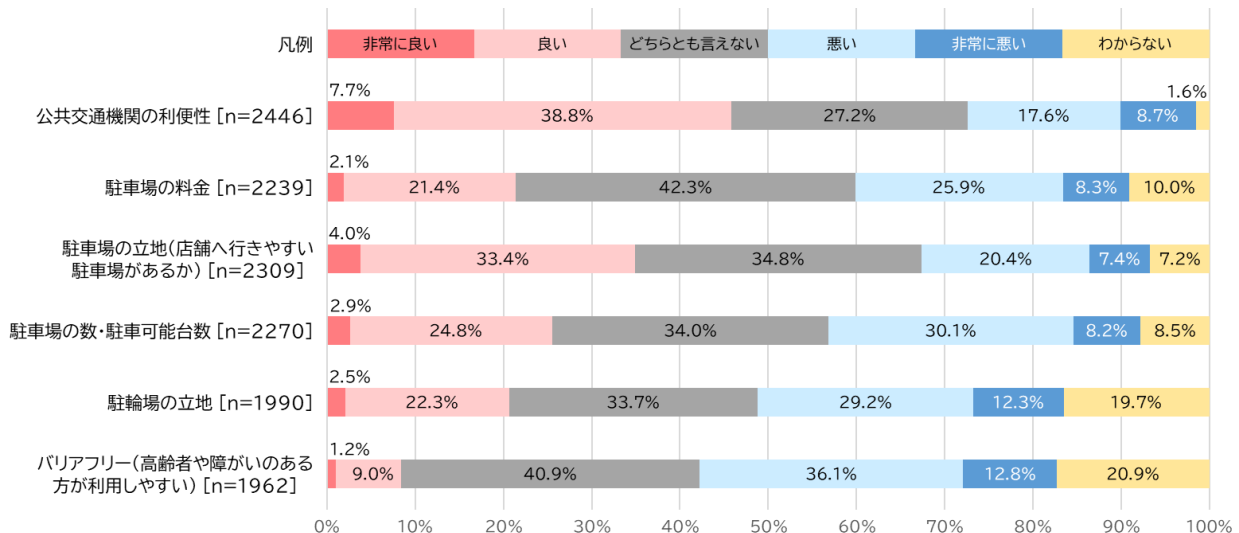
景観・イベントなどでは、「治安(安心して過ごせるか)」の評価が高く、「空き地・空き店舗の数」の評価が低い。

また、中心市街地への居留意向について、中心市街地居住者の約8割が「中心市街地内に住み続けたい」と回答している一方、中心市街地外の居住者が「中心市街地内に住みたい」という意向は、3割未満となっている。

中心市街地以外に住みたい理由について、中心市街地内の居住者からは、中心市街地は「公共交通や駐車場、駐輪場などが充実しておらず、移動が不便。」「買い物、医療、子育て施設、公共施設が充実しておらず、暮らしにくい」といった意向が強い。中心市街地の現状の評価結果を踏まえると、「駐車場」や「子育て支援施設」、「休憩・憩いのスペース」などの不足が転出を促す要因となっていると考えられる。

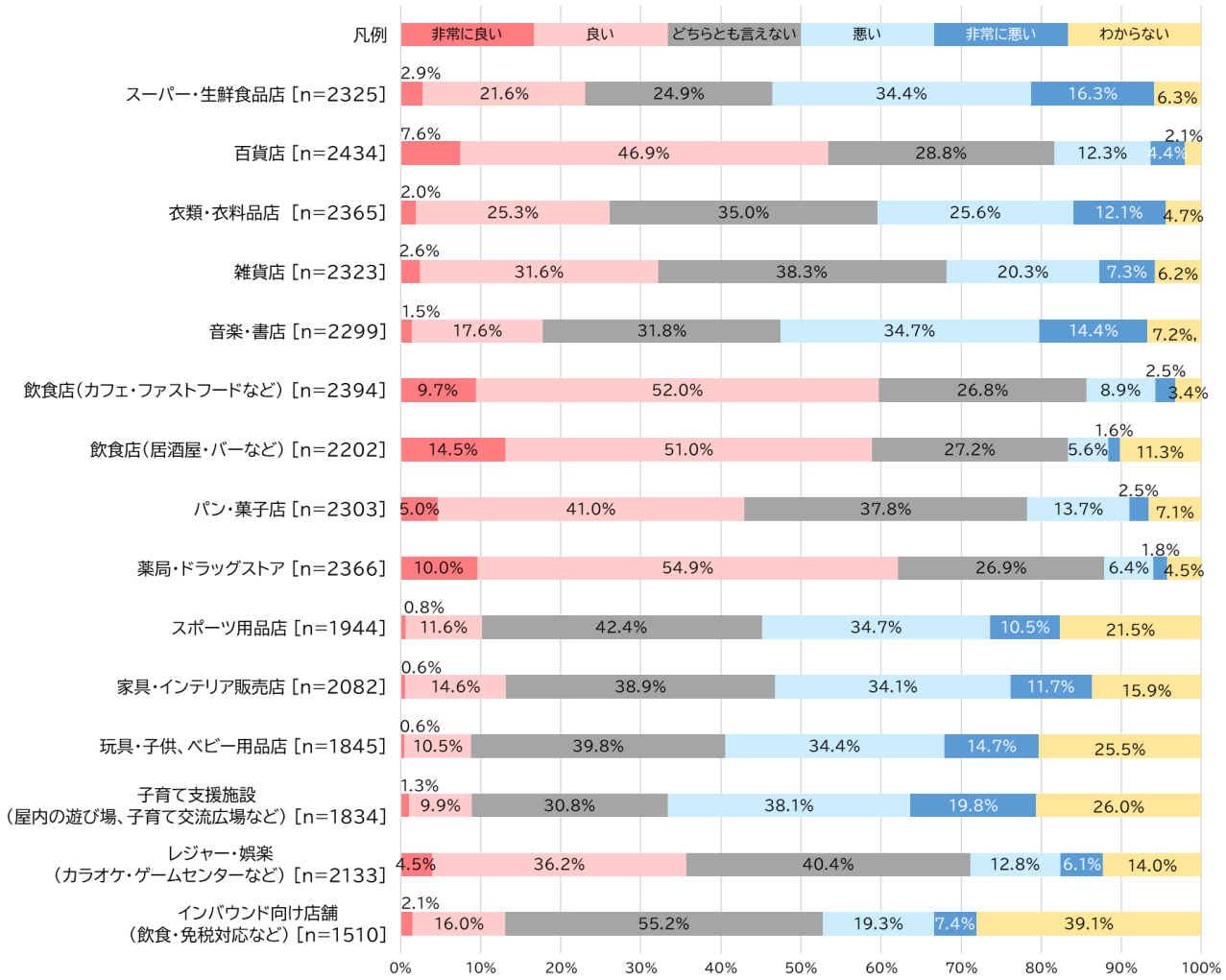
中心市街地外の居住者からは、特に中心市街地には「手頃な物件や住まいがない」という意向が強く、中心市街地転入の阻害要因となっていると考えられる。

■中心市街地の現状について感じる事(交通アクセスについて)



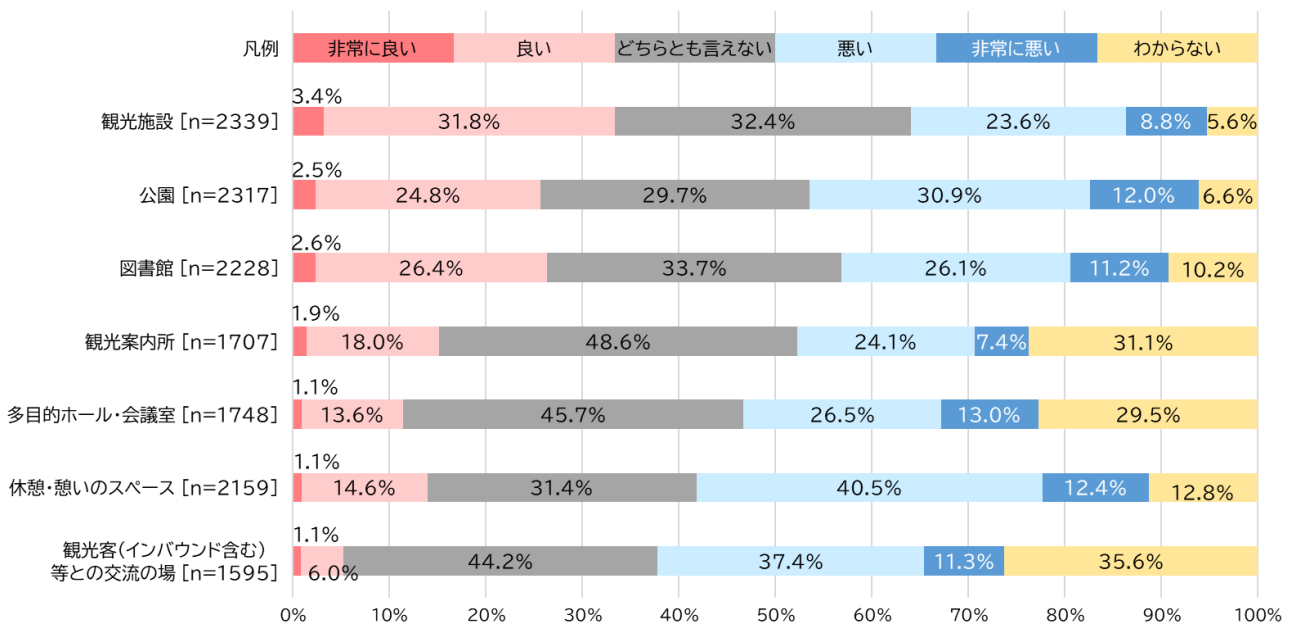
出典:第4期松山市中心市街地活性化基本計画アンケート

■中心市街地の現状について感じる事(店舗の充実度について)



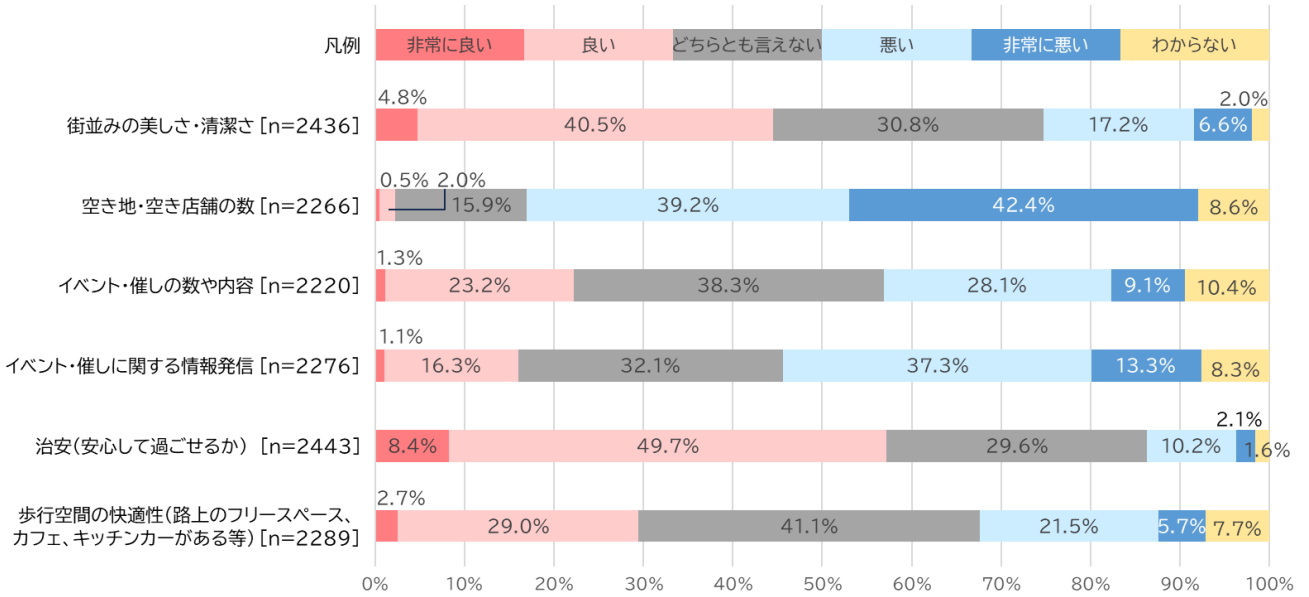
出典:第4期松山市中心市街地活性化基本計画アンケート

■中心市街地の現状について感じる事(観光・公共施設等の充実度)



出典:第4期松山市中心市街地活性化基本計画アンケート

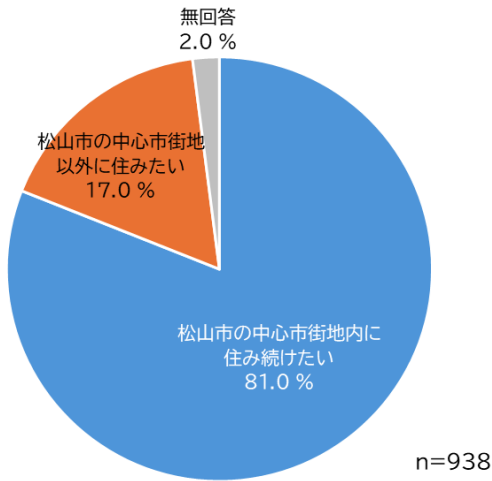
■ 中心市街地の現状について感じる事(景観・イベントなど)



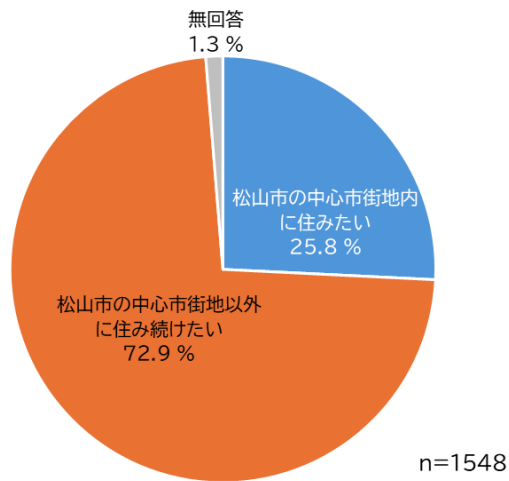
出典:第4期松山市中心市街地活性化基本計画アンケート

■ 今後(10年先)、どこに住んでいたい

【中心市街地内の居住者】



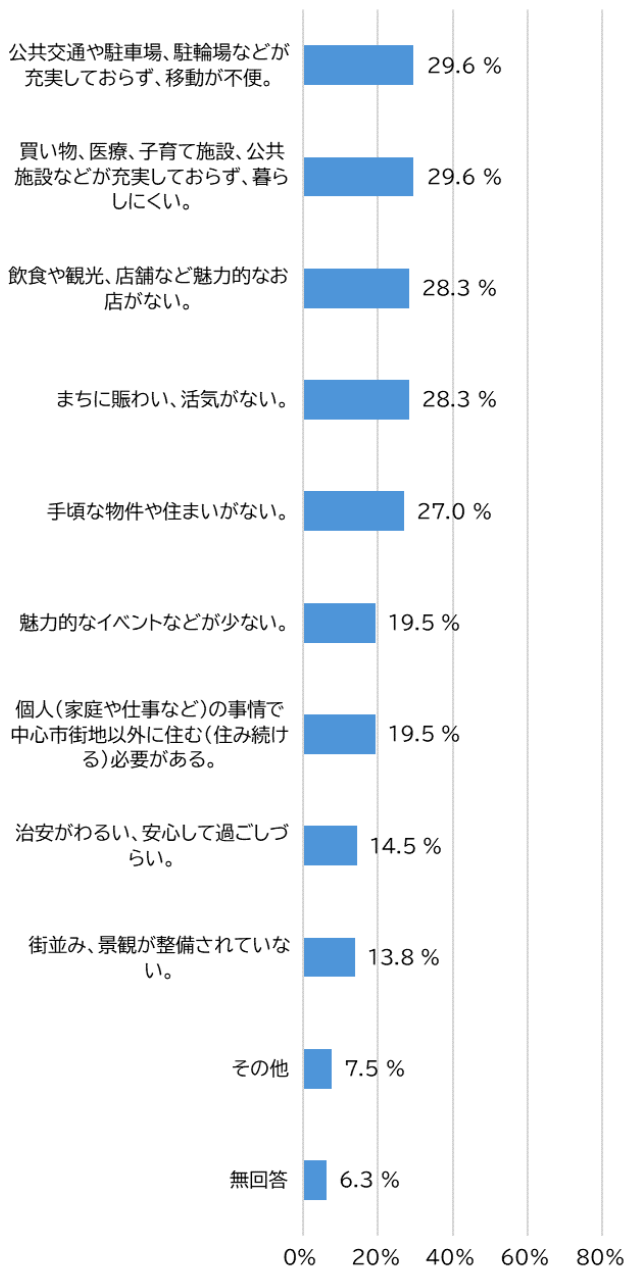
【中心市街地外の居住者】



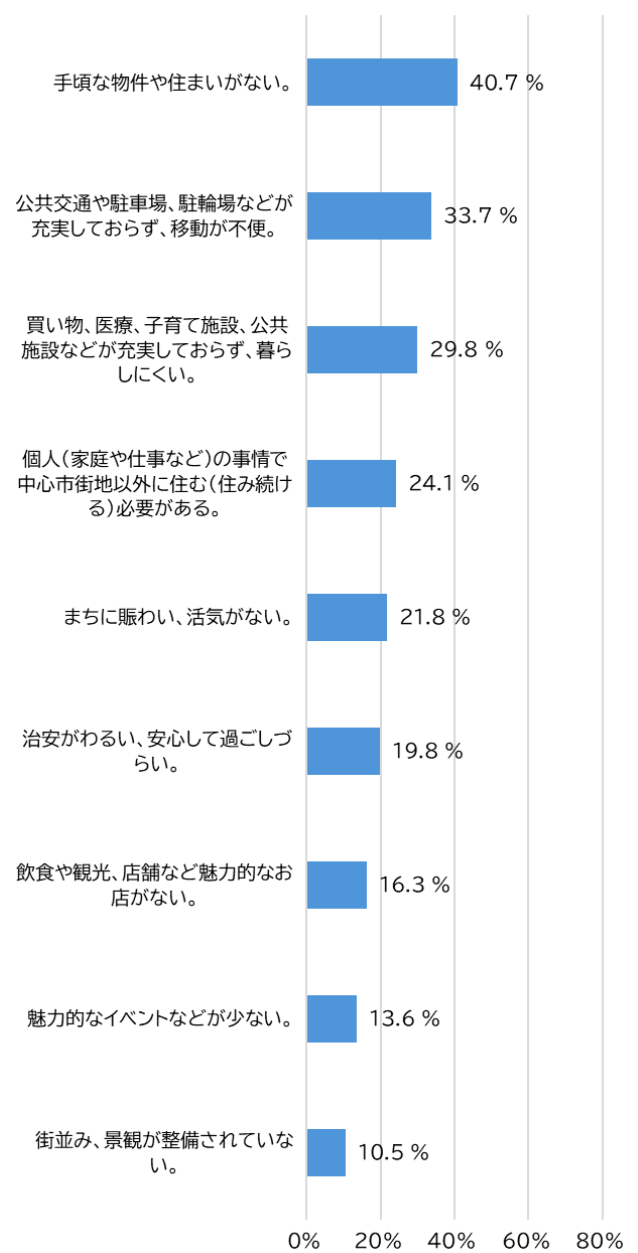
出典:第4期松山市中心市街地活性化基本計画アンケート

■ 中心市街地以外に住みたい(住み続けたい)理由

【中心市街地内の居住者】



【中心市街地外の居住者】



出典:第4期松山市中心市街地活性化基本計画アンケート

(3) 中央商店街の来街者の傾向

【調査概要】

調査名:松山中央商店街(大街道・銀天街・まつちかタウン)街頭アンケート

調査時期:令和7年6月7日~6月12日

調査対象:大街道・銀天街の来街者

調査方法:対面調査

回収数:204件

【調査結果】

松山市の商業機能の中核である大街道・銀天街への要望について、大街道・銀天街の来街者を対象にアンケートを実施した。来街頻度が高い対象者属性は、「女性の勤め人」「自営業・パートタイム勤務、その他」であり、週2,3回以上来訪している者が多い。

交通手段は、「男性の勤め人」「女性の勤め人」「自営業・パートタイム勤務、その他」において自家用車を利用している人が多く、「専業主婦、無職」「学生」において「公共交通機関」を利用している人が多い。

来街目的は、いずれの対象者属性でも、「ランチ・喫茶等の飲食」を目的とした来街が多い。

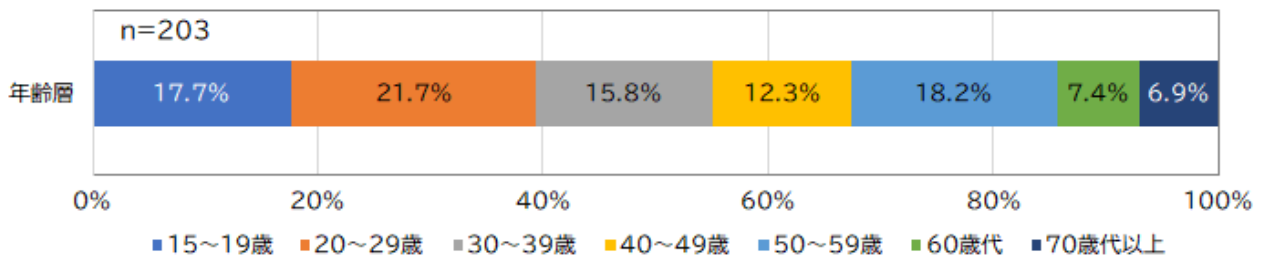
また、中央商店街にもっと充実してほしい店・設備等について、特に要望が強いものは、「トイレ」「気軽に集まれる場所、休める場所」「料金の安い駐車場」になっている。

■対象者属性と対象者属性別の来街状況

対象者属性	対象者属性別の来街状況		
	来街頻度(1位)	交通手段(1位)	来街目的(上位2項目)
男性の勤め人 (21.1%)	2,3 か月に1回 以下 (32.6%)	自家用車 (53.5%)	服や趣味のものなどの買い物(58.1%) ランチ・喫茶等の飲食(39.5%)
女性の勤め人 (20.3%)	週1~月2,3回 程度 (49.1%)	自家用車 (39.0%)	ランチ・喫茶等の飲食(36.6%) 服や趣味のものなどの買い物(36.6%) 日用品の買い物(31.7%)
女性の勤め人 (18.6%)	週2,3回以上 (36.8%)	自家用車 (44.7%)	ランチ・喫茶等の飲食(55.3%) 服や趣味のものなどの買い物(34.2%)
自営業・パートタイム 勤務、その他 (22.1%)	週2,3回以上 (37.8%)	自家用車 (37.8%)	ランチ・喫茶等の飲食(42.2%) ウインドウショッピング、散歩、通り抜け(35.6%)
専業主婦、無職 (16.7%)	週1~月2,3回 程度 (37.7%)	公共交通機関 (38.2%)	ランチ・喫茶等の飲食(47.1%) ウインドウショッピング、散歩、通り抜け(44.1%)

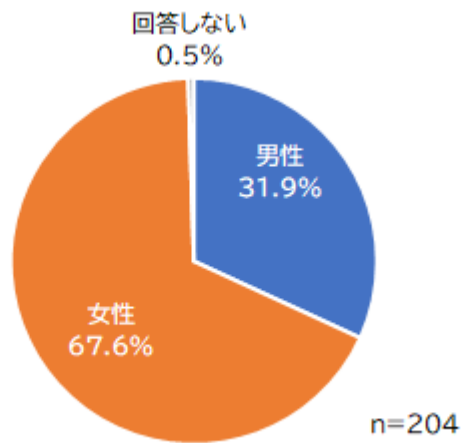
出典:松山中央商店街(大街道・銀天街・まつちかタウン)街頭アンケート

■年齢層



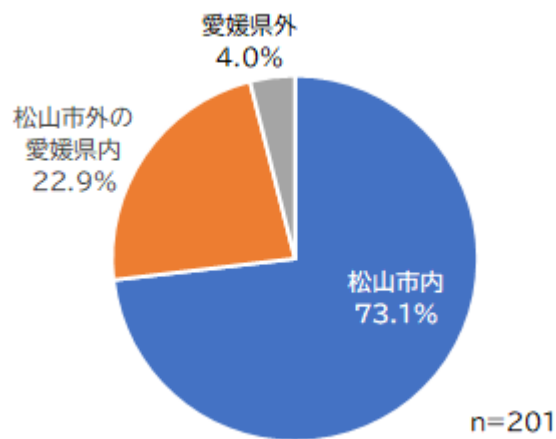
出典:松山中央商店街(大街道・銀天街・まつちかタウン)街頭アンケート

■性別



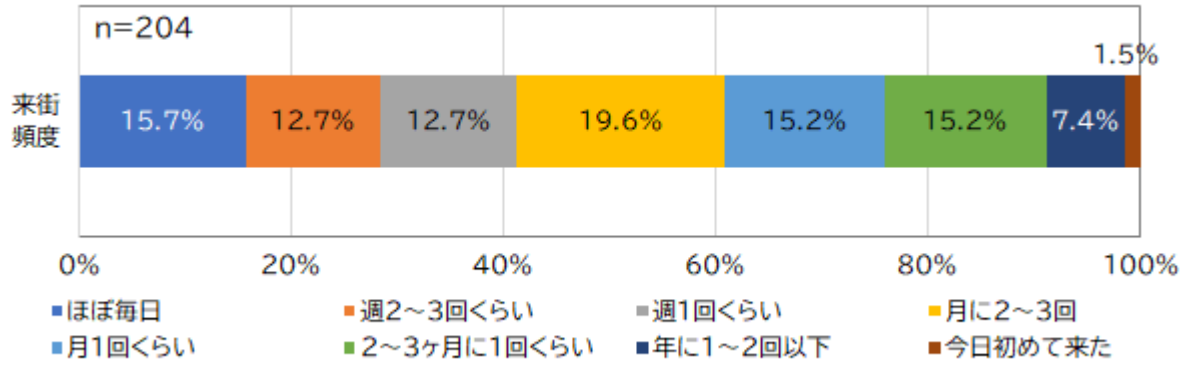
出典:松山中央商店街(大街道・銀天街・まつちかタウン)街頭アンケート

■居住エリア



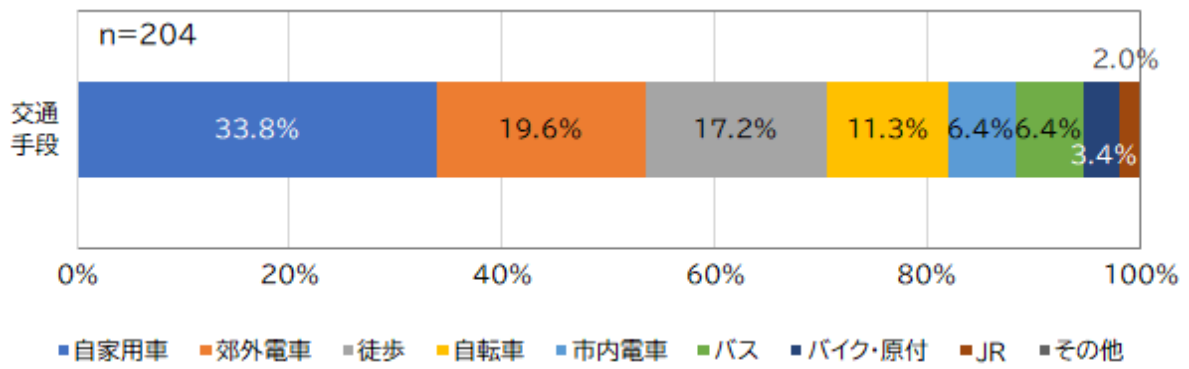
出典:松山中央商店街(大街道・銀天街・まつちかタウン)街頭アンケート

■来街頻度



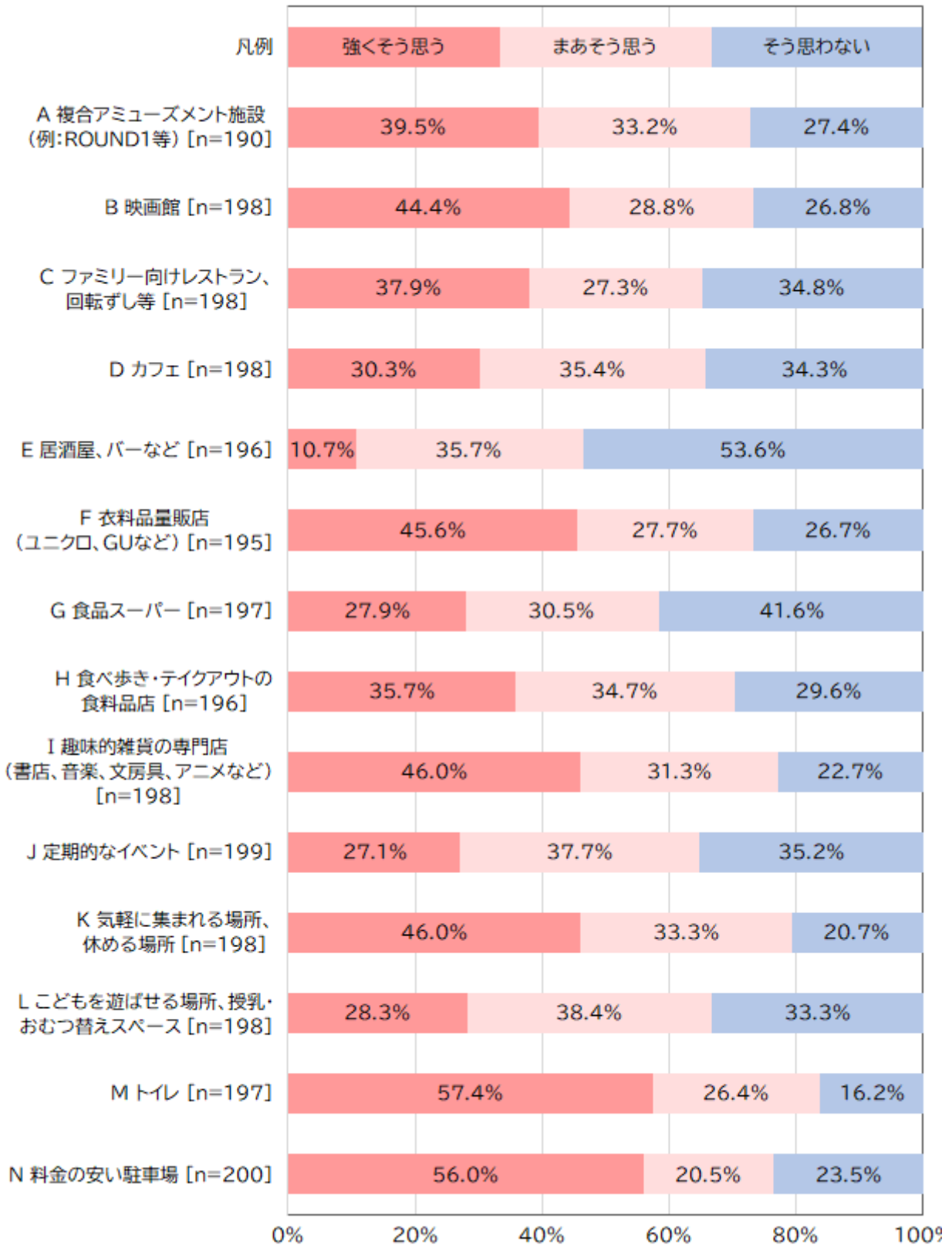
出典:松山中央商店街(大街道・銀天街・まつちかタウン)街頭アンケート

■交通手段



出典:松山中央商店街(大街道・銀天街・まつちかタウン)街頭アンケート

■中央商店街にもっと充実してほしい店・設備等



出典:松山中央商店街(大街道・銀天街・まつちかタウン)街頭アンケート

(4) 中央商店街の来街目的

【調査概要】

調査名:大街道・銀天街来街者アンケート

調査時期:平成25年度～令和6年度

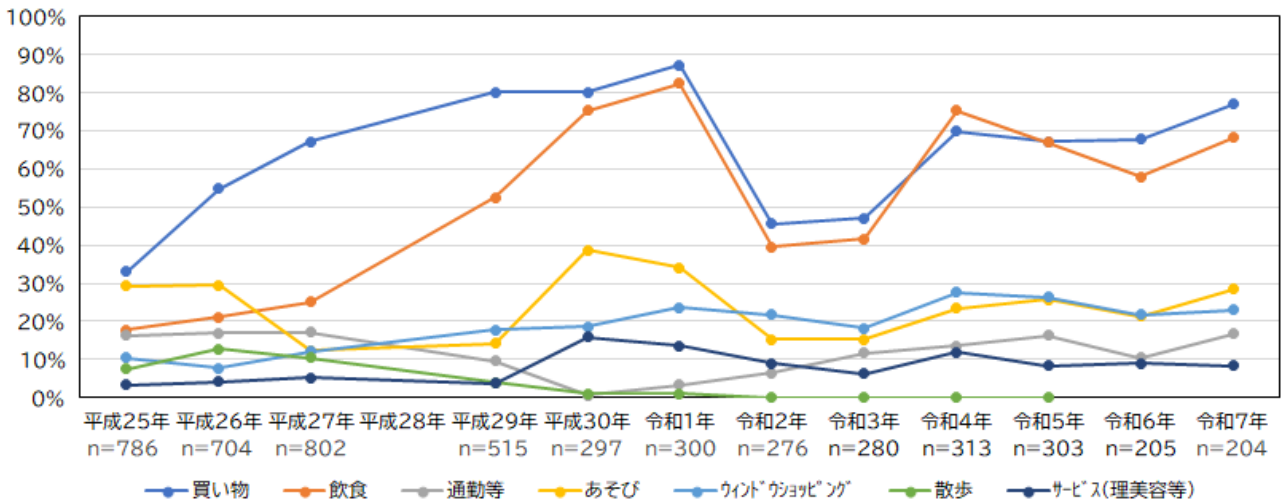
調査対象:大街道・銀天街の来街者

調査方法:対面調査

【調査結果】

松山市の商業機能の中核である大街道・銀天街への来街目的について、大街道・銀天街の来街者を対象に毎年アンケートを実施している。来街目的は平成27年以降、「買い物」と「飲食」が主となっている。特に飲食は平成27年以降、大きな伸びをみせており、令和4年に「買い物」を上回って以降、来街目的として「買い物」と同水準となっている。

■来街目的の変化



出典:大街道・銀天街来街者アンケート

注)○来街目的は複数回答。平成28年度は調査項目外のため不明。

○「散歩」について令和2年度～令和4年度は選択項目なし、令和5年度、令和6年度は「ウィンドウショッピング・散歩・通り抜け」として、ウィンドウショッピング内に統合したため、集計なし。

(5) まとめ

- 松山市について約 9 割が住みやすさを評価し、約 8 割が今後も住み続ける意向である。
- また、中心市街地居住者は、約 8 割が「中心市街地内に住み続けたい」意向である。
- 松山市及び中心市街地は、治安の良さが高く評価されている一方、交通に関する評価が低く、特に中心市街地は駐車場(量や料金など)に対する不満や要望が強い。
- 商業機能等の「飲食」関連については充実度が高いが、特に中心市街地や商店街の空き家や空き店舗の対策等は評価が低い状況となっている。
- そのほか、中心市街地の機能について、特に子ども・子育てに関する機能や、休憩・憩いの機能などは充実していないという評価となっている。
- 中心市街地の居住について、中心市街地外から中心市街地内への転居意向は 3 割未満と低い状況にある。その要因として、中心市街地内への居住に資する手頃な住宅がないといった点が転居の阻害要因になっている。

[3] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

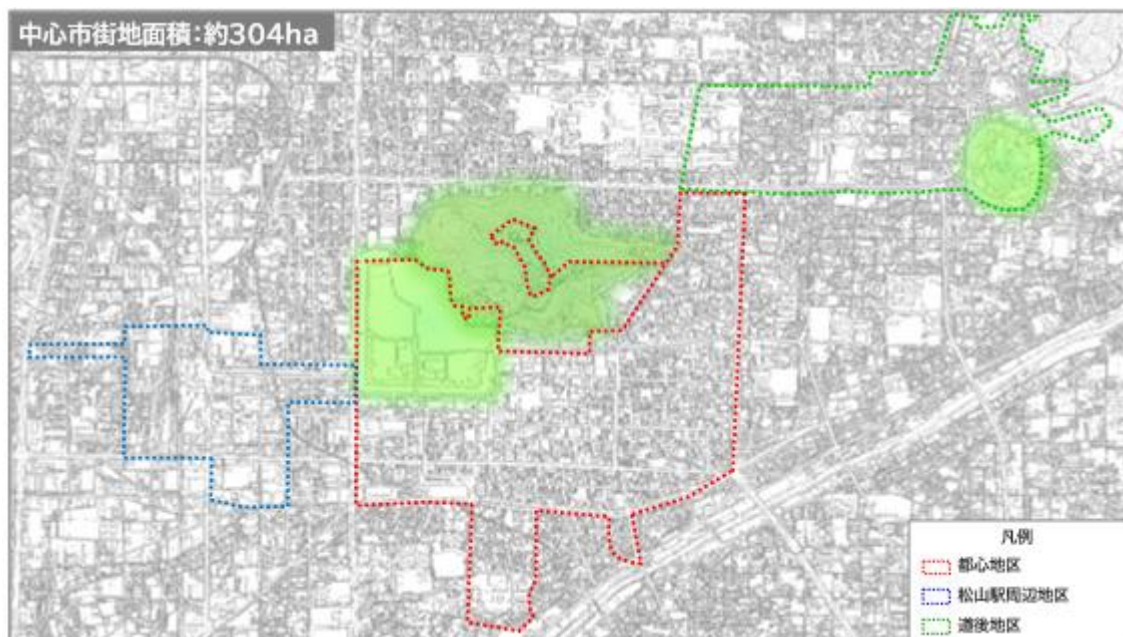
(1) 松山市中心市街地活性化基本計画（第3期計画）の概要

平成20年、平成26年、令和2年に松山市中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地活性化に取り組んできた。

① 概要

第1期計画 (平成20年11月～ 平成26年10月)	第2期計画 (平成26年11月～ 令和2年10月)	第3期計画 (令和2年11月～ 令和8年3月)
[区域面積] 約450ha	[区域面積] 約295ha	[区域面積] 約304ha
[基本方針] ①城下町ならではの賑わいのあるまち ②「坂の上の雲」のまちづくりとまちなか回遊を活かした観光交流のまち ③便利で、楽しい商業のまち	[基本方針] ①広域の中心にふさわしい魅力と厚みのある機能を備えた都心への再生 ②松山独自の歴史や資源によって国内外の人から愛される観光・交流の舞台づくり ③住みたい、住み続けたい魅力ある暮らしの場となる暮らしやすさを実感できるまち	[基本方針] ①出かけたくなるまち ②愛着と誇りを持てるまち ③便利で豊かなまち
[目標] ①街なかの賑わい創出 ②街なかの観光交流人口増 ③街なかの商業活性化	[目標] ①訪れたい都心としての機能強化 ②松山らしさを活かした都市型観光地としての魅力の向上 ③安心して住み続けられる豊かな生活環境の実現	[目標] ①来街者の回遊性向上による賑わい創出 ②観光コンテンツの充実による満足度の向上 ③高質で豊かな居住環境の形成によるコンパクトシティの推進

② 第3期計画区域図



③ 第3期計画の目標指標

目標指標	基準値(令和1年)	目標値(令和7年)
中央商店街の歩行者通行量	48.7千人	50.3千人
観光施設利用者数	1,845千人	1,974千人
居住人口の社会増減数	308人	561人

(2) 事業等の進捗状況

① 各事業等の進捗状況

No.	事業名	進捗		
		完了	実施中	未着手
1	雨水管渠等整備事業		○	
2	松山駅西口南江戸線整備事業	○		
3	鮎屋町護国神社前線整備事業	○		
4	松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業		○	
5	湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発検討事業		○	
6	湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発事業			○
7	一番町一丁目・歩行町一丁目地区第一種市街地再開発検討事業		○	
8	一番町一丁目・歩行町一丁目地区第一種市街地再開発事業			○
9	市駅前社会実験事業	○		
10	市駅前広場整備事業		○	
11	自転車ネットワーク整備事業		○	
12	二番町線整備事業	○		
13	中央循環線整備事業	○		
14	三番町線整備事業		○	
15	千舟町空港線整備事業		○	
16	道後温泉本館保存修理事業	○		
17	城山公園整備事業(堀之内地区第2期)		○	
18	都市再生協議会運営事業		○	
19	JR松山駅付近連続立体交差事業	○		
20	道後公園史跡環境整備事業	○		
21	自転車ネットワーク整備事業		○	
22	景観形成推進事業		○	
23	松山市シェアサイクル実証実験事業		○	
24	みんなで育む美しい街並みと賑わい創出事業		○	
25	まちづくり初動期支援事業		○	
26	商店街保育事業		○	
27	番町公民館耐震改築事業	○		
28	松山赤十字病院整備事業	○		

29	総合コミュニティセンター建物改修事業		○	
30	わが家のリフォーム応援事業		○	
31	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定		○	
32	えひめ・まつやま産業まつり		○	
33	商店街空洞化対策事業		○	
34	中心市街地活性化ソフト事業(道後地区)		○	
35	松山を楽しもうキャンペーン		○	
36	松山春まつり事業		○	
37	松山野球拳おどり事業		○	
38	道後温泉活性化事業		○	
39	瀬戸内・松山観光ビジネス戦略事業		○	
40	都市イメージ向上事業		○	
41	修学旅行誘致促進事業		○	
42	インバウンド消費促進事業		○	
43	松山しごと創造センター運営事業	○		
44	第二種大規模小売店舗立地法特例区域の設定(の要請)		○	
45	クルーズ船誘致・受入推進事業		○	
46	道後温泉本館保存修理工事を活用した観光資源化事業	○		
47	道後温泉地区インバウンド推進事業	○		
48	道後温泉歴史資産を活用した魅力創出事業	○		
49	道後温泉魅力発信事業(道後温泉別館 飛鳥乃湯泉)	○		
50	国際観光客誘致促進事業		○	
51	誘客促進・観光おもてなし事業		○	
52	未来へつなぐ道後まちづくり事業	○		
53	あきんど事業		○	
54	松山市商店街活性化支援事業		○	
55	まちづくりコーディネーター派遣事業		○	
56	松山はいく事業		○	
57	道後温泉地区における誘客キャンペーン		○	
58	松山城管理事業(集客促進等)		○	
59	地域主体の魅力発信事業		○	
60	移住定住促進事業		○	
61	道後温泉本館保存修理工事推進事業(交通影響緩和)	○		
62	『坂の上の雲』を軸とした 21 世紀のまちづくり事業		○	

② 未着手の事業について

事業名	未着手の理由
湊町三丁目 C 街区地区 第一種市街地再開発事業	コロナ禍や物価高騰等の影響で事業計画の策定に時間を要しているため。
一番町一丁目・歩行町一丁目地区 第一種市街地再開発事業	コロナ禍や物価高騰等の影響で事業計画の策定に時間を要しているため。

(3) 目標の達成状況

① 中央商店街の歩行者通行量

【指標の概要】

算出方法: ○中央商店街計3か所(大街道一番町口、銀天街千舟口、銀天街四丁目西口)の歩行者の通行量を平日と休日(各1日)の4時間(12:00~16:00)を毎月測定。
○年間(1月~12月)の3地点の平日・休日の合計を1月分に平均した数値を算出。

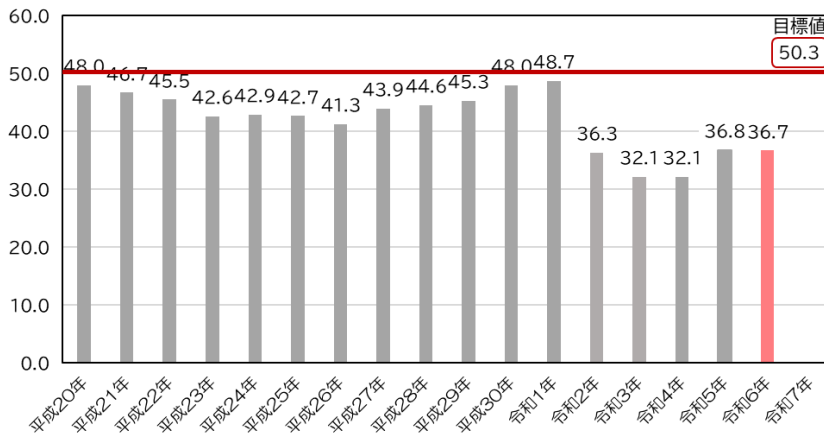
調査月:毎月

目標指標	基準値 (令和1年)	目標値 (令和7年)	最新値 (令和6年)
中央商店街の歩行者通行量	48.7千人	50.3千人	36.7千人

【実績値の推移】

■中央商店街の歩行者通行量の推移

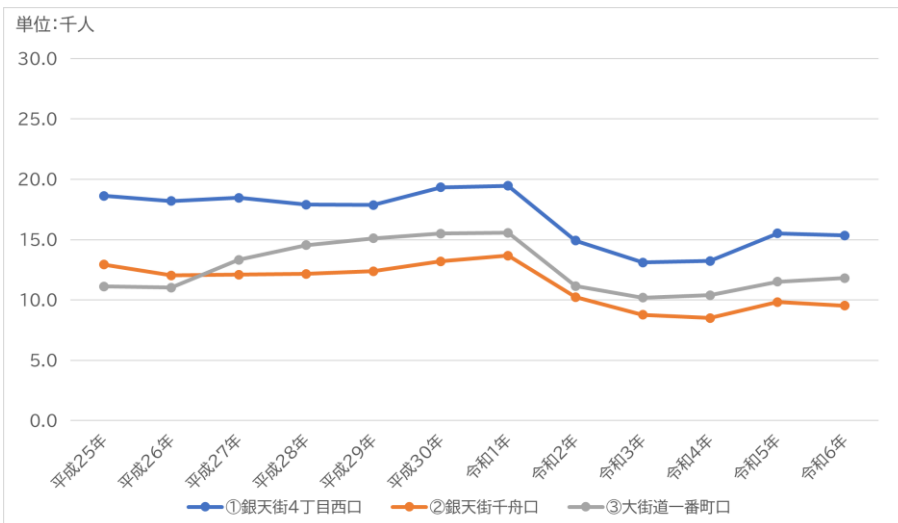
単位:千人



年	実績値(単位)
令和1年	※基準年値 48.7(千人)
令和2年	36.3(千人)
令和3年	32.1(千人)
令和4年	32.1(千人)
令和5年	36.8(千人)
令和6年	36.7(千人)
令和7年	—
※目標値 50.3(千人)	

出典:松山市資料

※参考:地点別歩行者通行量の推移と調査地点



出典:松山市資料

【実績値に関する要因分析】

中央商店街の歩行者通行量は、48.7千人(令和1年)から36.7千人(令和6年)へと減少している。その要因としてコロナ禍を経て生活の意識や行動の変化が生じ、ネットショッピングで買い物をする人が増加するなど、外出機会が減少したことが影響したと推察している。また、歩行者通行量の増加等に寄与する「湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発事業」や「市駅前広場整備事業」は未完了で、期待される効果が発揮されていないことも要因にあると推察している。

【目標達成に寄与する主要事業の進捗状況】

事業名	事業実施状況
商店街空洞化対策事業	商店街組織が社会福祉法人やNPO等と共同して空き店舗で、教育文化、保健医療、社会福祉等の商店街活性化事業を実施する事業を支援している。
あきんど事業	中心市街地活性化協議会が、中央商店街内で新規に操業する飲食業者やサービス業者に対し、補助金を交付し、商店街の活性化を図っている。
商店街保育事業	「てくるん」で商店街保育事業を行っていた「すまいる保育園」は、令和5年3月にアエル松山へ移転し事業を継続している。
湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発事業	現在、施行予定者は、事業計画の策定や権利者をはじめとする関係者の合意形成など、事業認可に向け活動している。
市駅前広場整備事業	第3期計画期間中は、交通への影響やにぎわい創出を検証するための社会実験を踏まえ、広場や路面電車の線路移設等の設計を行ったほか、東面ロータリーや路面電車の軌道移設工事などに着手しており、当初の計画通りに進捗している。

【今後について】

中央商店街の歩行者通行量は、令和4年に増加に転じているが増加率は緩やかな状況にある。空き店舗率は約20%前後で推移していて魅力が低下しているため、ネットショッピングにはない、行きたくなる店舗づくりや歩いて楽しい空間整備等が必要になっている。

引き続き、松山市駅前広場整備を計画的に進めるほか、商店街での空き店舗対策や民間再開発事業を後押しすることで、中央商店街のにぎわい再生に取り組む。

② 観光施設利用者数

【指標の概要】

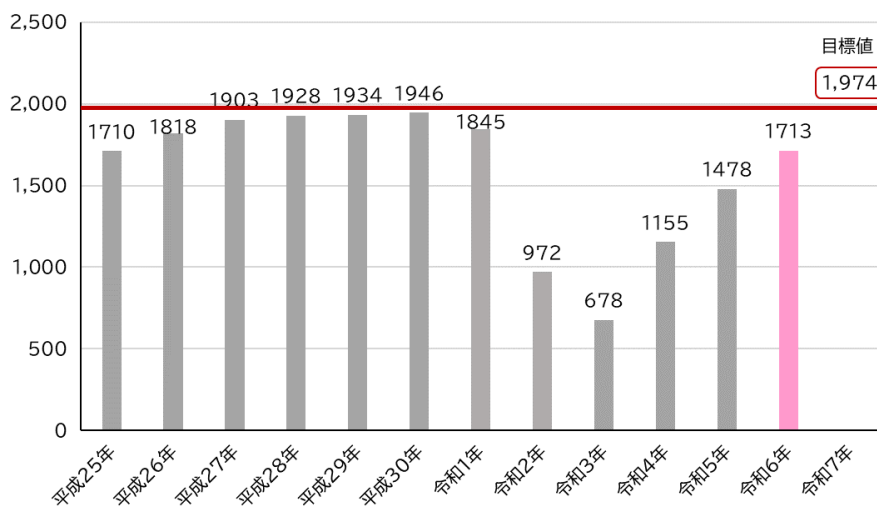
算出方法：計画区域内にある市有観光施設(松山城天守閣、道後温泉(本館・椿の湯・別館 飛鳥乃湯泉)、子規記念博物館、坂の上の雲ミュージアム、二之丸史跡庭園)の年間利用者数を集計
調査月：年間(1月～12月)の利用者の合計

目標指標	基準値 (令和1年)	目標値 (令和7年)	最新値 (令和6年)
観光施設利用者数	1,845千人	1,974千人	1,713千人

【実績値の推移】

■観光施設利用者数の推移

単位：千人

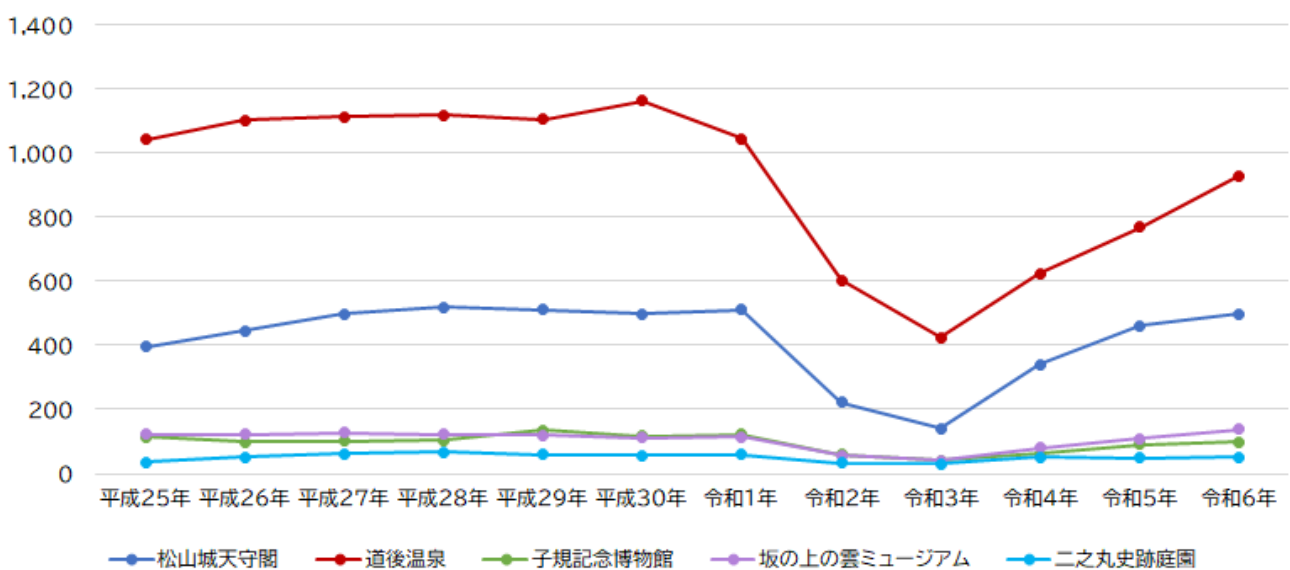


年	実績値(単位)
令和1年	※基準年値 1,845(千人)
令和2年	972(千人)
令和3年	678(千人)
令和4年	1,155(千人)
令和5年	1,478(千人)
令和6年	1,713(千人)
令和7年	—
※目標値 1,974(千人)	

出典：松山市資料

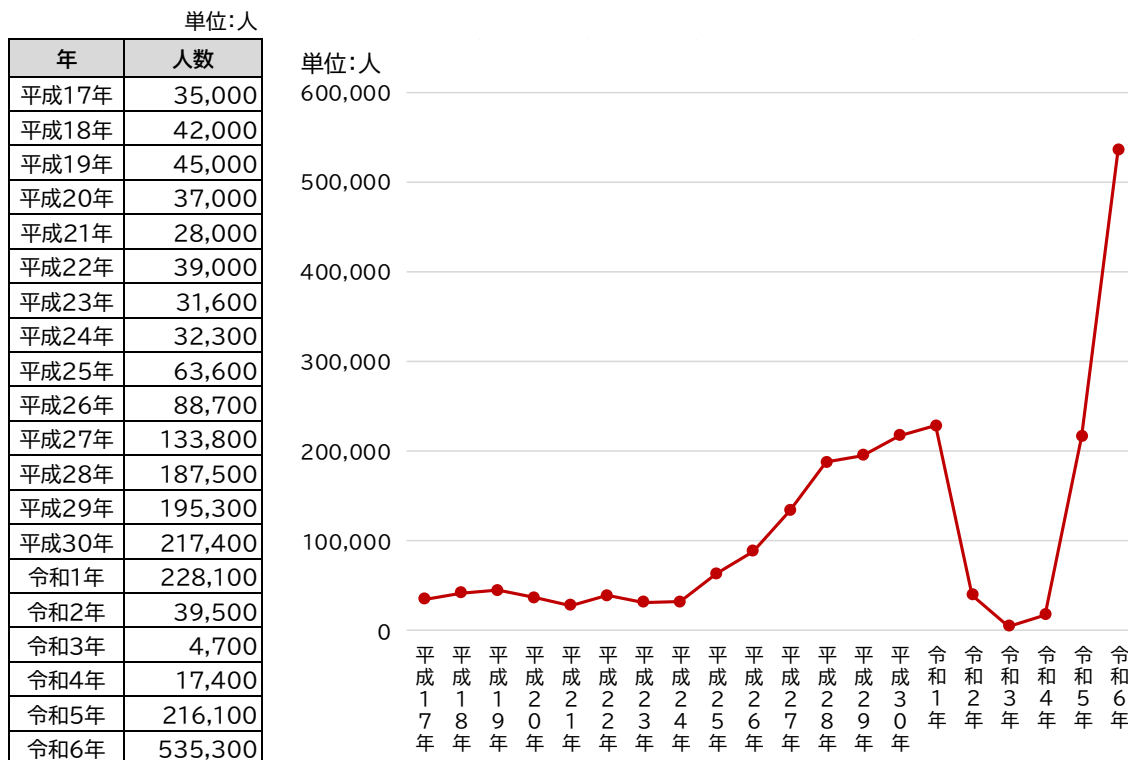
※参考：観光施設別利用者数の推移の内訳

単位：千人



出典：松山市資料

※参考:外国人観光客推定数の推移



出典:令和6年松山市観光客推定表

【実績値に関する要因分析】

観光施設利用者数は、1,845 千人(令和1年)から 1,713 千人(令和 6 年)へと減少している。その要因として、令和2年と令和3年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による観光施設の休館やイベントの中止・規模縮小等が影響していると考えている。令和4年以降は、旅行支援や水際対策の緩和等により観光施設利用者は増加し、令和 5 年以降は、インバウンド需要で急増している。

【目標達成に寄与する主要事業の進捗状況】

事業名	事業実施状況
瀬戸内・松山観光ビジネス戦略事業	航空事業者と連携して、旅行会社向けのテストツアーを実施しているほか、首都圏での観光商品説明会の開催や、九州旅行博覧会への出展等を実施している。
道後温泉本館保存修理工事を活用した観光資源化事業	道後温泉本館保存修理工事の前期期間中、「道後 REBORN プロジェクト」を実施し、国内外への魅力発信を行い、話題性を喚起し、入浴客や来訪客の誘客促進に取り組んだ。
未来へつなぐ道後まちづくり事業	道後温泉本館の保存修理工事期間中の活性化策として、「温泉」という地域資源に「アート」を取り入れた事業を、令和3年度から令和5年度まで実施し、関係人口の創出や道後地区内の回遊性の向上等に取り組んだ。
クルーズ船誘致・受入推進事業	クルーズ船を受け入れ、松山外港からスムーズに松山市内や近隣を観光してもらうため、愛媛県などと連携し観光案内などを実施している。

【今後の対応】

観光施設利用者数は、令和4年に増加に転じているが、令和6年でも基準値には達していない。この増加傾向を維持していくためには、国内外の観光客を問わず、ニーズに柔軟に対応していく必要がある。

引き続き、国内外の観光客の誘客を図るほか、観光DXの推進や観光コンテンツの充実等により、これまで以上に観光等で稼ぐ地域への発展に取り組む。

③ 居住人口の社会増減数

【指標の概要】

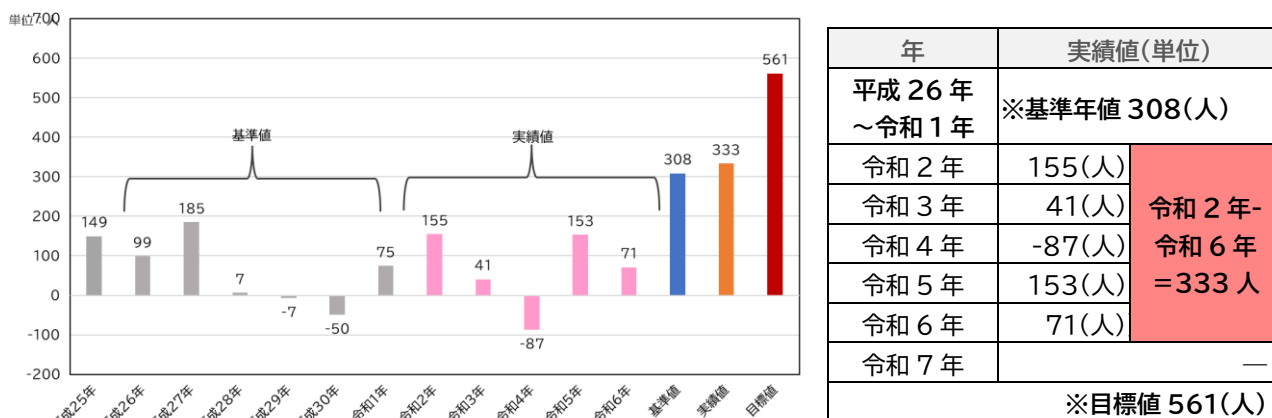
算出方法:年間(1月～12月)の計画区域内の社会増減数を算出

調査月:毎年2月

目標指標	基準値 (平成26年～ 令和1年)	目標値 (令和2年～ 令和7年)	最新値 (令和2年～ 令和6年)
居住人口の社会増減数	308人	561人	333人

【実績値の推移】

■居住人口の社会増減数



※令和3年、令和4年、令和6年は、計画区域内でマンションが新築された。

【実績値に関する要因分析】

居住人口の社会増減数について、基準値308人(平成26年～令和1年)に対し、令和2年～令和6年までの実績値は333人となっている。

市内全体として人口は減少傾向にあるものの、計画区域内で民間マンション等が新築された年は、令和4年を除き、増加している。「松山赤十字病院整備事業」は完了したものの、「湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発事業」や「一番町一丁目・歩行町一丁目地区第一種市街地再開発事業」は、計画期間内に着手することができず期待される効果が発揮されていないため、目標値を達成していないものと推察している。

【目標達成に寄与する主要事業の進捗状況】

事業名	事業実施状況
松山駅周辺土地地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業	平成 20 年に事業計画を決定し、第 3 期計画期間中は、松山駅交通拠点機能強化検討会を設立し、バスタプロジェクトの実現に向け検討を開始したほか、「松山駅交通拠点機能強化整備方針」策定、「松山市車両基地跡地広域交流拠点施設整備検討会」を開催し、車両基地跡地の新施設について基本計画を策定するなど、関係団体等と連携・協力し、事業を推進している。
松山赤十字病院整備事業	平成27年6月に工事に着工、令和4年2月に竣工し、地域住民に安全で良質な医療を提供している。
湊町三丁目 C 街区地区 第一種市街地再開発事業	現在、施行予定者は、事業計画の策定や権利者をはじめとする関係者の合意形成など、事業認可に向け活動している。
一番町一丁目・歩行町一丁目地区 第一種市街地再開発事業	現在、施行予定者は、事業計画の策定や権利者をはじめとする関係者の合意形成など、事業認可に向け活動している。

【今後の対応】

「松山赤十字病院整備事業」は前期計画期間内に完了したものの、その他の主要事業は、継続または未着手の状況にある。

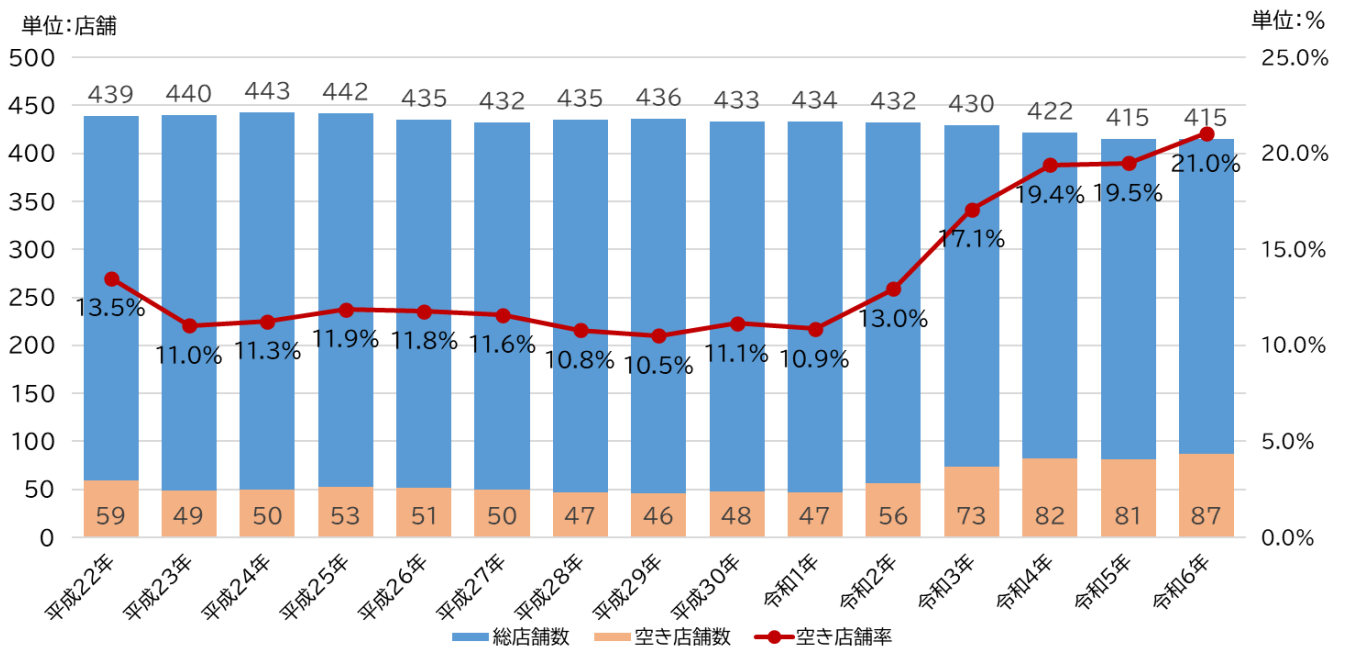
市主体で実施する、「松山駅周辺土地地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業」については、引き続き、関係団体等と連携・協力して推進するほか、湊町三丁目 C 街区地区及び一番町一丁目・歩行町一丁目地区の第一種市街地再開発事業については、施行予定者を支援することで、期待される効果が発揮されるよう取り組んでいく。

[4] 中心市街地活性化の課題

(課題1) 店舗づくり等によるにぎわいの再生

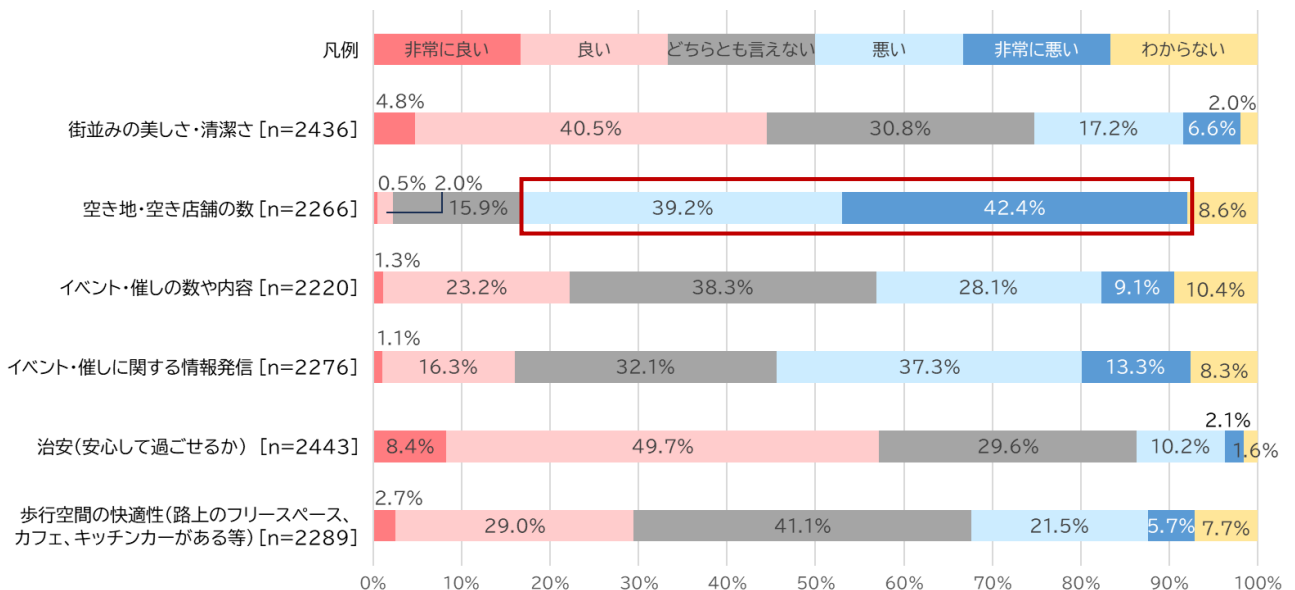
中央商店街の歩行者通行量は目標値に達しておらず、空き店舗率は20%前後と高い値で推移しており、中心市街地の魅力やにぎわいが失われつつある。また、空き地・空き店舗についての増加を市民が実感しており、商店街の空き店舗対策等についてもニーズが強い。引き続き、ハード整備による新たな集客拠点の整備やソフト事業による空き店舗対策や担い手の育成、新規創業者支援等を行い、行きたくなる店舗づくりやアクセス性の向上を図り、中心市街地のにぎわい再生が必要となっている。

■中央商店街の空き店舗率の推移

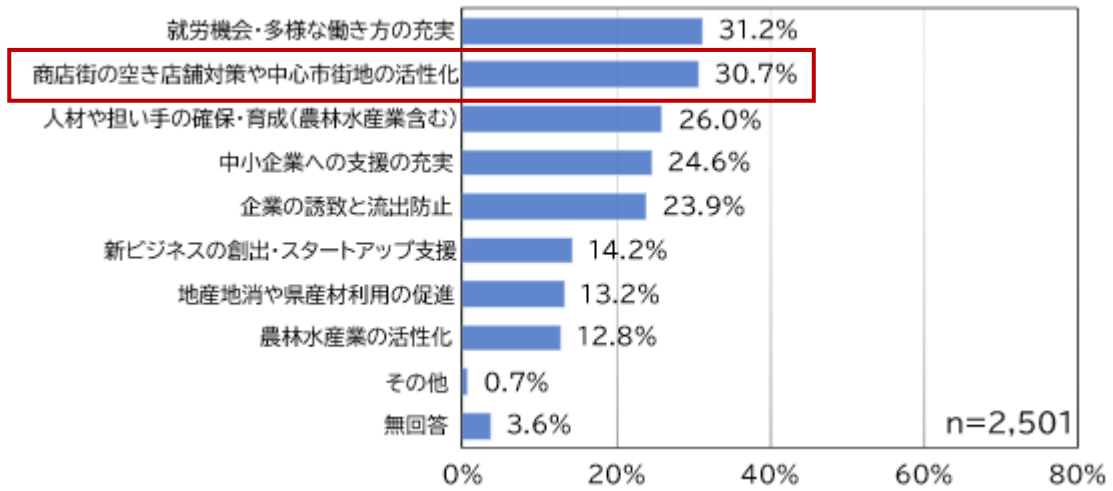


出典：松山市店舗状況変化調査(中央商店街)(各年1月1回調査)

■中心市街地の現状について感じること(景観・イベントなど)



■力を入れるべき取り組み(産業・経済分野)



出典:第7次松山市総合計画の策定に向けた市民意識調査

(課題2) 観光コンテンツの充実等で稼ぐ地域への発展

市全体の観光推定消費額はコロナ禍前の水準以上を記録しているものの、中心市街地域内の観光施設利用者数はコロナ禍前の水準には未だ達しておらず、市民からも「観光都市としての魅力の向上」に力を入れるべきとするニーズが強い。

また、外国人観光客は令和5年から6年度にかけて急増しており、内訳を見ると、令和1年までは台湾からの宿泊者が最も多かったが、令和5年に松山ーソウル・釜山便が増便されて以降、韓国からの宿泊者が最も多くなるなど、コロナ禍を経て、国内外の観光客層も変化している。

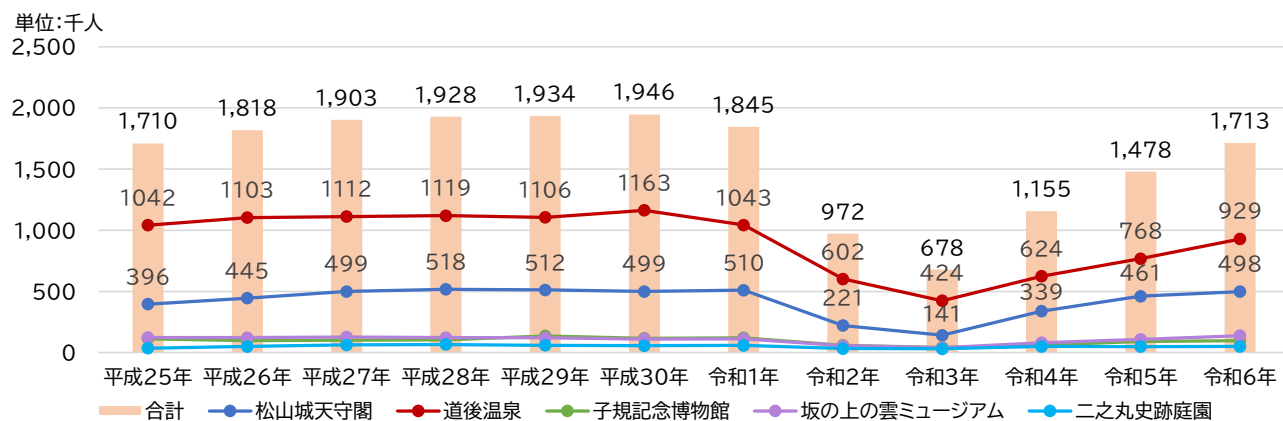
引き続き、ニーズに合わせた観光コンテンツの充実や諸外国の直行便・クルーズ船の誘致などの更なる誘客、観光産業の効率化・生産性向上に向けた観光DXの推進など、稼ぐ地域への発展が求められている。

■推定観光消費額の推移



出典:「松山市観光客推定表」より松山市作成

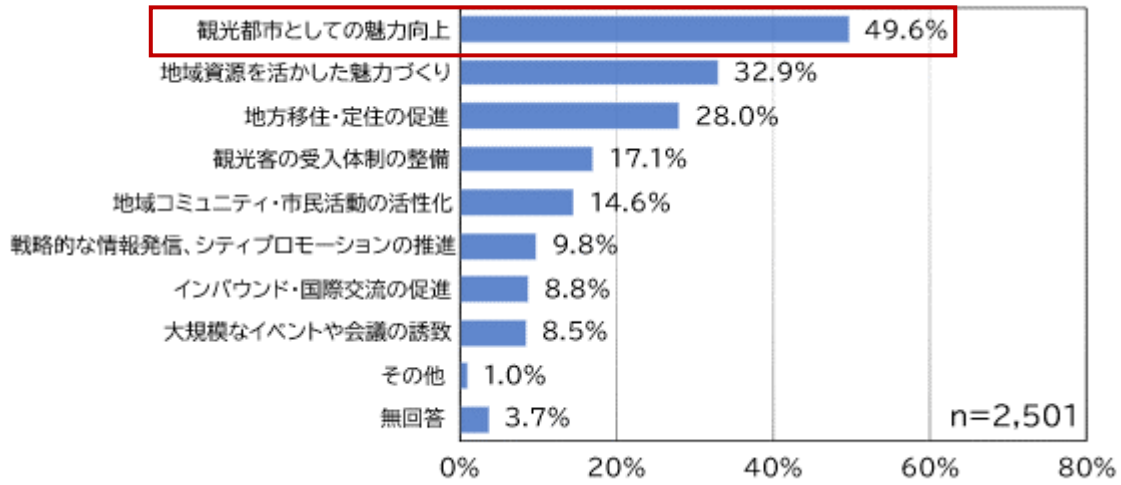
■観光施設の年間利用者数



出典:「松山市観光客推定表」より松山市作成

注)道後温泉は、道後温泉本館、道後温泉 椿の湯、道後温泉別館 飛鳥乃湯泉の利用者数の合計

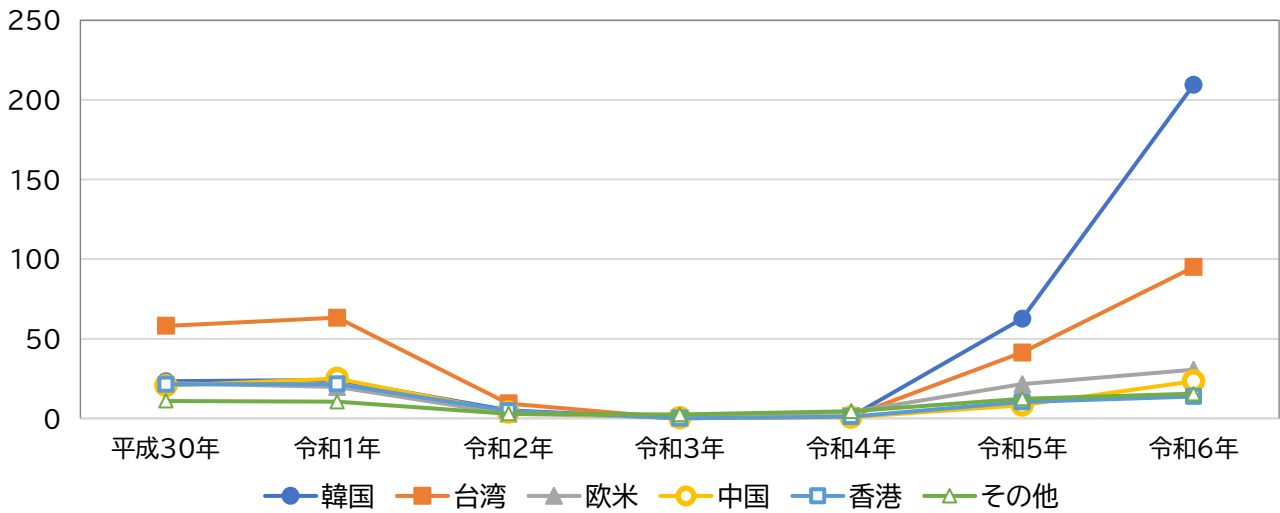
■力を入れるべき取り組み(観光・地域活性化)



出典: 第7次松山市総合計画の策定に向けた市民意識調査

■外国人観光客の内訳

単位:千人

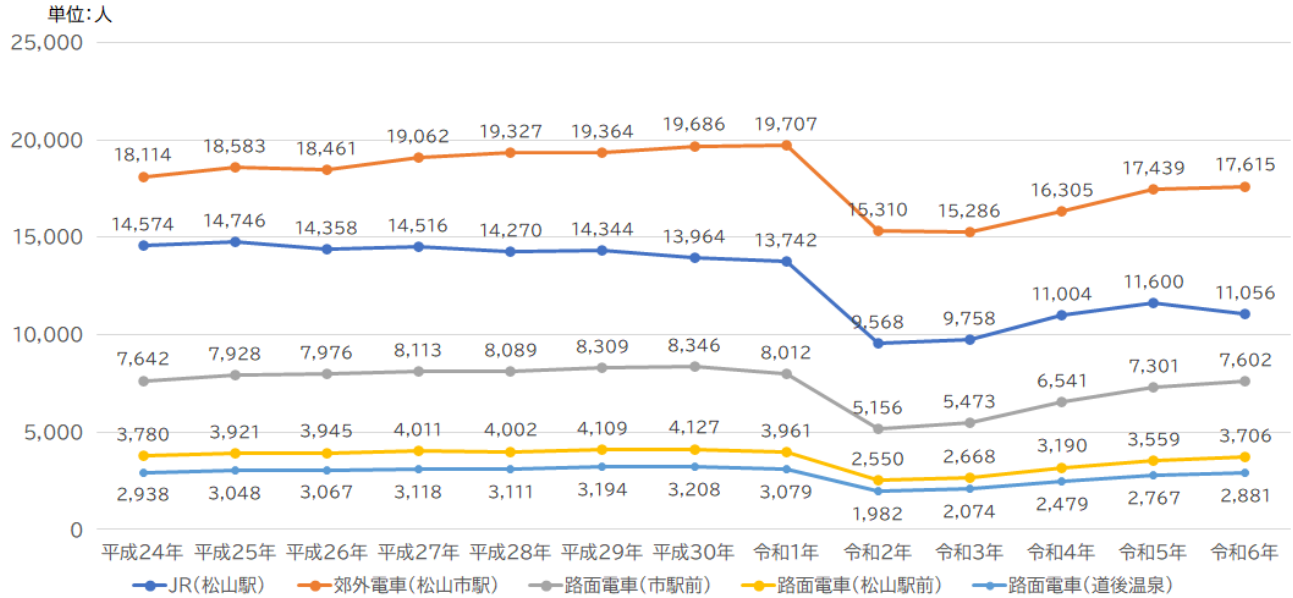


出典:松山市観光客推定表

(課題3) 歩いて暮らせる居住環境の形成

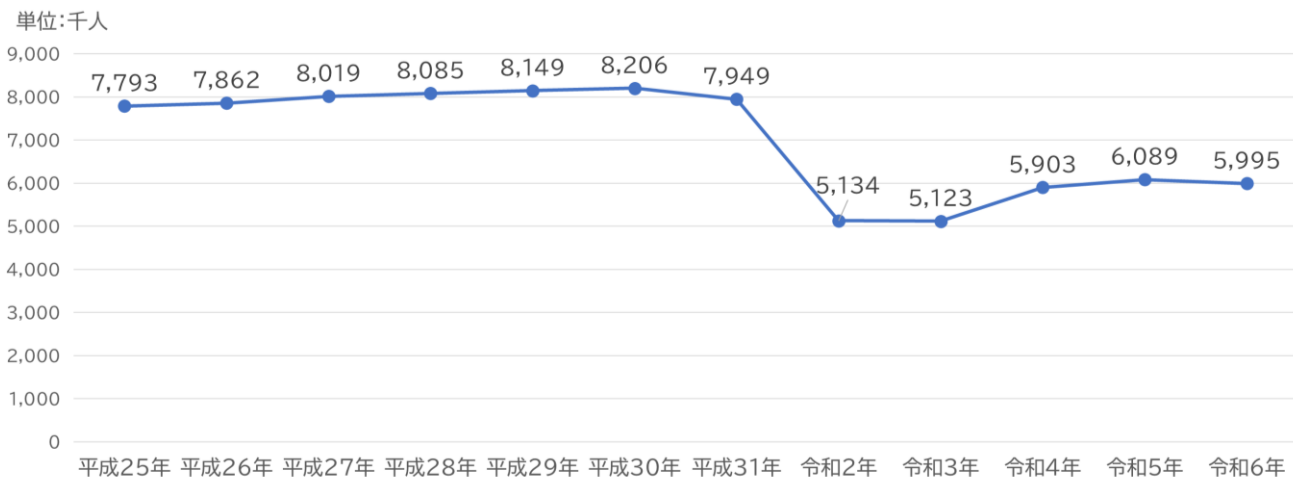
居住人口の社会増減数は、増加に転じているが、目標値の半数程度に留まっている。また、高齢化や人口減少に対応するためには、コンパクトシティの推進や公共交通の利便性の向上が求められているが、中心市街地に居住機能や駐車場、憩いの機能などまちなかの滞在・快適な移動に資する機能の充実等に対する市民のニーズも強い。都市機能の維持・発展により身近な場所にモノ・コトを充実させるとともに、安全で快適に移動しやすい環境を整備し、歩いて暮らせる居住環境の形成が必要となっている。

■JR 松山駅及び松山市駅(郊外電車、路面電車)の1日当たり乗降客数



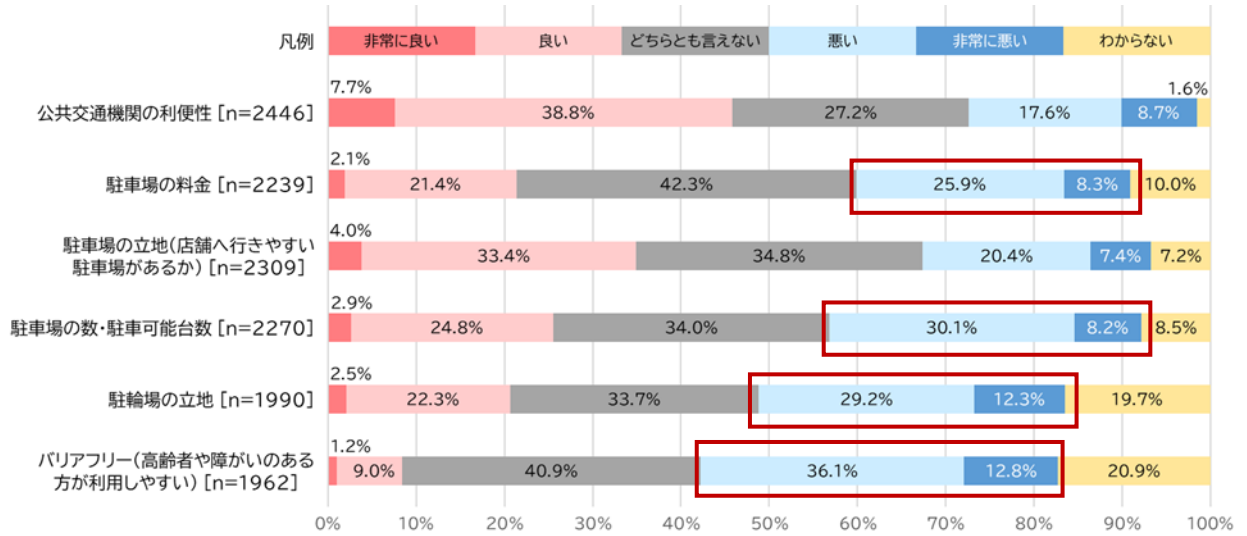
資料:松山市資料

■路線バス(伊予鉄バス)の年間輸送人員の推移



出典:松山市資料

■ 中心市街地の現状について感じる事(交通アクセスについて)

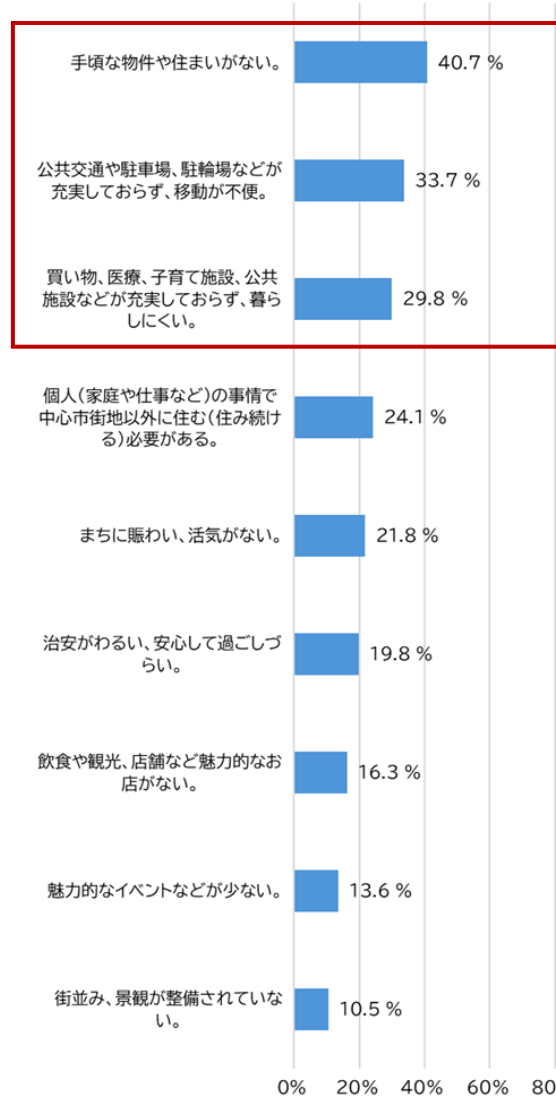
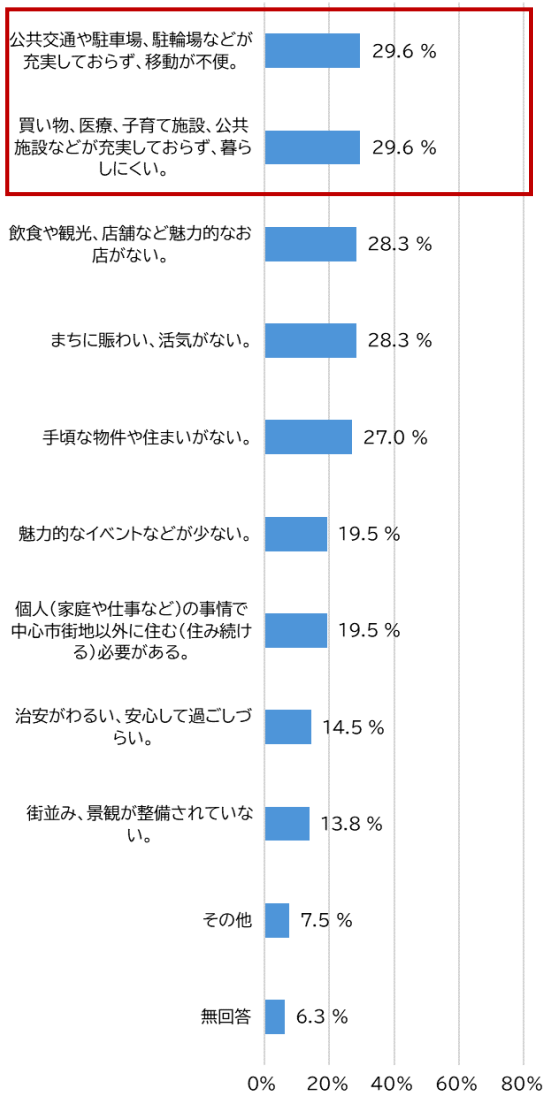


出典:第4期松山市中心市街地活性化基本計画アンケート

■ 中心市街地以外に住みたい(住み続けたい)理由

【中心市街地内の居住者】

【中心市街地外の居住者】



出典:第4期松山市中心市街地活性化基本計画アンケート

[5] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

(1) 上位計画・関係計画

① 第7次松山市総合計画（令和7年3月）

[位置づけ]

松山市の将来のあるべき姿を描き、その実現を目指すために、まちづくりの方向性を示す本市の最上位計画。第7次総合松山市総合計画の計画期間は、令和7年度から令和16年度の10年間であり、令和7年度から令和11年度の5年間で前期基本計画、令和12年度から令和16年度の5年間で後期基本計画とする。なお、基本計画には「松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を含む。

[まちづくりの理念]

一人ひとりの幸せが実現するまちへ ～笑顔を大切に「つながる力」で挑戦～

[将来都市像]

人、まち、仕事がつながる交流拠点『SETOUCHI まつやま』

[中心市街地に関連する記載]

(将来のまちの姿/②「まち」がつながる)

中心市街地では、歩いて暮らせる都会的な街並みと緑豊かで魅力ある景観が調和した都市空間が創出されています。それらに加え、まちのにぎわいと歴史や文化を感じながら、徒歩や自転車、地域公共交通等の移動手段の連携により、JR 松山駅や松山市駅、城山公園、中央商店街、道後温泉など、地域資源を快適に回遊することができます。

(前期基本計画/政策 05 ワクワクを全国・世界へつなぐ【都市の魅力】)

施策 052:人を引き付けるまちの魅力向上

(5)商業の集積等によるまちの活性化(0525)

商店街や観光施設、関係団体等が連携し、市内外からの集客や回遊性向上を図るため、地域が持つ魅力や特性をいかして、まちの魅力を高めつつ、商業の活性化を推進することで、家族や友達と一緒に楽しめる場所や、楽しく買い物ができる場所が充実するなど、まちのにぎわい創出につなげます。

計画/政策 06 人と仕事と暮らしをつなぐ【経済・産業】)

施策 062:地域産業の振興

(4)商店街の活性化(0624)

商店街をはじめとする商業集積地の活性化を図るため、商店街への出店や商店街の活動を支援するとともに、来街者や観光客などの周遊促進や消費拡大を図るなど、地域のにぎわいづくりや魅力向上に取り組めます。

施策 081:にぎわいのある都市空間の形成

(2)中心市街地の活性化(0812)

JR 松山駅周辺・松山市駅前の整備に加え、市街地再開発事業などの民間主導の取組や商店街への出店・建替えを後押しし、商店街等の関係者と連携しながら、官民一体で中心市街地の活性化を推進します。

② 松山市都市計画マスタープラン

[位置づけ]

都市計画マスタープランは、都市計画法によって市町村で策定することが義務付けられている。市町村の都市計画は、都市計画マスタープランに即して実施する必要がある、都市計画を中心とする今後の都市づくりの重要な指針となる。

総合計画が市政全般にわたる総合的な指針であるのに対して、都市計画マスタープランは、土地利用や市街地整備、都市施設整備(道路、公園、河川、下水道等)、自然環境保全、景観形成、防災まちづくりなど、まちの整備・開発・誘導や保全に関する具体的な指針である。

[都市づくりの基本方針]

- ① 松山市、愛媛県、さらには四国全体の活力を牽引する都心機能を高める
- ② 住み慣れたまちでの暮らしの安心感を効果的に支える
- ③ 自然環境や地球環境を大切にすまちづくりをひろげる
- ④ 地域固有の資源の保全・活用により活力ある地域づくりを進める

[中心市街地に関連する記載]

(地域別まちづくり方針/1)都心地域の街づくり方針)

②地域の将来目標

地域の将来像	四国の顔となる都市としてにぎわいあふれるまち
地域づくりの将来目標	魅力ある商業・観光・居住空間の形成
	人や環境にやさしい道路・交通の充実
	快適で美しい都心環境の形成

③ 松山市立地適正化計画（平成29年3月策定、平成31年3月改訂）

【位置づけ】

松山市立地適正化計画は、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の実現に向けて、都市再生特別措置法第82条に基づき、都市全体の観点から、居住機能や医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして策定する計画である。

一定の生活サービス施設や居住を緩やかに誘導するため、平成29年3月に「松山市立地適正化計画」を策定し（都市機能誘導区域を設定）、平成31年3月に「松山市立地適正化計画改訂版」を策定した（居住誘導区域を追加）

【まちづくりの方針】

① 多様な居住環境・ライフスタイルを支える

○高次な都市機能の享受やにぎわいに溢れる暮らし、豊かな自然環境と調和したゆとりある暮らし、歴史や文化を身近に感じる風情ある暮らしなど、多様性のある居住環境やライフスタイルを実現可能な都市づくり

② 安全・安心な暮らしを支える

○超高齢社会でも、積極的な外出や円滑な移動を支える都市づくり

○子育てや医療・福祉、買物など、日常生活に欠かせない機能を安心して享受できる都市づくり

○災害時でも安全・安心な居住環境が確保できる都市づくり

③ 既存ストックを活かす

○都心内及び都心と各地域とを結ぶ鉄軌道や路線バスなどの公共交通ネットワーク、都市機能施設・居住地集積など、既存ストックを活かした効率的・持続的な都市づくり

【中心市街地に関連する記載】

都市機能誘導区域の都心地区は、松山市中心市街地活性化基本計画区域をほぼ含む。

(2) 中心市街地活性化の方針

本市では、第3期計画で、「職・住・遊の近接で豊かな生活が実現されたまち」を中心市街地活性化の目標に掲げ、「出かけたくなるまち」「愛着と誇りを持てるまち」「便利で豊かなまち」を基本方針に中心市街地活性化に取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰等の影響により、令和6年度定期フォローアップ実施時点では、第3期計画に掲げた目標指標はいずれも達成できていない。

また、近年では、少子高齢化の進行のほか、コロナ禍を経て生活の意識や行動の変化が生じ、ネットショッピングで買い物する人が増え、それに伴い外出機会が減少していると推察しており、行きたくなる店舗づくり等による中心市街地のにぎわい再生や国内外の観光客のニーズに合わせた対応等による観光等で稼ぐ地域への発展、コンパクトシティ化の推進による歩いて暮らせる居住環境の形成が必要になっている。

本市の上位計画の「第7次松山市総合計画」では、将来都市像について「人、まち、仕事がつながる交流拠点『SETOUCHI まつやま』」を掲げており、中心市街地ではその核となる機能の創出が求められるほか、「松山市都市計画マスタープラン」「松山市立地適正化計画」で理念等が掲げられている。そこで、上位計画の理念等を踏まえた上で、現状分析やニーズ分析等から導き出された現状の課題解決を図るため、中心市街地活性化の目標(全体テーマ)及び基本方針を次のとおり設定する。

■中心市街地活性化の目標

ヒト・モノ・コトがつながる、
便利で快適な行きたい・住みたいまち



基本方針1

【にぎわい創出/経済活力の向上】

行きたくなる店舗づくりと観光コンテンツの充実等で、
モノ・コトを集め、便利でにぎわうまちにする

- 商店街等への出店促進や市街地再開発事業等による飲食・商業施設やオフィス、ホテル、文化・スポーツ施設などの都市機能の集積を進め、都市から取得できる人流や消費などのデータを活用して魅力ある店舗づくりの促進や買い物・遊びの場、様々な体験や学びができる場の充実を図り、中心市街地のにぎわい再生及び利便性向上に取り組むことで、今より更に行きたくなる中心市街地を目指す。
- 国内外の観光ニーズへの対応や観光DXの推進により観光コンテンツの充実と合わせて効果的な情報発信や、瀬戸内の魅力を活かしたインバウンドの獲得などにより誘客を進め、観光等で稼ぐ地域を目指す。

基本方針2

【街なか居住の推進】

居心地が良い空間づくりと快適で豊かな居住環境の形成で、
住みたくなるヒトを増やす

- 土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施による居住環境の形成と合わせたオープンスペースの創出や広場・公園等の整備により、都会的な街並みと魅力ある景観が調和した都市空間を創出することで、居心地が良く、様々な活動や好きなことに打ち込める環境が整った、住みたくなるコンパクトシティを目指す。
- 基本方針3で挙げる安全で快適に移動しやすい環境の創出と一体的に取り組むことで、高齢者や人口減少に対応した更に歩いて暮らせるまちを目指す。

基本方針3

【公共交通の利便の増進】

安全な歩行空間の創出と公共交通の利便性向上で、
歩いて暮らせるまちづくりを進める

- 松山駅周辺土地区画整理事業及び市駅広場整備事業の交通拠点整備により交通結節機能を強化し、公共交通の利便性や中心市街地の各地区間のアクセス向上を図るほか、無電柱化や歩道整備を進めることで、安全で快適に移動しやすい環境を目指す。

2 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

(1) 位置設定の考え方

【都市圏】

愛媛県は、県民が職・住・遊・学など日常生活や経済活動等の基礎的なサービスを受けられ、かつ市町が連携・協力して広域的な施策展開や施設整備をするなど一体性があり、発展方向を共有できる圏域として6つの圏域を設定している。

そのうちの 하나가「松山圏域」であり、連携中枢都市圏として、松山市・東温市・伊予市・松前町・砥部町・久万高原町の6自治体が平成28年に連携協約を締結し、圏域市町が連携しながら、多様な事業に取り組んでいる。

また、平成の大合併により松山市の人口が50万人を超えたため、国勢調査では松山市を中心市とする「松山都市圏」が指定されている。四国内で都市圏が指定されているのは松山都市圏のみで、周辺自治体は東温市・伊予市・松前町・砥部町・久万高原町に加え大洲市・内子町の7自治体である。

この都市圏とは、自治体の境界を越えて広がる都市地域を規定するため、総務省統計局が国勢調査で定義している統計上の地域区分で、中心市への通勤・通学比率が1.5%以上の周辺自治体を圏域とするものである。

■松山圏域の構成自治体



出典：まつやま圏域未来共創ビジョン

■松山都市圏



出典：国勢調査 大都市圏・都市圏図(令和2年)

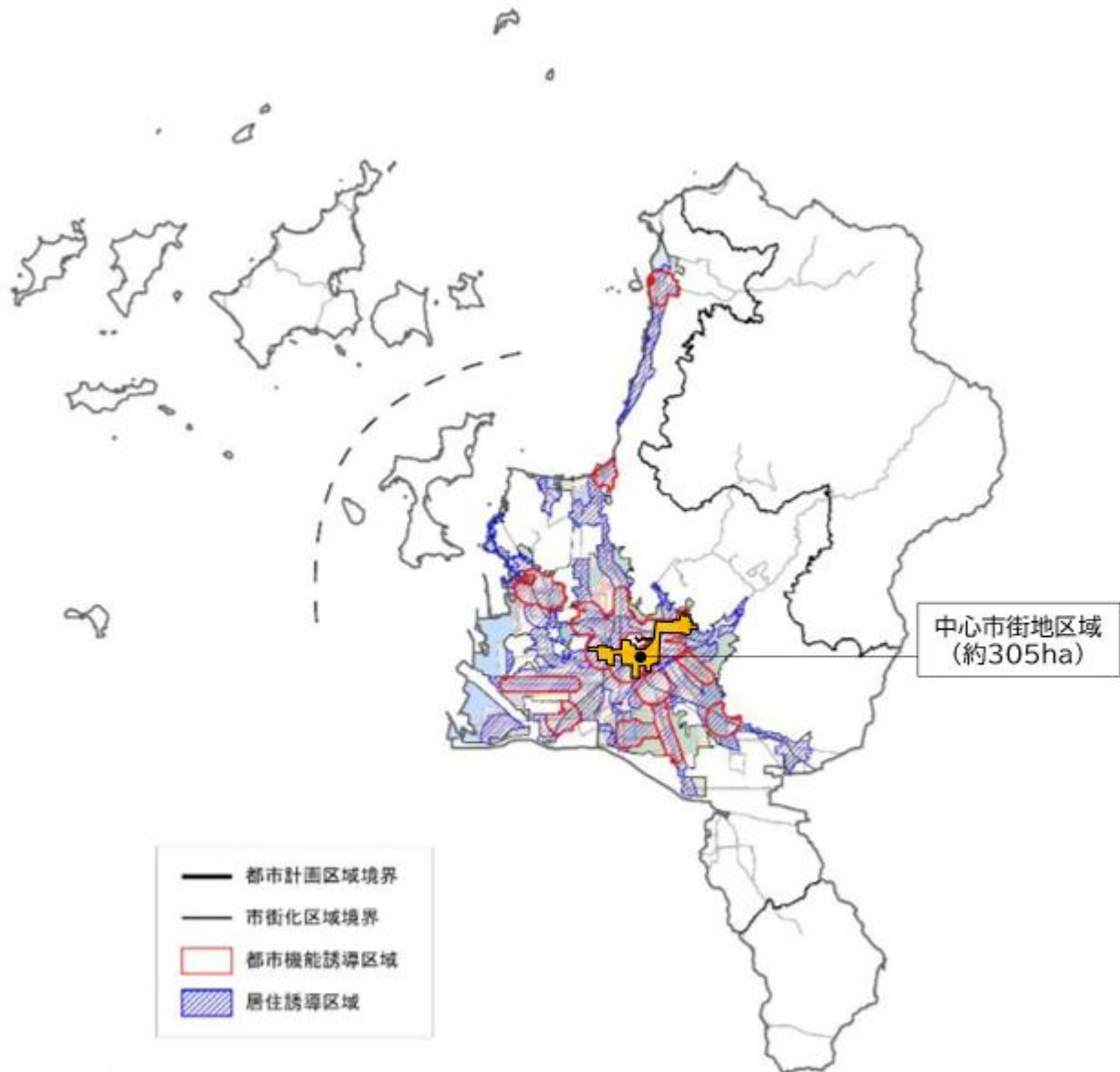
【位置】

松山市は、慶長7年(1602年)加藤嘉明の松山城築城以来、城下町として繁栄し、以降、松山城周辺の一部は本市の中核として経済・文化・観光・交通等を支えている。

また、日本最古の温泉と言われる道後温泉が立地する地域周辺は、本市の観光拠点となっている。

これらの地域のうち、松山市立地適正化計画では、主に都市機能誘導区域及び居住誘導区域に指定されている地点を中心市街地の位置とする。

■中心市街地の位置



出典:松山市立地適正化計画を基に松山市作成

[2] 区域

(1) 区域設定の考え方

立地適性化計画に定める都市機能誘導区域内かつ、松山市の広域交通拠点である JR 松山駅と地域交通拠点の伊予鉄道松山市駅が区域内に位置しており、中心市街地の活性化として必要な商業・行政・居住・観光などの主要となる都市機能の繋がりを考慮した約 305ha の区域を設定する。なお、今期計画は、愛媛県県民文化会館南側県有地及び柳井町商店街周辺を新たに中心市街地の区域に追加し、本市への誘客促進やエリア内の回遊性向上を図ることで、観光施設利用者数の増加や中央商店街の空き店舗率の低減を促進する。区域は次の3つの拠点地区で構成する。

① 都心地区

商業や業務等の多様な都市機能を備え、市内最大の交通結節点である松山市駅を含む地区。

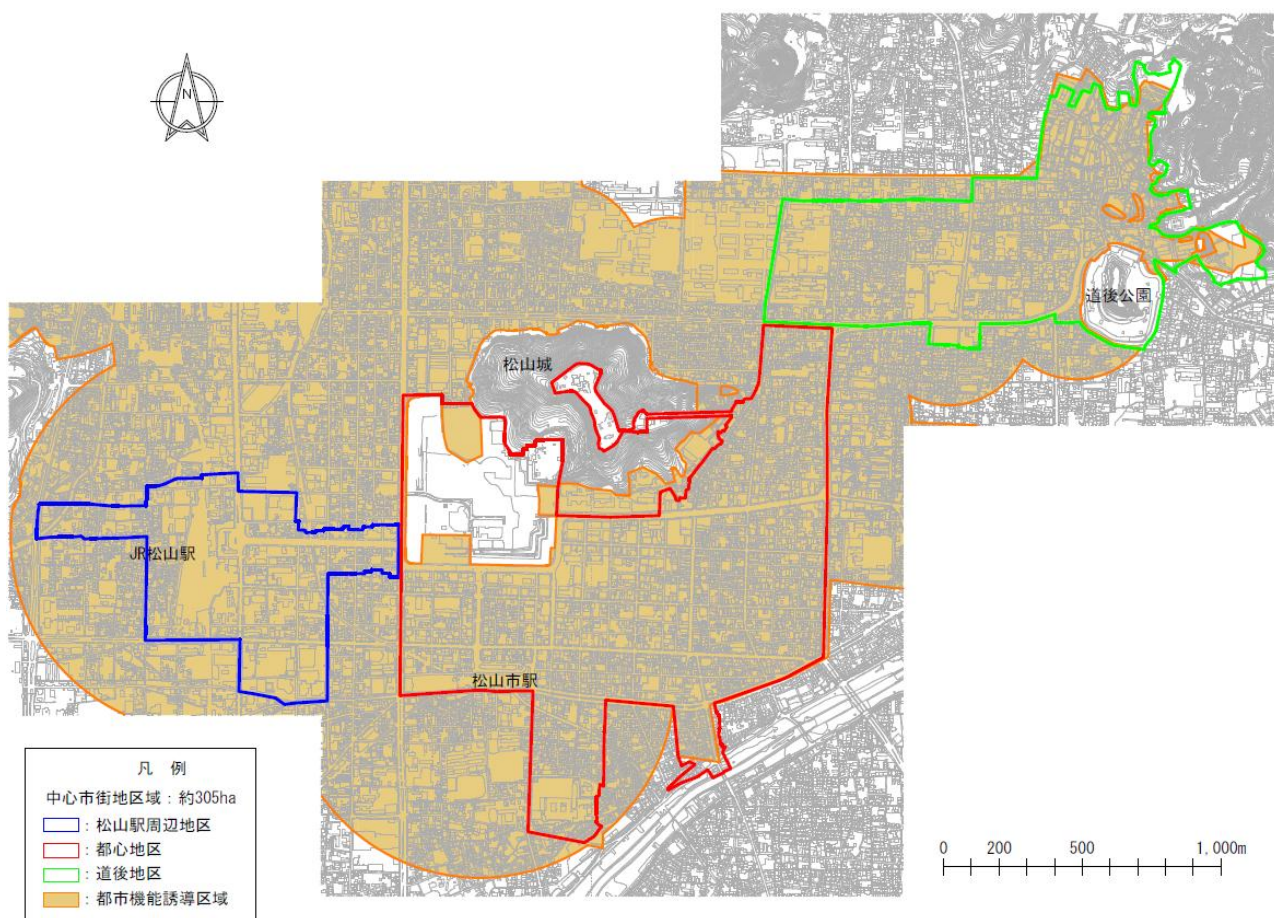
② 松山駅周辺地区

広域交通の拠点かつ居住機能が期待される地区。地区の多くは商業地域だが、近隣商業地域や第一種住居地域も含まれる。

③ 道後地区

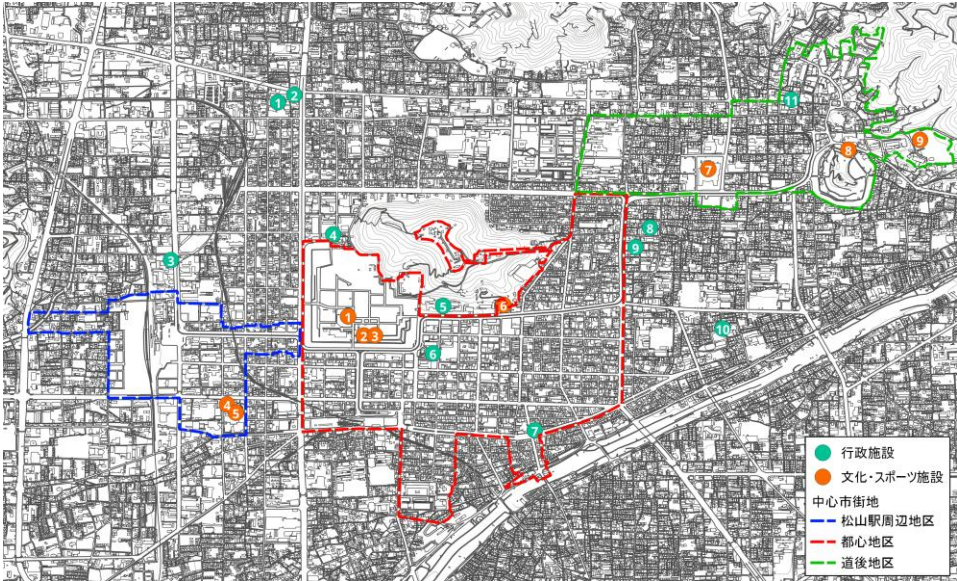
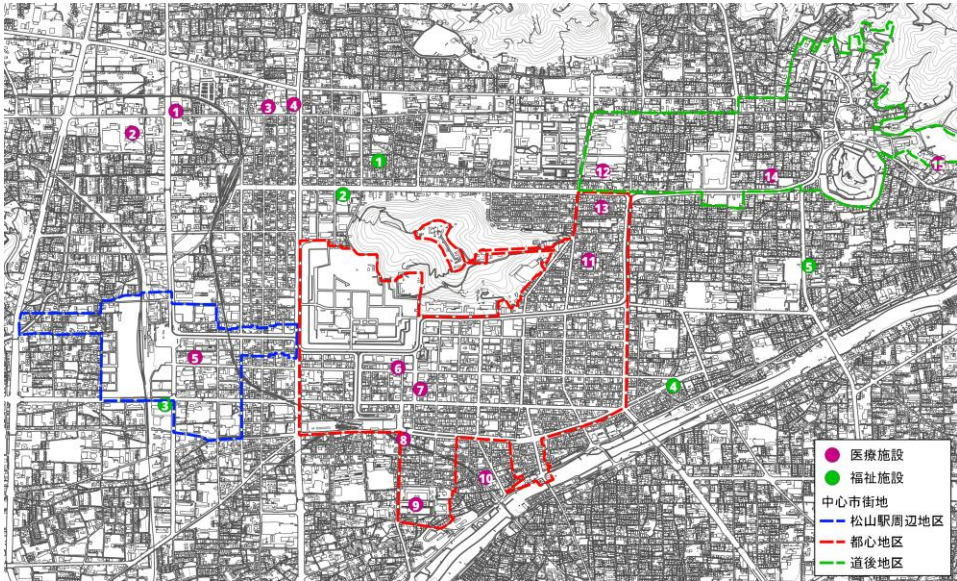
日本最古の名湯といわれる道後温泉があり、本市の観光拠点である地区。

■ 区域図

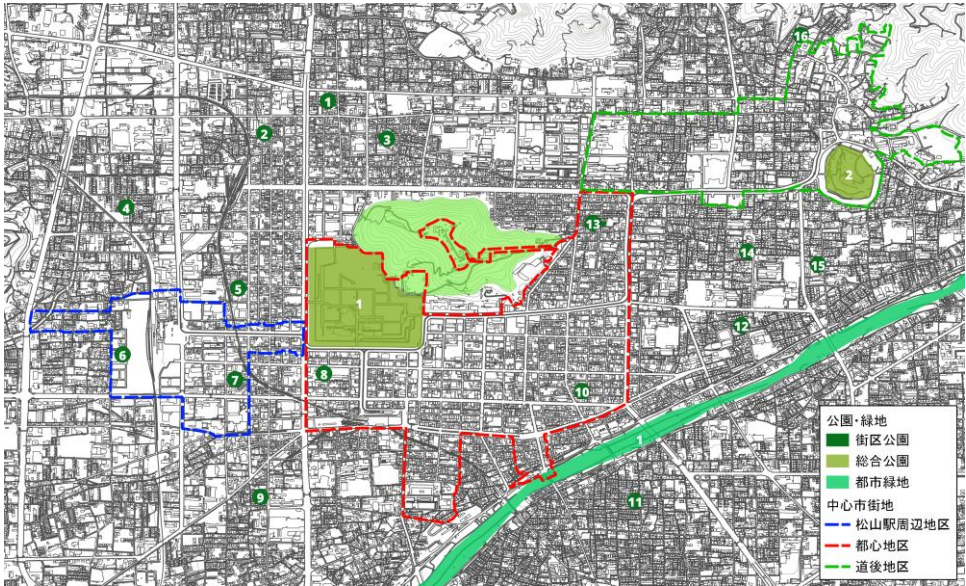
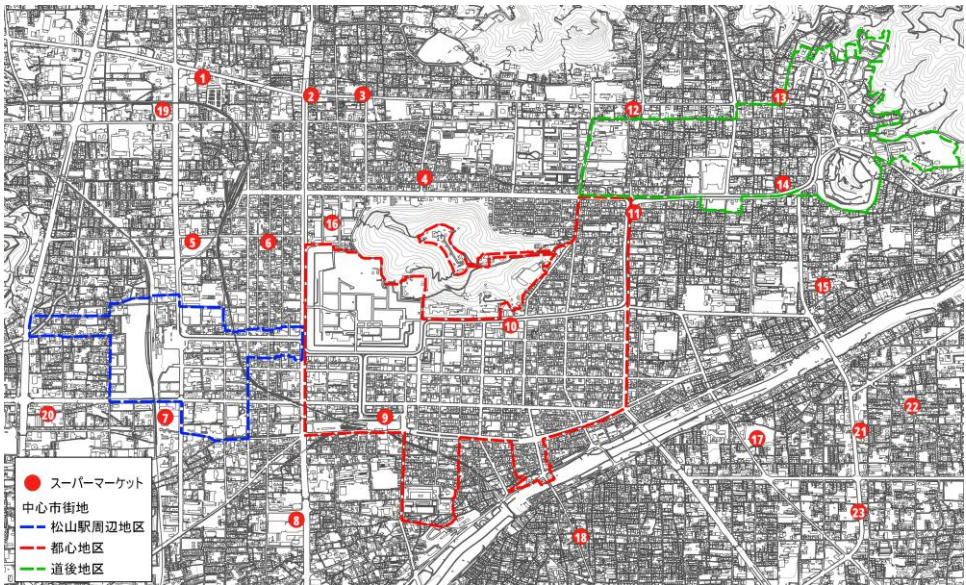


[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明


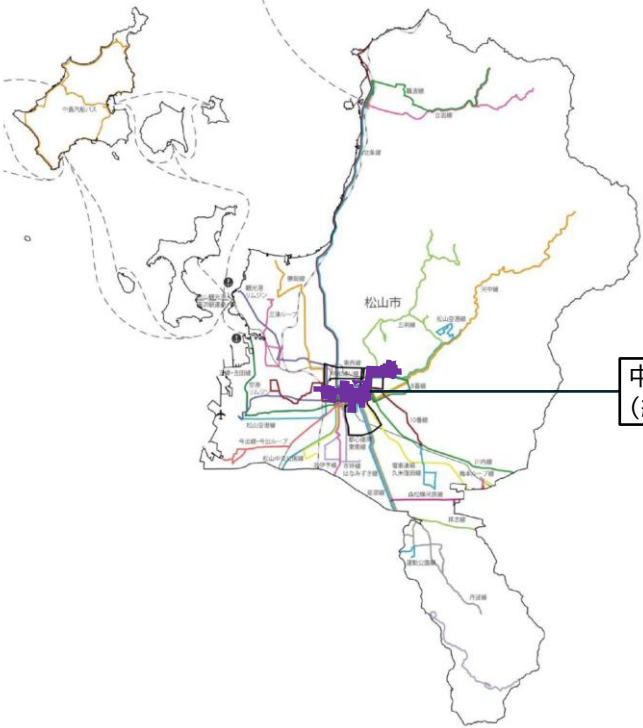
要件	説明																																
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>○小売商業者等</p> <p>松山市全域と比較して、中心市街地内の占有率は、小売業では事業所が31.60%、従業者数が25.62%を占めている。卸売業では事業所が24.84%、従業者が22.07%、宿泊業・飲食サービス業は事業所が53.82%、従業者が48.32%を占めている。</p> <p>特に宿泊業・飲食サービス業については事業所、従業者ともに松山市全体の占有率が5割近くとなっており、松山市の商業・飲食・サービス機能等が極めて高密度に集積している状況である。</p> <p>■各指標の中心市街地と松山市の比較</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">中心市街地</th> <th style="text-align: center;">松山市</th> <th style="text-align: center;">中心市街地の占有率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">小売業</td> <td style="text-align: center;">事業所数</td> <td style="text-align: center;">1,089 (事業所)</td> <td style="text-align: center;">3,446 (事業所)</td> <td style="text-align: center;">31.60%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従業者数</td> <td style="text-align: center;">8,171 (人)</td> <td style="text-align: center;">31,895 (人)</td> <td style="text-align: center;">25.62%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">卸売業</td> <td style="text-align: center;">事業所数</td> <td style="text-align: center;">390 (事業所)</td> <td style="text-align: center;">1,570 (事業所)</td> <td style="text-align: center;">24.84%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従業者数</td> <td style="text-align: center;">3,119 (人)</td> <td style="text-align: center;">14,134 (人)</td> <td style="text-align: center;">22.07%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">宿泊業・飲食サービス業</td> <td style="text-align: center;">事業所数</td> <td style="text-align: center;">1,295 (事業所)</td> <td style="text-align: center;">2,406 (事業所)</td> <td style="text-align: center;">53.82%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従業者数</td> <td style="text-align: center;">10,116 (人)</td> <td style="text-align: center;">20,937 (人)</td> <td style="text-align: center;">48.32%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：令和3年経済センサス－活動調査</p> <p>注)中心市街地は、6地区(番町・東雲・八坂・雄郡・新玉・道後)とする。</p>			中心市街地	松山市	中心市街地の占有率	小売業	事業所数	1,089 (事業所)	3,446 (事業所)	31.60%	従業者数	8,171 (人)	31,895 (人)	25.62%	卸売業	事業所数	390 (事業所)	1,570 (事業所)	24.84%	従業者数	3,119 (人)	14,134 (人)	22.07%	宿泊業・飲食サービス業	事業所数	1,295 (事業所)	2,406 (事業所)	53.82%	従業者数	10,116 (人)	20,937 (人)	48.32%
		中心市街地	松山市	中心市街地の占有率																													
小売業	事業所数	1,089 (事業所)	3,446 (事業所)	31.60%																													
	従業者数	8,171 (人)	31,895 (人)	25.62%																													
卸売業	事業所数	390 (事業所)	1,570 (事業所)	24.84%																													
	従業者数	3,119 (人)	14,134 (人)	22.07%																													
宿泊業・飲食サービス業	事業所数	1,295 (事業所)	2,406 (事業所)	53.82%																													
	従業者数	10,116 (人)	20,937 (人)	48.32%																													

要件	説明
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>○都市機能の状況</p> <p>中心市街地には、商業施設だけでなく、官公庁、福祉・文化・教育等の拠点施設や県立中央病院、市民病院等の基幹病院が整備されており、都市機能が集中している。</p> <p>■主要な公共機関(行政施設、文化・スポーツ施設)の位置</p>  <p>出典:国土数値情報を基に松山市作成</p> <p>■医療・福祉施設の位置</p>  <p>出典:国土数値情報を基に松山市作成</p>

要件	説明
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>■教育施設の位置</p> <p>● 小学校 ● 中学校 ● 高等学校 ● 大学 ● 専修学校 ● 特別支援学校</p> <p>中心市街地 — 松山駅周辺地区 — 都心地区 — 道後地区</p> <p>出典: 国土数値情報を基に松山市作成</p> <p>■子育て支援施設の位置</p> <p>● 幼稚園 ● 認定こども園 ● 児童館 ● 保育所 ● 地域型保育事業 ● 地域子育て広場</p> <p>中心市街地 — 松山駅周辺地区 — 都心地区 — 道後地区</p> <p>出典: 国土数値情報を基に松山市作成</p>

要件	説明
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>■公園緑地の位置</p>  <p>出典：国土数値情報を基に松山市作成</p> <p>■スーパーマーケットの位置</p>  <p>出典：松山市資料</p>

要件	説明																																																																																																																														
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>中心市街地の鉄軌道は、JR 予讃線及び伊予鉄道(株)が運営する路面電車・郊外電車がある。路面電車は、JR 松山駅・市のターミナル駅である松山市駅・松山城の最寄り駅である大街道駅・道後温泉の最寄り駅である道後温泉駅をつないでいる。</p> <p>また、JR 及び路面電車では中心市街地の主要駅となっている松山駅及び松山市駅の1日当たり乗車人員は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年に減少したものの、近年は増加傾向にある。また路面電車、郊外電車の年間乗降者数も同様の傾向にある。</p> <p>また、バス路線のほとんどは松山市駅を中心として各地に連絡する放射型の系統となっており、中心市街地は公共交通の発着点となっている。</p> <p>■JR 松山駅及び松山市駅(郊外電車、路面電車)の1日当たり乗降客数</p> <table border="1"> <caption>1日当たり乗降客数 (単位:人)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>JR(松山駅)</th> <th>郊外電車(松山市駅)</th> <th>路面電車(市駅前)</th> <th>路面電車(松山駅前)</th> <th>路面電車(道後温泉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年</td><td>14,574</td><td>18,114</td><td>7,642</td><td>3,780</td><td>2,938</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>14,746</td><td>18,583</td><td>7,928</td><td>3,921</td><td>3,048</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>14,358</td><td>18,461</td><td>7,976</td><td>3,945</td><td>3,067</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>14,516</td><td>19,062</td><td>8,113</td><td>4,011</td><td>3,118</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>14,270</td><td>19,327</td><td>8,089</td><td>4,002</td><td>3,111</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>14,344</td><td>19,364</td><td>8,309</td><td>4,109</td><td>3,194</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>13,964</td><td>19,686</td><td>8,346</td><td>4,127</td><td>3,208</td></tr> <tr><td>令和1年</td><td>13,742</td><td>19,707</td><td>8,012</td><td>3,961</td><td>3,079</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>9,568</td><td>15,310</td><td>5,156</td><td>2,550</td><td>1,982</td></tr> <tr><td>令和3年</td><td>9,758</td><td>15,286</td><td>5,473</td><td>2,668</td><td>2,074</td></tr> <tr><td>令和4年</td><td>11,004</td><td>16,305</td><td>6,541</td><td>3,190</td><td>2,479</td></tr> <tr><td>令和5年</td><td>11,600</td><td>17,439</td><td>7,301</td><td>3,559</td><td>2,767</td></tr> <tr><td>令和6年</td><td>11,056</td><td>17,615</td><td>7,602</td><td>3,706</td><td>2,881</td></tr> </tbody> </table> <p>資料:松山市資料</p> <p>■郊外電車及び路面電車の年間輸送人員</p> <table border="1"> <caption>年間輸送人員 (単位:千人)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>市内電車</th> <th>郊外電車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24年</td><td>6,620</td><td>11,347</td></tr> <tr><td>H25年</td><td>6,866</td><td>11,558</td></tr> <tr><td>H26年</td><td>6,909</td><td>11,497</td></tr> <tr><td>H27年</td><td>7,039</td><td>11,785</td></tr> <tr><td>H28年</td><td>7,005</td><td>11,998</td></tr> <tr><td>H29年</td><td>7,192</td><td>12,024</td></tr> <tr><td>H30年</td><td>7,223</td><td>12,164</td></tr> <tr><td>H31年</td><td>6,932</td><td>12,171</td></tr> <tr><td>R2年</td><td>4,461</td><td>9,795</td></tr> <tr><td>R3年</td><td>4,667</td><td>9,848</td></tr> <tr><td>R4年</td><td>5,580</td><td>10,359</td></tr> <tr><td>R5年</td><td>6,244</td><td>11,050</td></tr> <tr><td>R6年</td><td>6,503</td><td>11,235</td></tr> </tbody> </table> <p>資料:松山市資料</p>	年	JR(松山駅)	郊外電車(松山市駅)	路面電車(市駅前)	路面電車(松山駅前)	路面電車(道後温泉)	平成24年	14,574	18,114	7,642	3,780	2,938	平成25年	14,746	18,583	7,928	3,921	3,048	平成26年	14,358	18,461	7,976	3,945	3,067	平成27年	14,516	19,062	8,113	4,011	3,118	平成28年	14,270	19,327	8,089	4,002	3,111	平成29年	14,344	19,364	8,309	4,109	3,194	平成30年	13,964	19,686	8,346	4,127	3,208	令和1年	13,742	19,707	8,012	3,961	3,079	令和2年	9,568	15,310	5,156	2,550	1,982	令和3年	9,758	15,286	5,473	2,668	2,074	令和4年	11,004	16,305	6,541	3,190	2,479	令和5年	11,600	17,439	7,301	3,559	2,767	令和6年	11,056	17,615	7,602	3,706	2,881	年	市内電車	郊外電車	H24年	6,620	11,347	H25年	6,866	11,558	H26年	6,909	11,497	H27年	7,039	11,785	H28年	7,005	11,998	H29年	7,192	12,024	H30年	7,223	12,164	H31年	6,932	12,171	R2年	4,461	9,795	R3年	4,667	9,848	R4年	5,580	10,359	R5年	6,244	11,050	R6年	6,503	11,235
年	JR(松山駅)	郊外電車(松山市駅)	路面電車(市駅前)	路面電車(松山駅前)	路面電車(道後温泉)																																																																																																																										
平成24年	14,574	18,114	7,642	3,780	2,938																																																																																																																										
平成25年	14,746	18,583	7,928	3,921	3,048																																																																																																																										
平成26年	14,358	18,461	7,976	3,945	3,067																																																																																																																										
平成27年	14,516	19,062	8,113	4,011	3,118																																																																																																																										
平成28年	14,270	19,327	8,089	4,002	3,111																																																																																																																										
平成29年	14,344	19,364	8,309	4,109	3,194																																																																																																																										
平成30年	13,964	19,686	8,346	4,127	3,208																																																																																																																										
令和1年	13,742	19,707	8,012	3,961	3,079																																																																																																																										
令和2年	9,568	15,310	5,156	2,550	1,982																																																																																																																										
令和3年	9,758	15,286	5,473	2,668	2,074																																																																																																																										
令和4年	11,004	16,305	6,541	3,190	2,479																																																																																																																										
令和5年	11,600	17,439	7,301	3,559	2,767																																																																																																																										
令和6年	11,056	17,615	7,602	3,706	2,881																																																																																																																										
年	市内電車	郊外電車																																																																																																																													
H24年	6,620	11,347																																																																																																																													
H25年	6,866	11,558																																																																																																																													
H26年	6,909	11,497																																																																																																																													
H27年	7,039	11,785																																																																																																																													
H28年	7,005	11,998																																																																																																																													
H29年	7,192	12,024																																																																																																																													
H30年	7,223	12,164																																																																																																																													
H31年	6,932	12,171																																																																																																																													
R2年	4,461	9,795																																																																																																																													
R3年	4,667	9,848																																																																																																																													
R4年	5,580	10,359																																																																																																																													
R5年	6,244	11,050																																																																																																																													
R6年	6,503	11,235																																																																																																																													

要件	説明
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>■ 中心市街地の JR 予讃線及び郊外電車、路面電車の交通体系</p>  <p>資料:松山市資料</p> <p>■ バス路線網図</p>  <p>資料:松山市地域公共交通網形成計画</p> <p>このように当該中心市街地は商業機能やその他の都市機能等が集中し、都市の中心としての役割を果たしている市街地である。</p>

要件	説明																																														
<p>第2号要件</p> <p>当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p>	<p>■小売業事業所数の推移</p> <p style="text-align: right;">単位：事業所</p> <table border="1" data-bbox="470 297 1423 528"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th rowspan="2">中心市街地</th> <th colspan="6">地区</th> </tr> <tr> <th>番町</th> <th>東雲</th> <th>八坂</th> <th>雄郡</th> <th>新玉</th> <th>道後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年</td> <td>1770</td> <td>639</td> <td>273</td> <td>138</td> <td>270</td> <td>195</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>1373</td> <td>509</td> <td>213</td> <td>93</td> <td>212</td> <td>167</td> <td>179</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>858</td> <td>357</td> <td>93</td> <td>53</td> <td>120</td> <td>111</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>1095</td> <td>406</td> <td>143</td> <td>71</td> <td>173</td> <td>126</td> <td>176</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：平成14年～平成26年商業統計調査 令和3年経済センサス活動調査</p> <p>注)中心市街地は、6地区(番町・東雲・八坂・雄郡・新玉・道後)とする。</p>	年	中心市街地	地区						番町	東雲	八坂	雄郡	新玉	道後	平成14年	1770	639	273	138	270	195	255	平成19年	1373	509	213	93	212	167	179	平成26年	858	357	93	53	120	111	124	令和3年	1095	406	143	71	173	126	176
年	中心市街地			地区																																											
		番町	東雲	八坂	雄郡	新玉	道後																																								
平成14年	1770	639	273	138	270	195	255																																								
平成19年	1373	509	213	93	212	167	179																																								
平成26年	858	357	93	53	120	111	124																																								
令和3年	1095	406	143	71	173	126	176																																								

要件	説明																																																																																																							
<p>第2号要件</p> <p>当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p>	<p>○空き店舗率</p> <p>中心市街地域内の商店街の空き店舗率は新型コロナウイルス感染症が拡大した令和1年～3年にかけて急上昇している。特に中心市街地の商業機能の中核である中央商店街(大街道・銀天街)の空き店舗率は中心市街地全体の空き家率を上回っており、令和6年時点で21.0%となっている。</p> <p>■中心市街地及び中央商店街の空き家率の推移</p> <table border="1"> <caption>中心市街地及び中央商店街の空き家率の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>中心市街地域内 (%)</th> <th>中央商店街 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成13年</td><td>5.1%</td><td>2.4%</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>6.2%</td><td>2.3%</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>7.8%</td><td>3.9%</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>8.7%</td><td>6.5%</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>10.8%</td><td>9.8%</td></tr> <tr><td>平成23年</td><td>12.8%</td><td>10.5%</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>13.3%</td><td>11.3%</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>11.4%</td><td>10.0%</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>9.8%</td><td>10.5%</td></tr> <tr><td>令和1年</td><td>8.4%</td><td>12.3%</td></tr> <tr><td>令和3年</td><td>16.0%</td><td>18.0%</td></tr> <tr><td>令和5年</td><td>17.5%</td><td>19.9%</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:松山市商店街実態調査 松山市店舗状況変化調査(中央商店街)(各年1月1回調査)</p> <p>■中央商店街の空き店舗の状況</p> <table border="1"> <caption>中央商店街の空き店舗の状況</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>総店舗数</th> <th>空き店舗数</th> <th>空き店舗率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成22年</td><td>439</td><td>59</td><td>13.5%</td></tr> <tr><td>平成23年</td><td>440</td><td>49</td><td>11.0%</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>443</td><td>50</td><td>11.3%</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>442</td><td>53</td><td>11.9%</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>435</td><td>51</td><td>11.8%</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>432</td><td>50</td><td>11.6%</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>435</td><td>47</td><td>10.8%</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>436</td><td>46</td><td>10.5%</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>433</td><td>48</td><td>11.1%</td></tr> <tr><td>令和1年</td><td>434</td><td>47</td><td>10.9%</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>432</td><td>56</td><td>13.0%</td></tr> <tr><td>令和3年</td><td>430</td><td>73</td><td>17.1%</td></tr> <tr><td>令和4年</td><td>422</td><td>82</td><td>19.4%</td></tr> <tr><td>令和5年</td><td>415</td><td>81</td><td>19.5%</td></tr> <tr><td>令和6年</td><td>415</td><td>87</td><td>21.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:松山市店舗状況変化調査(中央商店街)(各年1月1回調査)</p>	年	中心市街地域内 (%)	中央商店街 (%)	平成13年	5.1%	2.4%	平成15年	6.2%	2.3%	平成17年	7.8%	3.9%	平成19年	8.7%	6.5%	平成21年	10.8%	9.8%	平成23年	12.8%	10.5%	平成25年	13.3%	11.3%	平成27年	11.4%	10.0%	平成29年	9.8%	10.5%	令和1年	8.4%	12.3%	令和3年	16.0%	18.0%	令和5年	17.5%	19.9%	年	総店舗数	空き店舗数	空き店舗率 (%)	平成22年	439	59	13.5%	平成23年	440	49	11.0%	平成24年	443	50	11.3%	平成25年	442	53	11.9%	平成26年	435	51	11.8%	平成27年	432	50	11.6%	平成28年	435	47	10.8%	平成29年	436	46	10.5%	平成30年	433	48	11.1%	令和1年	434	47	10.9%	令和2年	432	56	13.0%	令和3年	430	73	17.1%	令和4年	422	82	19.4%	令和5年	415	81	19.5%	令和6年	415	87	21.0%
年	中心市街地域内 (%)	中央商店街 (%)																																																																																																						
平成13年	5.1%	2.4%																																																																																																						
平成15年	6.2%	2.3%																																																																																																						
平成17年	7.8%	3.9%																																																																																																						
平成19年	8.7%	6.5%																																																																																																						
平成21年	10.8%	9.8%																																																																																																						
平成23年	12.8%	10.5%																																																																																																						
平成25年	13.3%	11.3%																																																																																																						
平成27年	11.4%	10.0%																																																																																																						
平成29年	9.8%	10.5%																																																																																																						
令和1年	8.4%	12.3%																																																																																																						
令和3年	16.0%	18.0%																																																																																																						
令和5年	17.5%	19.9%																																																																																																						
年	総店舗数	空き店舗数	空き店舗率 (%)																																																																																																					
平成22年	439	59	13.5%																																																																																																					
平成23年	440	49	11.0%																																																																																																					
平成24年	443	50	11.3%																																																																																																					
平成25年	442	53	11.9%																																																																																																					
平成26年	435	51	11.8%																																																																																																					
平成27年	432	50	11.6%																																																																																																					
平成28年	435	47	10.8%																																																																																																					
平成29年	436	46	10.5%																																																																																																					
平成30年	433	48	11.1%																																																																																																					
令和1年	434	47	10.9%																																																																																																					
令和2年	432	56	13.0%																																																																																																					
令和3年	430	73	17.1%																																																																																																					
令和4年	422	82	19.4%																																																																																																					
令和5年	415	81	19.5%																																																																																																					
令和6年	415	87	21.0%																																																																																																					

要件	説明																																																																	
<p>第2号要件</p> <p>当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p>	<p>○歩行者通行量</p> <p>中央商店街の通行量は、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年以降に大きく減少した。以降、回復傾向にあるものの、感染症拡大前の水準までには至っていない状況であり、中心市街地活性化に向けた更なる取組の継続が求められる。</p> <p>■歩行者通行量(年間)の推移</p> <table border="1"> <caption>歩行者通行量(年間)の推移 (単位:千人)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>3地点合計</th> <th>①銀天街4丁目西口</th> <th>②銀天街千舟口</th> <th>③大街道一番町口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成25年</td><td>42.7</td><td>18.5</td><td>12.5</td><td>11.7</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>41.3</td><td>18.0</td><td>11.5</td><td>11.8</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>43.9</td><td>18.5</td><td>12.5</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>44.6</td><td>18.0</td><td>12.5</td><td>14.1</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>45.3</td><td>18.5</td><td>12.5</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>48.0</td><td>19.5</td><td>13.5</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>令和1年</td><td>48.7</td><td>19.5</td><td>13.5</td><td>15.7</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>36.3</td><td>15.0</td><td>10.5</td><td>10.8</td></tr> <tr><td>令和3年</td><td>32.1</td><td>13.0</td><td>9.5</td><td>10.6</td></tr> <tr><td>令和4年</td><td>32.1</td><td>13.0</td><td>9.5</td><td>10.6</td></tr> <tr><td>令和5年</td><td>36.8</td><td>15.5</td><td>10.5</td><td>10.8</td></tr> <tr><td>令和6年</td><td>36.7</td><td>15.5</td><td>10.5</td><td>10.7</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:中央商店街通行量調査</p> <p>以上から、本市の商業活動の核としての中心市街地の衰退と、中心市街地の低未利用地の拡大は、機能的な都市活動の確保や経済活力の維持に支障をきたしている状況にある。</p>	年	3地点合計	①銀天街4丁目西口	②銀天街千舟口	③大街道一番町口	平成25年	42.7	18.5	12.5	11.7	平成26年	41.3	18.0	11.5	11.8	平成27年	43.9	18.5	12.5	12.9	平成28年	44.6	18.0	12.5	14.1	平成29年	45.3	18.5	12.5	14.3	平成30年	48.0	19.5	13.5	15.0	令和1年	48.7	19.5	13.5	15.7	令和2年	36.3	15.0	10.5	10.8	令和3年	32.1	13.0	9.5	10.6	令和4年	32.1	13.0	9.5	10.6	令和5年	36.8	15.5	10.5	10.8	令和6年	36.7	15.5	10.5	10.7
年	3地点合計	①銀天街4丁目西口	②銀天街千舟口	③大街道一番町口																																																														
平成25年	42.7	18.5	12.5	11.7																																																														
平成26年	41.3	18.0	11.5	11.8																																																														
平成27年	43.9	18.5	12.5	12.9																																																														
平成28年	44.6	18.0	12.5	14.1																																																														
平成29年	45.3	18.5	12.5	14.3																																																														
平成30年	48.0	19.5	13.5	15.0																																																														
令和1年	48.7	19.5	13.5	15.7																																																														
令和2年	36.3	15.0	10.5	10.8																																																														
令和3年	32.1	13.0	9.5	10.6																																																														
令和4年	32.1	13.0	9.5	10.6																																																														
令和5年	36.8	15.5	10.5	10.8																																																														
令和6年	36.7	15.5	10.5	10.7																																																														

要件	説明
<p>第3号要件</p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>○上位関連計画との整合</p> <p>1)松山広域都市計画区域マスタープラン</p> <p>愛媛県が策定し、令和4年5月に変更を行った「松山広域都市計画区域マスタープラン」(松山市を含む三市二町)の中で、JR 松山駅及び伊予鉄道松山市駅から大街道一番町口に至る交通結節点周辺市街地については、広域行政機能、商業・業務機能、情報機能、高等教育機能、医療・福祉機能及び国際化・観光機能等の高次都市機能を集約し、その機能充実を図りつつ、来訪者や居住者の利便性・快適性の向上に向けた交通拠点としての交流機能の充実を図り、中国・四国地域の中核にふさわしい都市拠点を目指すことが掲げられている。</p> <p>2)松山市総合計画</p> <p>第7次松山市総合計画では、将来都市像について「人、まち、仕事がつながる交流拠点『SETOUCHI まつやま』」を掲げており、この中で、中心市街地は、歩いて暮らせる都会的な街並みと緑豊かで魅力ある景観が調和した都市空間の創出や、まちのにぎわい、歴史や文化を感じながら、徒歩や自転車、地域公共交通等の移動手段の連携により、JR 松山駅や松山市駅、城山公園、中央商店街、道後温泉など、地域資源を快適に回遊することができるまちの実現を、具体的な将来の姿として定めている。</p> <p>また、この都市像の実現に向けて、まちづくりの施策では、JR 松山駅周辺・松山市駅前の整備に加え、市街地再開発事業などの民間主導の取組や商店街への出店・建替えを後押しし、商店街等の関係者と連携しながら、官民一体で中心市街地の活性化を推進することが示されている。</p> <p>なお、基本計画は「松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体として策定している。</p>

要件	説明
<p>第3号要件</p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<div data-bbox="478 212 1404 884" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●都心地域 ●周辺の住宅地 <ul style="list-style-type: none"> 各種生活サービスや利便性の高い交通環境を強みとした住宅地の形成 高齢者等が住みやすいまちなか居住の促進 ●道後地区 <ul style="list-style-type: none"> 道後温泉周辺の個性ある歴史景観の保全・創出 (外湯・足湯の充実、オープンスペース・魅力資源のネットワークによる回遊性のある地域づくり) レンタサイクルや照明のLED化など低炭素に向けた取り組み(環境に配慮したまちづくりの推進) 景観計画区域における景観づくりと一体となった魅力づくり 商業業務地区(中心地区)との公共交通との連携による歩いて暮らせるまちづくり ●広域都市内連携軸 <ul style="list-style-type: none"> 周辺への駐車場の整備・誘導等により、通過交通を処理し、地域生活拠点内への通過交通流入を抑制 ●商業業務・観光・居住空間 <ul style="list-style-type: none"> 歩きたくなる歩行者・自転車空間ネットワークの形成 健康医療福祉モデルまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> 商業業務機能や観光交流交流機能の集積 二番町等での医療・福祉・子育て支援等の機能強化、歩行者・自転車の回遊環境の充実による都心居住の推進、歩行者・自転車を主体とした都市空間およびネットワークの再編、健康増進に資する道づくり 景観計画区域における景観づくりと一体となった魅力づくり 魅力ある通り・拠点の整備、道路空間の高質化、溜まり空間・休憩スペースづくりなどにより都心機能を担う様々な資源の連携による魅力の創出 路面電車停車駅周辺での交通結節機能強化、乗り継ぎ利便性の強化による便利で歩いて暮らせるまちづくりの推進 自転車利用環境の充実(自転車道、自転車通帯、駐輪場等) ●JR松山市駅、松山市駅 <ul style="list-style-type: none"> リアアリー環境の整備 松山市の玄関口として、交通結節点として乗り継ぎの利便性向上 JR松山市駅における区画整理と一体となった景観に配慮した駅前空間の整備 医療機能や健康関連ビジネス等の立地誘導 </div> <p>4)松山市立地適正化計画</p> <p>松山市では、平成 22 年度に「松山市都市計画マスタープラン」を策定し、集約型都市構造の形成を目指して、都市もしくは地域の活動拠点となるゾーンや拠点、さらには連携軸の整備を重点的に推進することとしている。</p> <p>松山市立地適正化計画は、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の実現に向けて、都市計画マスタープランを踏襲しつつ、より具体的な計画を定めた。中心市街地は、立地適正化計画で定める都市機能誘導区域に包含されている。まちづくりの方針として、「①多様な居住環境・ライフスタイルを支える」「②安全・安心な暮らしを支える」「③既存ストックを活かす」の3つを掲げ、目標を「①持続可能な都市づくり」「②公共交通を活用した都市づくり」「③歩いて暮らせる都市づくり」「④既存ストックを活用した都市づくり」に掲げている。</p>

要件	説明
<p>第3号要件</p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>5)松山市地域公共交通網形成計画</p> <p>松山市は、公共交通の重要性を改めて認識し、経済社会活動や市民生活の基盤となる地域の実情に合った公共交通ネットワークの整備の実現に向けて、まちづくりと一体となった持続可能で利便性の高い地域公共交通網の形成を進めて行くための基本的な方針、目標、施策、事業等を取りまとめた「松山市地域公共交通網形成計画」を策定した。基本方針として「①誰もが安心して移動が可能なモビリティ環境の整備」「②拠点・都市軸の機能強化」「③地域の特性を活かした快適な生活圏づくり」を掲げ、計画の目標として、「①公共交通サービス向上」「②バスネットワークの効率化」「③交通結節点の機能強化」「④地域住民の機運醸成、交通事業者の持続可能な運営」の4つを掲げている。</p> <p>なお、「③交通結節点の機能強化」については、乗継拠点(JR 松山駅、伊予鉄道松山市駅、伊予鉄道古町駅)の利用者数を指標としている。JR 松山駅及び伊予鉄道松山市駅は中心市街地内に位置している。</p> <p>6)都市再生整備計画(中心拠点再生地区)</p> <p>松山市では、本市の2大交通結節点である「松山市駅」、「JR 松山駅」の拠点開発を進め、両駅を結ぶネットワーク強化に向けた施設等整備を行うほか、国指定史跡松山城の景観を眺望しながら集い憩える緑豊かな都市公園の整備など、「歩いて暮らせるまちづくり」を目指し、「中心拠点再生地区都市再生整備計画」を令和4年4月に作成した。「①公共交通を活用した拠点地区のにぎわい再生」「②歩行者や自転車など「遅い交通」を生かした交通ネットワークの形成」「③歴史的資源を活用した都市の魅力向上」の3つの目標を掲げており、いずれも中心市街地内での利用者数等を指標に設定している。</p>

要件	説明																																																																																										
<p>第3号要件</p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>○中心市街地活性化による周辺への波及効果</p> <p>松山市には周辺地域から約2万5千人の通勤通学者が流入し、総従業者・通学者の1割以上を占めている。そのため、中心市街地内の投資であっても、多くの市民や周辺市町の住民に利用されることとなり、その波及効果は中心部にとどまらず、市内及び周辺地域に及ぶこととなる。</p> <p>■通勤通学移動状況(流入)</p> <table border="1" data-bbox="632 506 1246 813"> <thead> <tr> <th colspan="2">市内で就業・通学する者</th> <th>就業者</th> <th>通学者</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市内に常住</td> <td>184,391</td> <td>19,052</td> <td>203,443</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">他市町に常住</td> <td>東温市</td> <td>5,436</td> <td>772</td> <td>6,208</td> </tr> <tr> <td>松前市</td> <td>5,688</td> <td>763</td> <td>6,451</td> </tr> <tr> <td>伊予市</td> <td>5,030</td> <td>825</td> <td>5,855</td> </tr> <tr> <td>砥部町</td> <td>3,839</td> <td>526</td> <td>4,365</td> </tr> <tr> <td>その他県内の市町</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>1,254</td> <td>574</td> <td>1,828</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総数(流入)</td> <td>21,255</td> <td>3,467</td> <td>24,722</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総数</td> <td>205,646</td> <td>22,519</td> <td>228,165</td> </tr> </tbody> </table> <p>■通勤通学移動状況(流出)</p> <table border="1" data-bbox="632 920 1246 1249"> <thead> <tr> <th colspan="2">市内で就業・通学する者</th> <th>就業者</th> <th>通学者</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市内で従業・通学</td> <td>184,391</td> <td>19,052</td> <td>203,443</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">他市町で従事・通学</td> <td>東温市</td> <td>6,469</td> <td>625</td> <td>7,094</td> </tr> <tr> <td>松前市</td> <td>4,198</td> <td>196</td> <td>4,394</td> </tr> <tr> <td>伊予市</td> <td>2,953</td> <td>206</td> <td>3,159</td> </tr> <tr> <td>砥部町</td> <td>2,223</td> <td>112</td> <td>2,335</td> </tr> <tr> <td>その他県内の市町</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>1,249</td> <td>371</td> <td>1,620</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総数(流出)</td> <td>17,103</td> <td>1,517</td> <td>18,620</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総数</td> <td>201,494</td> <td>20,569</td> <td>222,063</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:令和2年国勢調査(松山市統計書 令和5年度版) 注)○就業者、通学者は15歳以上とする。 ○総数には従業地・通学地「不詳」を含む。</p> <p>本市の中心市街地は、松山広域都市計画区域マスタープラン及び市の上位計画では、広域行政機能、商業・業務機能、都市福利機能、観光機能を兼ね備えた高次都市機能の一層の強化を図ることで、本市のみならず圏域全体の発展につながる地域である。</p> <p>現在までの社会資本の投資や、まちの成り立ちにより各種機能が集中しており、既存のストックを有効活用することで、郊外への投資を削減し、トータルとして建設コストを抑えることができる。また、コンパクトにまとまった中心市街地の活用により、市域全体でも建設・管理コストを低減でき、併せて資産価値の高い地域の土地の有効活用を図ることで、大きな税収の増加が期待できる。よって、当該地域は、松山市全体、松山都市圏全体をけん引することができ、本市の持続可能な都市運営を図るために活性化を図ることが必要な地域といえる。</p>	市内で就業・通学する者		就業者	通学者	合計	市内に常住		184,391	19,052	203,443	他市町に常住	東温市	5,436	772	6,208	松前市	5,688	763	6,451	伊予市	5,030	825	5,855	砥部町	3,839	526	4,365	その他県内の市町	8	7	15	県外	1,254	574	1,828	総数(流入)		21,255	3,467	24,722	総数		205,646	22,519	228,165	市内で就業・通学する者		就業者	通学者	合計	市内で従業・通学		184,391	19,052	203,443	他市町で従事・通学	東温市	6,469	625	7,094	松前市	4,198	196	4,394	伊予市	2,953	206	3,159	砥部町	2,223	112	2,335	その他県内の市町	11	7	18	県外	1,249	371	1,620	総数(流出)		17,103	1,517	18,620	総数		201,494	20,569	222,063
市内で就業・通学する者		就業者	通学者	合計																																																																																							
市内に常住		184,391	19,052	203,443																																																																																							
他市町に常住	東温市	5,436	772	6,208																																																																																							
	松前市	5,688	763	6,451																																																																																							
	伊予市	5,030	825	5,855																																																																																							
	砥部町	3,839	526	4,365																																																																																							
	その他県内の市町	8	7	15																																																																																							
	県外	1,254	574	1,828																																																																																							
総数(流入)		21,255	3,467	24,722																																																																																							
総数		205,646	22,519	228,165																																																																																							
市内で就業・通学する者		就業者	通学者	合計																																																																																							
市内で従業・通学		184,391	19,052	203,443																																																																																							
他市町で従事・通学	東温市	6,469	625	7,094																																																																																							
	松前市	4,198	196	4,394																																																																																							
	伊予市	2,953	206	3,159																																																																																							
	砥部町	2,223	112	2,335																																																																																							
	その他県内の市町	11	7	18																																																																																							
	県外	1,249	371	1,620																																																																																							
総数(流出)		17,103	1,517	18,620																																																																																							
総数		201,494	20,569	222,063																																																																																							

3 中心市街地活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

前期計画を踏まえ、今期計画では、目指す中心市街地の都市像を「ヒト・モノ・コトがつながる、便利で快適な行きたい・住みたいまち」とする。この実現に向けて、中心市街地の課題等に対応した基本方針として、「行きたくなる店舗づくりと観光コンテンツの充実等で、モノ・コトを集め、便利でにぎわうまちにする」「居心地が良い空間づくりと快適で豊かな居住環境の形成で、住みたくなるヒトを増やす」「安全な歩行空間の創出と公共交通の利便性向上で、歩いて暮らせるまちづくりを進める」を掲げ、実現するための目標を以下のように設定する。

〔 目指す中心市街地の都市像 〕

ヒト・モノ・コトがつながる、便利で快適な行きたい・住みたいまち



〔 中心市街地活性化の基本方針 〕

【にぎわい創出/経済活力の向上】

行きたくなる店舗づくりと
観光コンテンツの充実等で、
モノ・コトを集め、
便利でにぎわうまちにする

【街なか居住の推進】

居心地が良い空間づくりと
快適で豊かな居住環境の形成
で、住みたくなるヒトを増やす

【公共交通の利便の増進】

安全な歩行空間の創出と
公共交通の利便性向上で、
歩いて暮らせるまちづくりを
進める



【にぎわい創出/経済活力の向上】

目標1

様々な人々を
惹きつける商業と
観光コンテンツの充実による
にぎわいの創出

- 商店街等への出店促進や市街地再開発事業等による飲食・商業施設やオフィス、ホテル、文化・スポーツ施設などの都市機能の集積を進め、都市から取得できる人流や消費などのデータを活用して魅力ある店舗づくりの促進や買い物・遊びの場、様々な体験や学びができる場の充実を図り、中心市街地のにぎわい再生及び利便性向上に取り組むことで、今より更に行きたくなる中心市街地を目指す。
- 国内外の観光ニーズへの対応や観光DXの推進により観光コンテンツの充実と合わせて効果的な情報発信や、瀬戸内の魅力を活かしたインバウンドの獲得等により誘客を進め、観光等で稼ぐ地域を目指す。

<p style="text-align: center;">【街なか居住の推進】</p> <p>目標 2 コンパクトシティの推進で 豊かな生活ができる 居住環境の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施による居住環境の形成と合わせたオープンスペースの創出や広場・公園等の整備により、都会的な街並みと魅力ある景観が調和した都市空間を創出することで、居心地が良く、様々な活動や好きなことに打ち込める環境が整った、住みたくなるコンパクトシティを目指す。 ●目標3で挙げる安全で快適に移動しやすい環境の創出と一体的に取り組むことで、高齢者や人口減少に対応した更に歩いて暮らせるまちを目指す。
<p style="text-align: center;">【公共交通の利便の増進】</p> <p>目標 3 誰もが安全で快適に移動しやすい 環境の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●松山駅周辺土地区画整理事業及び松山市駅前広場整備事業の交通拠点整備により交通結節機能を強化し、公共交通の利便性や中心市街地の各地区間のアクセス向上を図るほか、無電柱化や歩道整備を進めることで、安全で快適に移動しやすい環境を目指す。

[2] 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年4月から令和 13 年 3 月までの 5 年間とする。

[3] 目標指標の設定の考え方

(1) 定量的な指標の設定

第4期計画策定に当たり、第3期計画で目標達成できなかった②「観光施設利用者数」については、引き続き目標指標に設定する。①「中央商店街の歩行者通行量」は、商店街の魅力や集客力をより正確に把握するため「中央商店街の空き店舗率」に変更する。さらに、「居住人口の社会増減数」は、目標を達成できていないが、本市の中心市街地の人口動態をより明確にするため③「市全体に占める中心市街地の人口割合」に変更する。また、今期計画からの新規目標指標として、④「1日当たりの公共交通利用者数」を設定する。これは、本市が歩いて暮らせるまちづくりを進めているため、市の関連計画との整合を図ったほか、中心市街地活性化協議会と協議を行うなかで、自動車のまちなかへの流入交通に関する課題があるとの意見から設定するものである。

以上を踏まえ、第4期計画では、目標1:様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出【目標指標:①中央商店街の空き店舗率 ②観光施設利用者数】、目標2:コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成【目標指標③:市全体に占める中心市街地の人口割合】目標3:誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出【目標指標④:1日当たりの公共交通利用者数】を目標に掲げる。

中心市街地活性化の基本方針	目標	目標指標	基準値 (令和6年)	推計値 (令和12年)	目標値 (令和12年)
行きたくなる店舗づくりと観光コンテンツの充実等で、モノ・コトを集め、便利でにぎわうまちにする	目標1 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出	①中央商店街の空き店舗率	21.0%	22.9%	16.7%
		②観光施設利用者数	1,713千人	1,884千人	1,975千人
居心地が良い空間づくりと快適で豊かな居住環境の形成で、住みたくなるヒトを増やす	目標2 コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成	③市全体に占める中心市街地の人口割合	3.63%	3.63%	3.86%
安全な歩行空間の創出と公共交通の利便性向上で、歩いて暮らせるまちづくりを進める	目標3 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出	④1日当たりの公共交通利用者数	42.9千人	43.0千人	46.0千人

(2) 目標数値の設定

目標1 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出

① 中央商店街の空き店舗率

目標指標	基準値 (令和6年)	推計値 (令和12年)	事業効果による 改善率 (令和12年)	今期目標値 (令和12年)
中央商店街の 空き店舗率	21.0%	22.9%	6.2%	16.7%

【目標指標の計測方法】

調査方法: 中央商店街(大街道、銀天街、まつちかタウン)の総店舗数、空き店舗数から、
空き店舗率を集計。

調査主体: 松山市、まちづくり松山

算出方法: 松山中央商店街の店舗状況変化調査及び中央商店街の出退店数を基に、
年間の総店舗数及び空き店舗数の平均値から空き店舗率を算出。

【目標値の考え方】

①推計値(令和12年)	22.9%
②事業効果(令和12年): ア+イ+ウ+エ	6.2%
ア 商店街空き店舗出店促進事業・商店街空き店舗利子補給事業	6.2%
イ チャレンジショップ等支援事業	
ウ 商店街等連携・賑わい創出支援事業(松山市商業振興対策事業)	
エ 中心市街地回遊性向上事業	
目標値(令和12年): ①-②	16.7%

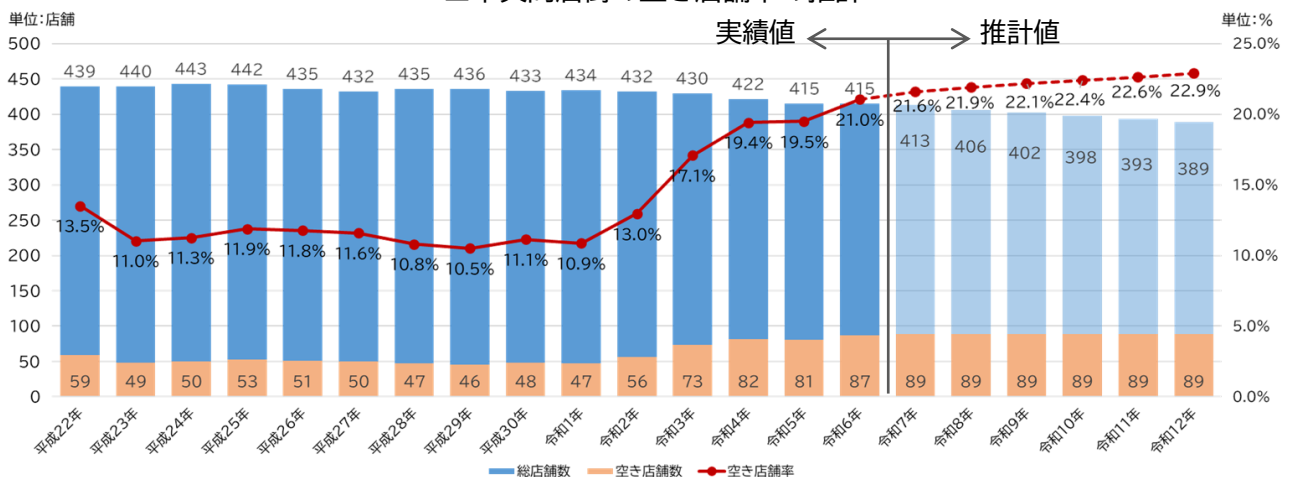
○推計値

商店街の空き店舗率は、令和2年以降、中央商店街の総店舗数が減少する一方で空き店舗数が増加したことで、増加傾向にある。

この傾向から令和12年の空き店舗率の推計値は **22.9%**(総店舗数:389 店舗・空き店舗数:89 店舗)。

なお、事業効果の二重計上は見込まず、中心市街地活性化に取り組まない場合、令和7年以降空き店舗数は変わらないものと仮定する。

■中央商店街の空き店舗率の推計



出典: 松山市店舗状況変化調査(中央商店街)を基に推計

○事業効果

ア 商店街空き店舗出店促進事業・商店街空き店舗利子補給事業 ・イ チャレンジショップ等支援事業・

ウ 商店街等連携・賑わい創出支援事業(松山市商業振興対策事業)・エ 中心市街地回遊性向上事業【事業効果:6.2%】

ア～エに掲げる事業は、中央商店街で事業を展開するもので、事業実施による出店数は下記のとおりを見込む。

■事業実施による出店数見込

	ア 商店街空き店舗 出店促進事業・ 商店街空き店舗 利子補給事業	イ チャレンジショップ等 支援事業	ウ 商店街等連携・ 賑わい創出支援事業 (松山市商業振興対策事業)	エ 中心市街地 回遊性向上事業
令和 8 年	2 店舗	1 店舗		1 店舗
令和 9 年	2 店舗	1 店舗		1 店舗
令和 10 年	3 店舗	1 店舗		1 店舗
令和 11 年	3 店舗	1 店舗		1 店舗
令和 12 年	4 店舗	1 店舗		1 店舗
計	14 店舗	5 店舗		5 店舗
合計	24 店舗			

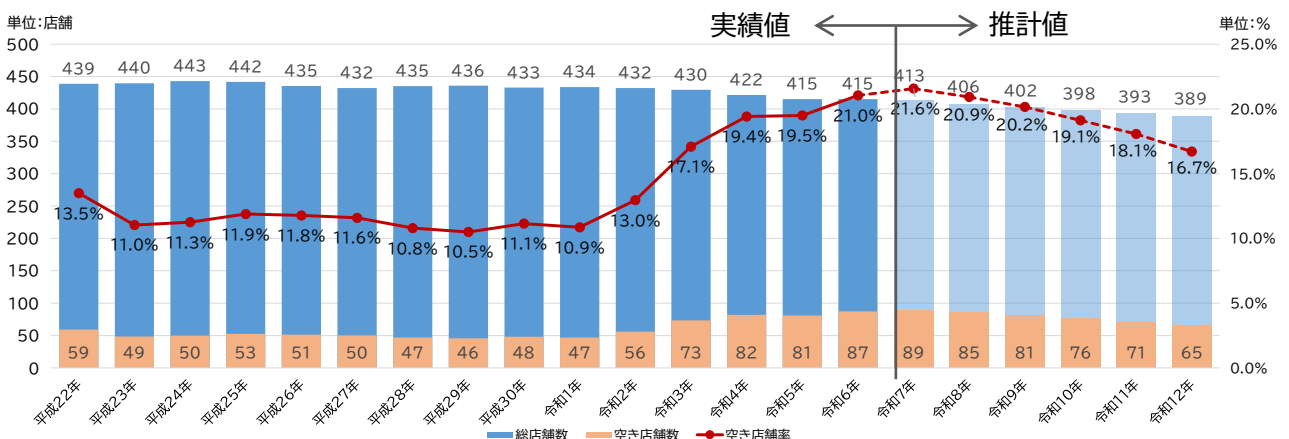
令和8～9年は、ア～エの事業実施により、年 4 店舗の空き店舗減少を見込む。令和10年～12年はチャレンジショップ卒業者がアの事業を活用し、中央商店街で創業することを見込み、年5～6店舗の空き店舗減少を見込む。

なお、ウ・エの事業については、事業実施による商店街のにぎわい創出や滞留性向上によってエリア価値向上を図るため、2事業合算で事業効果を算定する。

ア～エの事業効果の合計は、5年間で 24 店舗の出店となり令和12年の推計値は、16.7%(総店舗数:389・空き店舗数:65 店舗)となる。

よって取り組みの効果は、6.2%(=22.9%－16.7%)

■事業効果を含めた中央商店街の空き店舗率の推計



出典:松山市店舗状況変化調査(中央商店街)を基に推計

② 観光施設利用者数

目標指標	基準値 (令和 6 年)	推計値 (令和 12 年)	事業効果による 増加数 (令和 12 年)	今期目標値 (令和 12 年)
観光施設利用者数	1,713 千人	1,884 千人	91 千人	1,975 千人

【目標指標の計測方法】

調査方法:計画区域内にある市有観光施設の年間利用者数を集計

調査主体:松山市

調査対象:松山城天守閣、道後温泉(本館・椿の湯・別館 飛鳥乃湯泉)、子規記念博物館、
坂の上の雲ミュージアム、二之丸史跡庭園

算出方法:年間(1月～12月)の利用者の合計

【目標値の考え方】

①推計値(令和 12 年)	1,884 千人
②事業効果(令和 12 年):ア+イ+ウ+エ	91 千人
ア 瀬戸内・松山観光ビジネス戦略事業	36 千人
イ 国際観光客誘致促進事業	19 千人
ウ 道後温泉活性化事業	25 千人
エ クルーズ船誘致・受入推進事業	11 千人
目標値(令和 12 年):①+②	1,975 千人

○推計値

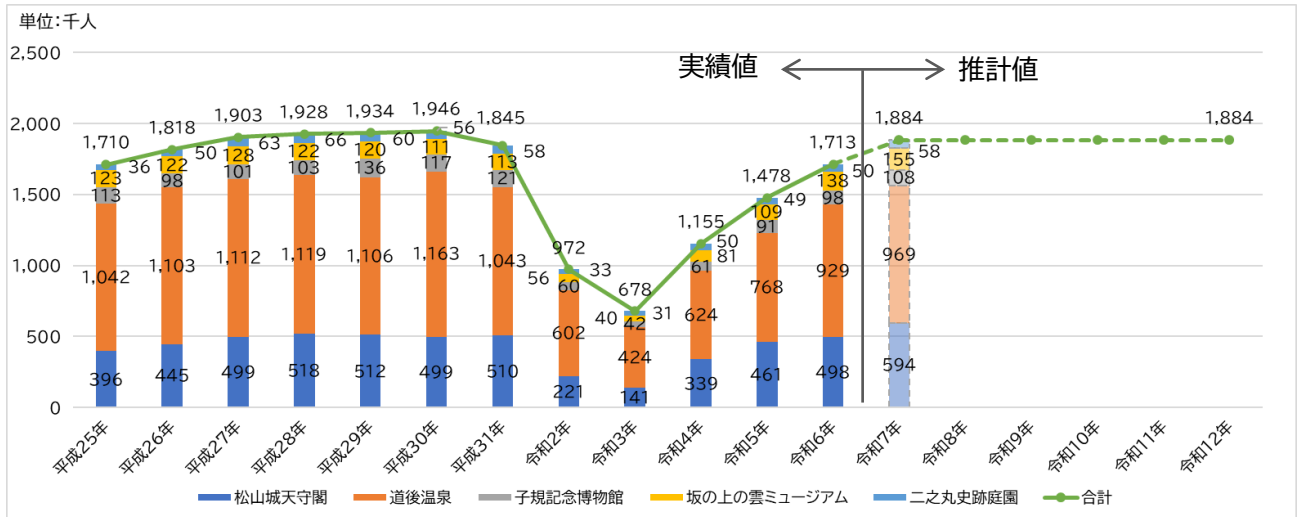
本市の観光施設利用者数は、令和2年以降、新型コロナウイルスの感染対策や物価高騰等の影響により減少したが、令和4年以降は感染対策の緩和や円安によるインバウンド需要の増加等により増加傾向にある。

令和6年は、道後温泉本館の全館営業再開、松山空港発着の国際定期路線の運航再開や増便により市内の主な観光施設の入込客数※は 300 万人を超えていて、令和7年は、大阪・関西万博開催による波及効果や韓国釜山便の増便等により更なる増加が見込まれる。一方で、為替相場変動に伴うインバウンド客の動向等の不確実な要因があるため、観光客数の増加がいつまで続くかは不透明である。

そのため、令和12年の推計値については、令和7年の推計値を算出し、同数値を令和12年の推計値とする。なお、事業効果の二重計上は見込まないものとする。

※観光施設の入込客数:道後温泉(本館・椿の湯・別館飛鳥乃湯泉)入浴客数、
松山城山ロープウェイ・リフト乗客数、松山城天守入場者数、
坂の上の雲ミュージアム入館者数、子規記念博物館入館者数、
二之丸史跡庭園入場者数

■観光施設利用者数の推計



出典:「松山市観光客推定表」から推計

○事業効果

ア 瀬戸内・松山観光ビジネス戦略事業【事業効果:36千人】

前期計画期間中に展開した、広島県や関西等の都市圏からの誘客事業から事業効果を算出する。

RESAS(地域経済分析)を基に広島県及び大阪府からの「宿泊者分析(居住都道府県別の延べ宿泊者数の推移)」の実績を参考にその効果を算出する。なお、事業効果の算定にあたり、新型コロナウイルス感染拡大前のトレンドに基づき算定する。

■宿泊者分析(延べ宿泊者数の推移)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 6 年
広島県	240,683 人	290,958 人	271,328 人	287,440 人	279,146 人	227,778 人
大阪府	353,097 人	338,989 人	321,047 人	331,969 人	325,867 人	307,003 人
合計	593,780 人	629,947 人	592,375 人	619,409 人	605,013 人	534,781 人

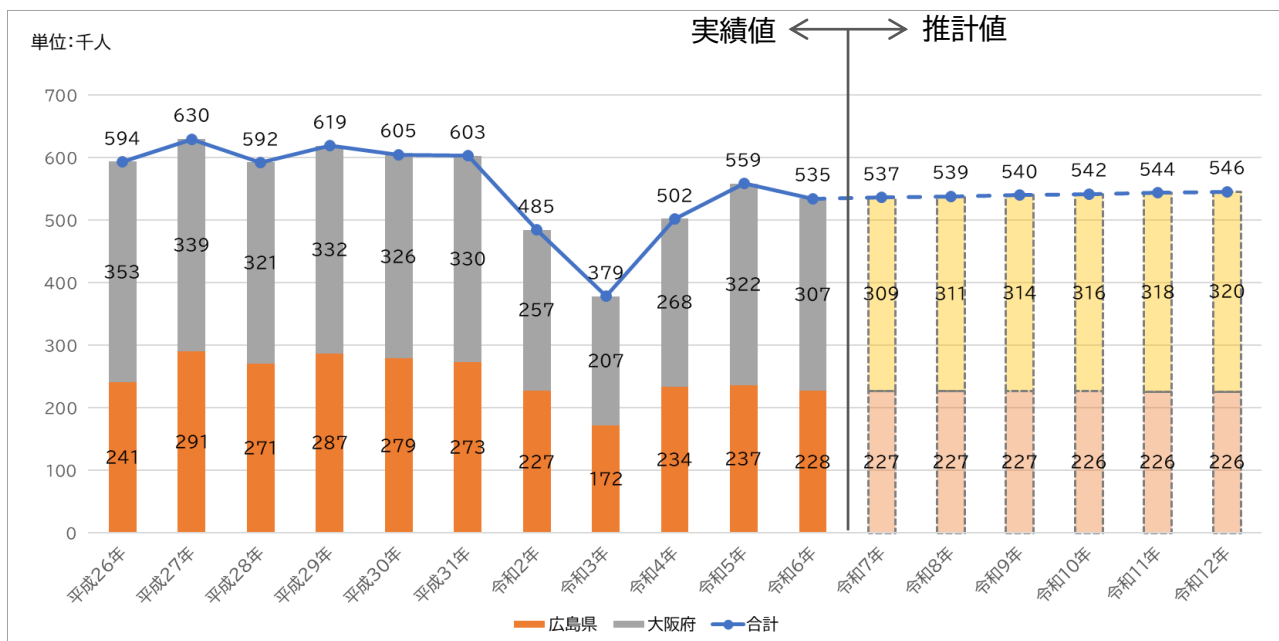
出典:地域経済分析システム(RESAS)

新型コロナウイルス感染症拡大前の観光宿泊者数に基づくトレンド推計により、基準年(令和 6 年)及び目標年(令和 12 年)の値を予測すると、

松山市の宿泊者のうち広島県及び大阪府からの来客は、

令和6年:534,781 人 ⇒ 令和 12 年:545,970 人(11,189 人増加)(=約 2.1%増加)
 令和6年観光施設利用者数 1,713 千人×約 2.1%=約 36 千人(令和 12 年増加分)

■宿泊者分析(延べ宿泊者数の推移)



出典:地域経済分析システム(RESAS)から推計

イ 国際観光客誘致促進事業【事業効果:19千人】

前期計画期間中に展開した韓国及び台湾からの誘客事業から事業効果を算出する。

松山市観光客推定表を基に韓国及び台湾から本市への宿泊客推定数を基に効果を算出する。

■外国人宿泊客推定数(韓国及び台湾)

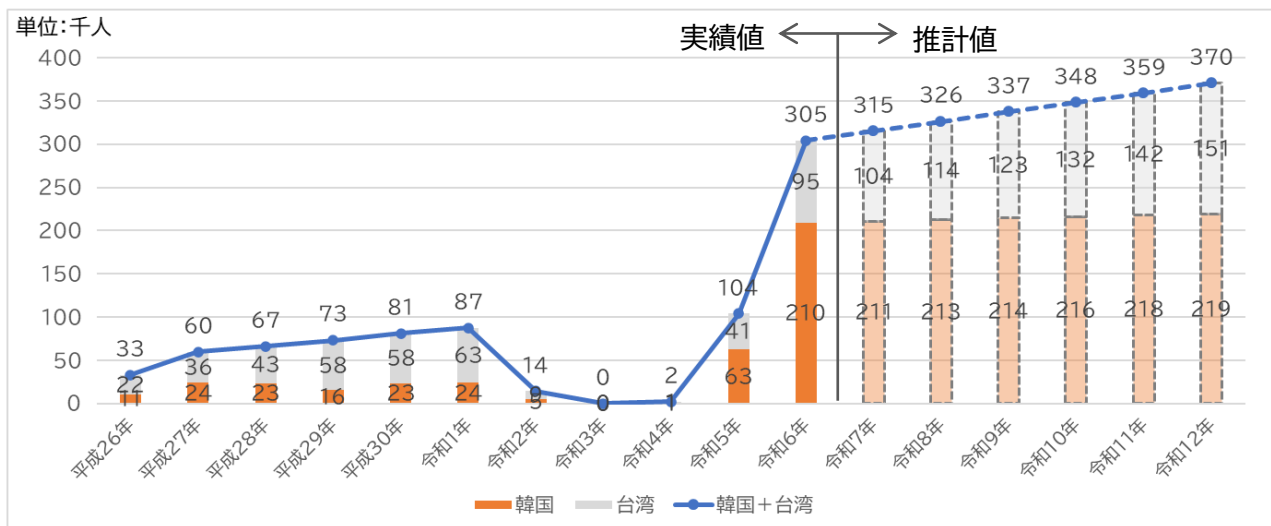
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和6年
韓国	11,000人	23,900人	23,200人	15,800人	23,300人	209,500人
台湾	22,200人	36,000人	43,300人	57,600人	58,100人	95,000人
合計	33,200人	59,900人	66,500人	73,400人	81,400人	304,500人

出典:松山市観光客推定表

新型コロナウイルス感染症拡大前の観光宿泊者数に基づくトレンド推計により、基準年(令和6年)及び目標年(令和12年)の値を予測すると、韓国及び台湾からの来客は、

令和6年:304,500人 ⇒ 令和12年:370,440人(65,940人増加)(=約21.7%増加)

■外国人宿泊客推定数(韓国及び台湾)



出典:松山市観光客推定表から推計

令和6年の松山市観光客推定数は6,003,900人で、そのうち韓国と台湾からの宿泊客推定数の割合は、約5.1%(=304,500÷6,003,900)。

令和6年観光施設利用者についても、宿泊客推定数と同割合の韓国及び台湾からの利用者があると仮定すると、韓国及び台湾からの令和6年観光施設利用者数は、1,713千人×5.1%=87千人

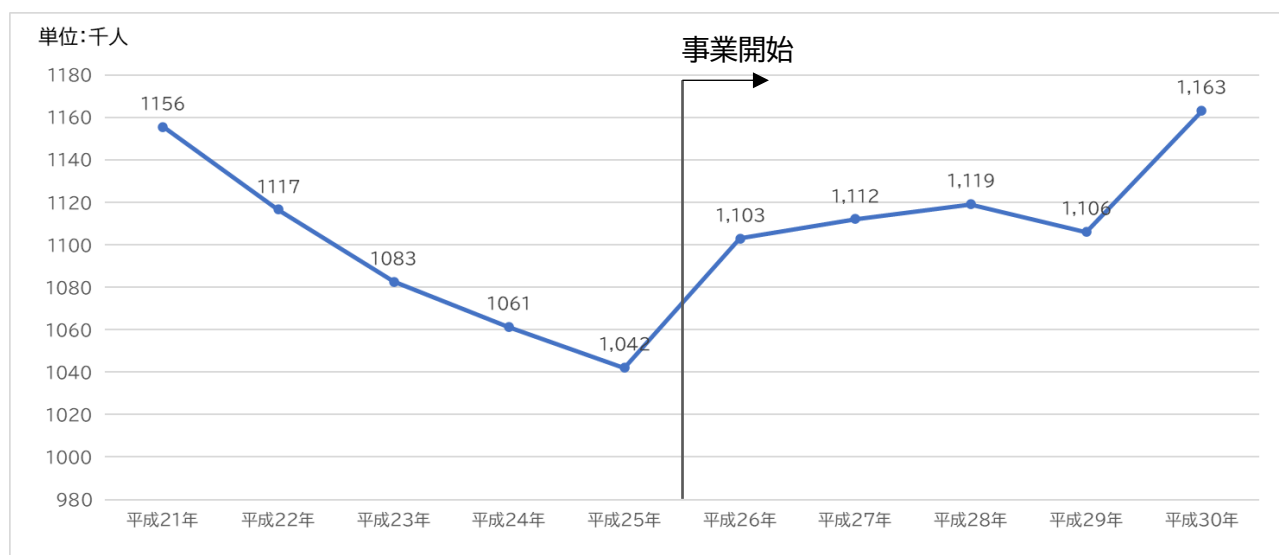
よって、取組の効果は、

$\text{韓国及び台湾からの令和6年観光施設利用者数 } 87 \text{ 千人} \times 21.7\% = 19 \text{ 千人 (令和12年増加分)}$
--

ウ 道後温泉活性化事業【事業効果:25 千人】

平成 26 年度からほぼ毎年道後温泉地区で道後アート等を実施している。
事業開始前 5 年間と開始後 5 年間の推移を基に事業効果を算定する。

■道後温泉入浴客数



出典:観光客推定表

平成 21 年～平成 25 年の平均入浴客数は、1,092 千人、平成 26 年～平成 30 年の平均入浴客数は 1,121 千人で、事業開始以降、入浴客数は約 2.7%増加している。

令和 8 年度以降も同様の効果が得られると想定。

令和6年道後温泉入浴客 929 千人×約 2.7%=約 25 千人(令和 12 年増加分)

エ クルーズ船誘致・受入推進事業【事業効果:11 千人】

令和 2 年度以降、クルーズ船の寄港実績がある令和 5 年から令和7年*の 3 カ年の平均と同規模のクルーズ船が同回数寄港すると仮定して、目標年である令和 12 年の効果を推計する。

※令和7年は1月～10月の実績に基づく。

■クルーズ船寄港数及び定員数の推移

	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	3 カ年平均
寄港数	6 件	6 件	14 件	約 9 件
定員数	約 15,000 人	約 3,000 人	約 15,000 人	約 11,000 人

出典:松山市 HP・愛媛県 HP を基に松山市作成

クルーズ船の定員が満員で乗客全員が松山市で観光すると仮定すると
取組の効果は、11 千人(=約 11,000 人)。

目標2 コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成

③ 市全体に占める中心市街地の人口割合

目標指標	基準値 (令和6年)	推計値 (令和12年)	事業効果による 増加数 (令和12年)	今期目標値 (令和12年)
市全体に占める中心市街地の人口割合	3.63%	3.63%	0.23%	3.86%

【目標指標の計測方法】

調査方法:市全体に占める中心市街地の人口割合を算出

調査年月:毎年4月1日時点の人口を基にする

調査主体:松山市

調査対象:松山市全域及び中心市街地

算出方法:松山市住民基本台帳登録人口から、市人口総数に占める中心市街地の人口割合を算出

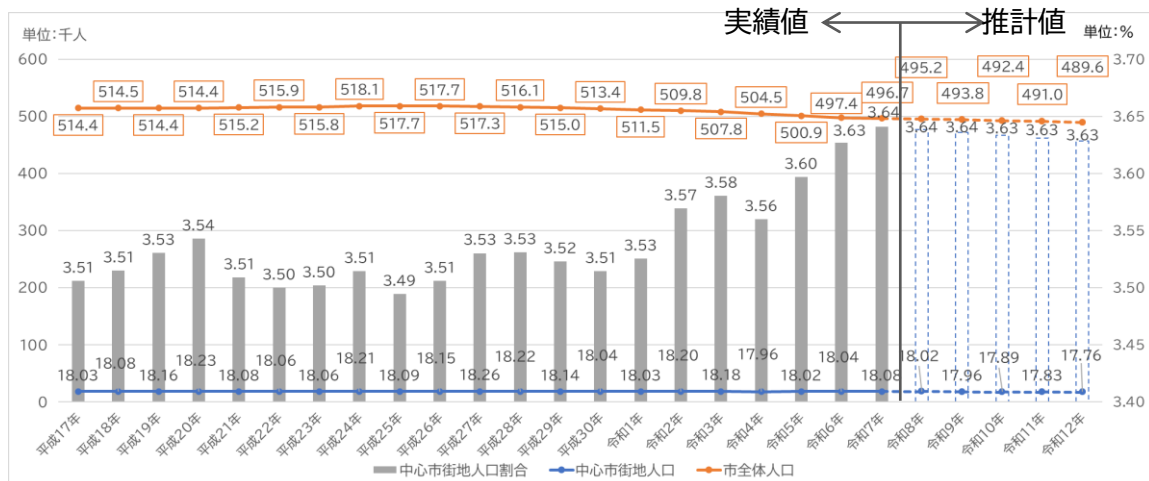
【目標値の考え方】

①推計値(令和12年)	3.63%
②事業効果(令和12年):ア+イ	0.23%(1,142人)
ア 松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業	0.20%(1,001人)
イ 一番町一丁目・歩行町一丁目地区第一種市街地再開発事業	0.03%(141人)
目標値(令和12年):①+②	3.86%

○推計値

松山市全体の人口は減少傾向にあるが、中心市街地の人口は横ばい傾向にある。この傾向はコロナ禍以前から続いているため、今後も継続すると考え、これまでの実績を基に、令和7年以降の市人口及び中心市街地人口のトレンド推計を行い、令和12年の中心市街地人口割合の推計値を算出する。この結果により、令和12年の中心市街地の推計値は **3.63%**。

■松山市及び中心市街地の人口と中心市街地人口割合



出典:松山市住民基本台帳登録人口から推計

○事業効果

ア 松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業【事業効果:0.20%(1,001人)】

松山駅周辺土地区画整理事業による住環境整備から算出する。

以下の2つの計画では、土地区画整理事業前の地区内人口は 700 人、事業による居住人口増加率を 243%と想定しているため、事業後の地区内は 1,701 人となり、事業の取組効果は 1,001 人となる。

○松山広域都市計画事業 松山駅周辺土地区画整理事業 事業計画書(第 4 回変更)

○社会資本整備総合整備計画(令和 5 年～令和 8 年)

令和 8 年度の施工完了を予定していることから取組効果は、**1,001 人**。ただし、住宅等の整備は施工完了後になるため、効果の発現は令和 12 年になると仮定する。

■松山駅周辺土地区画整理事業による事業取組効果の見込み

基準値(整備前人口)	700 人
居住人口増加率	243%
目標値(整備後人口)	1,701 人
増加人口	1,001 人

イ 一番町一丁目・歩行町一丁目地区第一種市街地再開発事業【事業効果:0.03%(141人)】

当該再開発事業で整備される住居機能の戸数から算出する。住居機能はマンション建設により、34戸から121戸に増加する予定であり、増加戸数は87戸を予定している。中心市街地の一世帯当たり人員は1.62であることから、増加戸数と一世帯当たり人員を踏まえると、以下となる。

増加戸数 87戸 × 1世帯あたり人員 1.62 = 約 141人

このことから、取組効果は 141人

ア及びイの取組効果 1,142人の増加を踏まえ、中心市街地人口の割合を算出する。

令和2年度国勢調査での、「5年前の常住地・現住地別人口」から、松山市での市外からの移動人口割合を算出する。令和2年度より市外移住者は38,714人(県内他市町村から:14,666人、他県から:23,091人、国外から:957人)、移動人口全体は99,177人であることから、

市外からの移動者 38,714人 / 移動人口全体 99,177人 = 約 39.0%

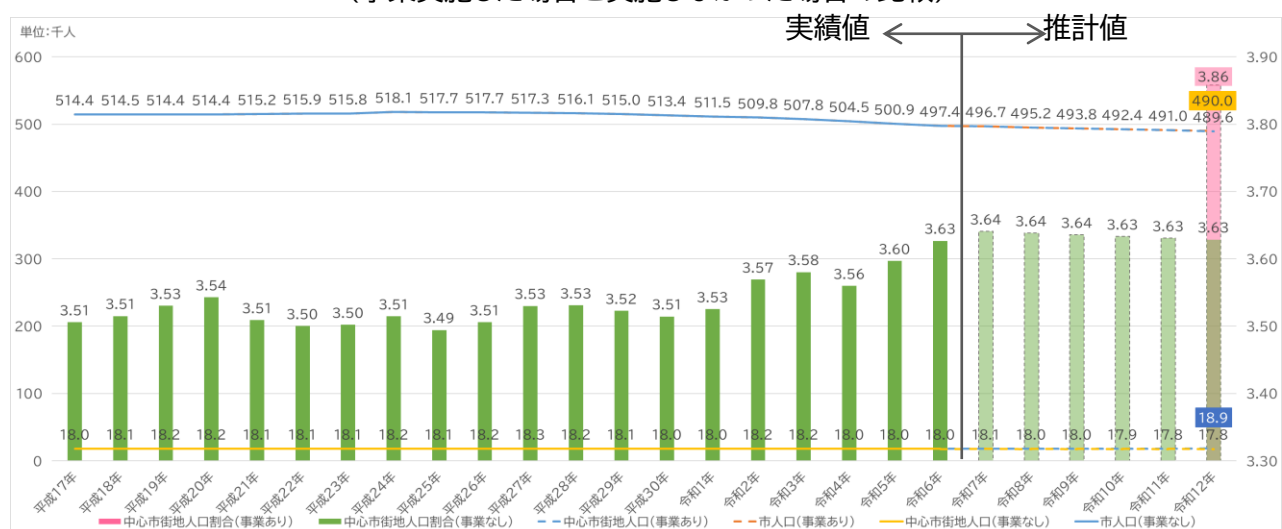
上記を踏まえ、1,142人のうち、445人(39.0%)が松山市外から移動してくることを想定する。これらの結果を踏まえた中心市街地人口の割合は以下のとおり。

■事業効果の有無による、中心市街地人口の割合等の比較

令和12年の状況	事業未実施の場合	事業実施の場合	差異
市全体の人口	489,576	490,021	445
中心市街地の人口(人)	17,765	18,907	1,142
市全体に占める中心市街地の人口(%)	3.63	3.86	0.23

よってア及びイの事業効果は 0.23%。

■松山市の人口に占める中心市街地の割合の推移
(事業実施した場合と実施しなかった場合の比較)



出典:松山市住民基本台帳登録人口から推計

目標3 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出

④ 1日当たりの公共交通利用者数

目標指標	基準値 (令和6年)	推計値 (令和12年)	事業効果による 増加数 (令和12年)	今期目標値 (令和12年)
1日当たりの公共交通利用者数	42.9千人	43.0千人	3.0千人	46.0千人

【目標指標の計測方法】

調査方法:JR(松山駅)及び郊外電車(松山市駅)、路面電車(市駅前、松山駅前、道後温泉)の1日当たりの乗降客数を把握する。

調査年月:毎年5月

調査主体:松山市

調査対象:JR(松山駅)、郊外電車(松山市駅)、路面電車(市駅前、松山駅前、道後温泉)

算出方法:JR(松山駅)及び郊外電車(松山市駅)、路面電車(市駅前、松山駅前、道後温泉)の1日当たりの乗降客数の合計

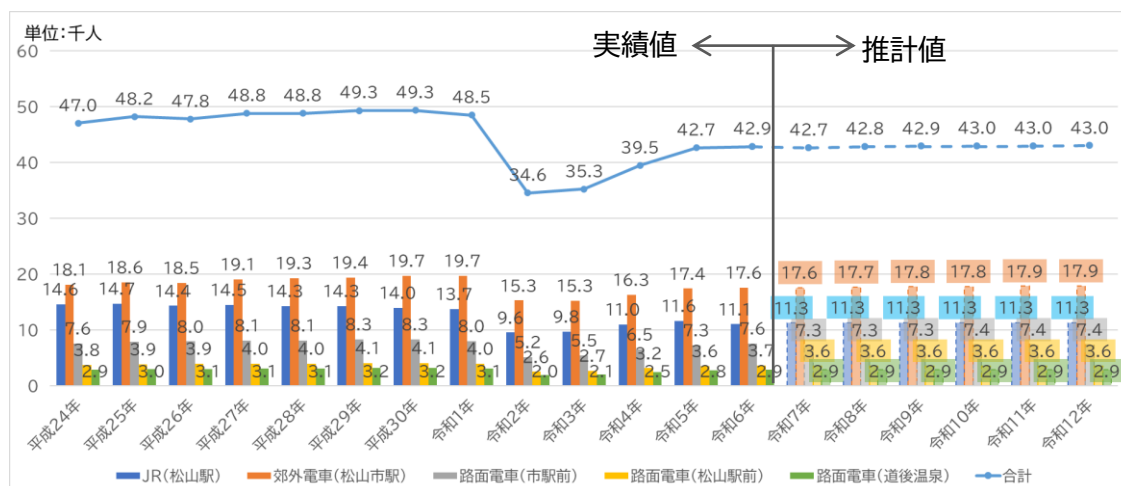
【目標値の考え方】

①推計値(令和12年)	43.0千人
②事業効果(令和12年):ア+イ	3.0千人
ア 市駅前広場整備事業	1.2千人
イ 松山駅周辺土地地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業	1.8千人
目標値(令和12年):①+②	46.0千人

○推計値

1日当たりの公共交通利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年に大きく減少しているが、令和3年以降、年々増加している。1日当たり公共交通利用者数は今後も一定の増加が見込まれることから、これまでの実績を基に令和7年以降のトレンドを推計すると、令和12年の1日当たり公共交通利用者数の推計値は **43.0千人**。

■JR(松山駅)及び郊外電車(松山市駅)、路面電車(市駅前、松山駅前、道後温泉)の1日当たり公共交通利用者数



出典:松山市資料から推計

○事業効果

ア 市駅前広場整備事業【事業効果:1.2千人】

姫路市姫路駅前での「広場整備事業」による効果を参考に算出する。

姫路駅前広場整備事業の実施完了は平成 26 年度で、完了翌年度の平成 27 年度の JR 姫路駅及び山陽電鉄姫路駅の乗降客数総数は下記のとおりであり、本市でも同様の効果が得られると仮定する。

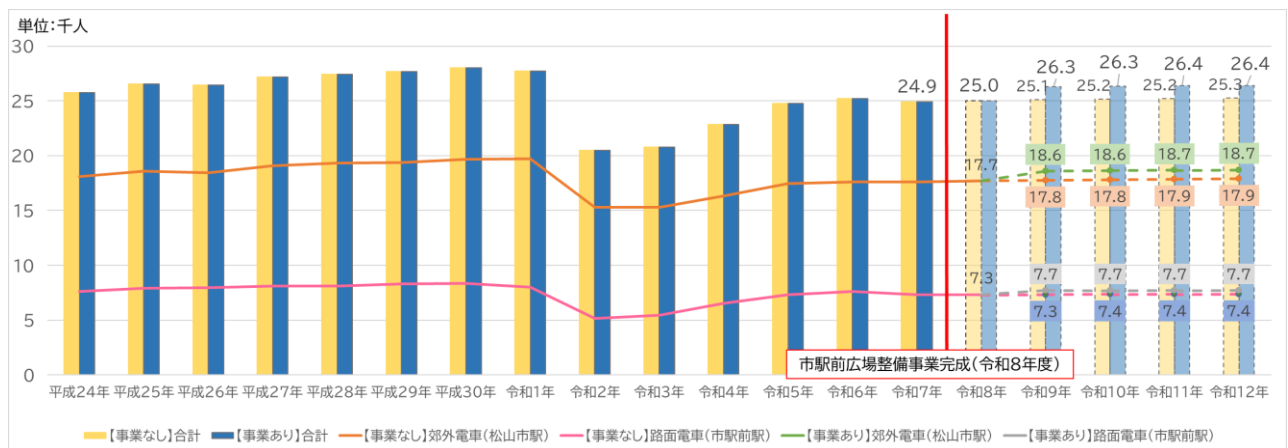
	平成 26 年度	平成 27 年度	増加率
JR 姫路駅及び 山陽電鉄姫路駅乗降客数	22,915 千人	24,111 千人	+5%

市駅前広場事業は令和 8 年秋に完成予定で、令和 8 年度の郊外電車(松山市駅)及び路面電車(市駅前駅)の1日当たり乗降客数合計のトレンド推計は 25,030 人。

事業を行った場合の令和 9 年度の推計値は、26,281 人(25,030×1.05)で、この効果が持続する場合の令和 12 年度の推計値は 26,404 人。

事業を行わなかった場合の令和 9 年度の推計値は、25,106 人でこの場合の令和 12 年度の推計値は 25,254 人。

■ 郊外電車(松山市駅)及び路面電車(市駅前駅)の乗降客数の推移



出典:松山市資料から推計

このことから取組効果は以下のように算出できる。

令和 12 年度推計値(事業効果あり):26,404 人	−	令和 12 推計値(事業効果なし):25,254 人	=	1,150 人
------------------------------	---	----------------------------	---	---------

よって取組効果は、1.2 千人

イ 松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業【事業効果:1.8 千人】

大分市での「大分駅南土地区画整理事業」による効果を参考に算出する。

大分駅南土地区画整理事業の実施完了は令和 3 年度で、完了翌年度の令和 4 年度の JR 大分駅の乗降客数総数は下記のとおりであり、本市でも同様の効果が得られると仮定する。

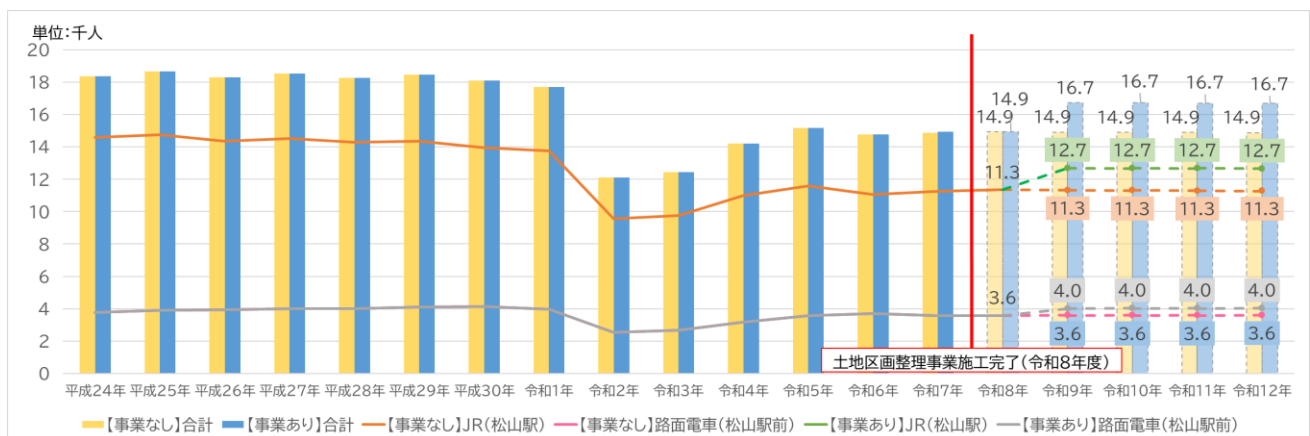
	令和3年度	令和4年度	増加率
JR 大分駅の乗降客数総数	5,009 千人	5,631 千人	+12%

松山駅周辺土地区画整理事業は令和 8 年度施工完了予定で、令和 8 年度の JR(松山駅)及び路面電車(松山駅前)の1日当たり乗降客数の合計のトレンド推計は、14,930 人。

事業を行った場合の令和 9 年度の推計値は、16,721 人(14,930×1.12)で、この場合の令和 12 年度の推計値は 16,691 人。

事業を行わなかった場合の令和 9 年度の推計値は 14,914 人で、この効果が持続する場合の令和 12 年度の推計値は 14,876 人。

■JR(松山駅)及び路面電車(松山駅前)の乗降客数の推移



出典:松山市資料から推計

このことから取組効果は以下のように算出できる。

令和 12 年度推計値(事業効果あり):16,691 人	−	令和 12 推計値(事業効果なし):14,876 人	=	1,815 人
------------------------------	---	----------------------------	---	---------

よって取組効果は、1.8 千人

[4] フォローアップの時期及び方法

目標1～3で掲げる目標指標の結果を松山市中心市街地活性化協議会その他の関係機関等に報告・協議し、必要に応じて事業の精査・見直しを行い、目標達成に必要な措置を講じる。

目標1 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出

① 中央商店街の空き店舗率

継続的に実施している中央商店街の出退店数及び店舗状況変化調査を活用して、毎年分析・評価する。

② 観光施設利用者数

年間の市有観光施設利用者数(対象の 5 施設の年間入場者を集計)を目標指標としているため、松山城 天守閣、道後温泉(本館・椿の湯・別館 飛鳥乃湯泉)、子規記念博物館、坂の上の雲ミュージアム、二之丸史跡庭園の入場者を把握し、毎年分析・評価する。

目標2 コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成

③ 市全体に占める中心市街地の人口割合

松山市住民基本台帳登録人口での毎年 4 月 1 日時点の市の人口総数及び中心市街地人口を基に、市人口総数に占める中心市街地の人口割合を算出し、毎年分析・評価する。

目標3 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出

④ 1日当たりの公共交通利用者数

毎年 5 月の JR(松山駅)及び郊外電車(松山市駅)、路面電車(市駅前、松山駅前、道後温泉)の1日当たりの乗降客数を把握し、毎年分析・評価する。

4 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

【現状分析】

- 本市の中心市街地の内、松山城を中心とした都心地区は城下町として発展し、戦後は松山都市計画事業復興土地区画整理事業により、道路基盤は他地域と比較して整備が進んでいるが、都市基盤施設や中心部の建築物の老朽化等が進んでいる。
- 松山市全体では人口が減少している。中心市街地区域内の居住人口は横ばい傾向にあるものの、人口動態は一定して自然減、社会増減数は増減を繰り返している。また高齢化も進んでいる状況である。
- 都心地区は、本市の商業・業務機能が集中している。中心市街地区域内で、地価の上昇などはみられるものの、中央商店街の空き店舗率については、新型コロナウイルス感染症拡大により令和 2 年から増加傾向に転じている。
- 道後地区は、道後温泉に代表される松山観光の中心的地域である。道後温泉は、令和1年から令和 6 年まで営業しながら保存修理工事を実施。新型コロナウイルス感染症拡大も影響し、令和 2 年に大きく利用者数は減少したが、コロナ前までの水準までに回復しつつある。
- 松山駅周辺地区は、空港や観光港と並ぶ広域交通の結節点であり、県都の陸の玄関口に相応しいまちづくりを目指すため土地区画整理事業等を行っている。

【事業の必要性】

- 人口減少、高齢化に対応したコンパクトシティの推進のため、JR 松山駅や松山市駅の交通結節機能の強化や周辺事業の一体的な推進、商業や住宅、広場、駐車場など、都市機能が充実した、高質・快適かつ豊かな居住環境の形成が必要である。
- 中央商店街内から花園町通りまでの回遊性を向上しにぎわいを創出するため、新たなにぎわいスポットの整備や回遊動線の整備が必要である。

【フォローアップ】

基本計画に位置付けられた事業について、毎年、事業の進捗状況を調査し、各事業主体と十分協議した上で進捗管理を行うとともに、中心市街地活性化に対する効果を検討し、必要に応じて事業の見直しや改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業番号】4-1 【事業名】都市再生協議会運営事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市 松山市都市再生協議会(松山アーバンデザインセンター)		
【事業内容】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公・民・学の連携の基、地域主体のまちづくりを行う松山アーバンデザインセンター[UDCM]の拠点施設には、まちづくりに関する専門知識と実務経験を有する専門スタッフが常駐し、現地現場で、地域のまちづくり活動への技術的支援及び研究活動を行う。 ○ この取組によって、今後のまちづくりを担う人材が育成されるとともに、公・民・学のシンクタンクとして松山市の将来像を描き、本市の持続的発展を目指す。 		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出 ○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 		
【目標指標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央商店街の空き店舗率 ○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 		
【活性化に資する理由】	地域のまちづくり活動への技術的支援及び研究活動やまちづくりを担う人材の育成により、中央商店街のにぎわい創出や魅力向上に繋がるため中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施期間】	令和 7 年度～令和 9 年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業番号】4-2 【事業名】中之川通線整備事業

【事業実施時期】	令和 6 年度～令和 15 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	松山市駅前と市道市役所前天山線を結ぶ区間(620m)で、電線類の地中化事業と歩道のバリアフリー整備等を行い、防災性の向上と安全性・快適性の確保を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出 		
【目標指標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 ○ 1日あたりの公共交通利用者数 		
【活性化に資する理由】	無電柱化による快適な歩行空間の整備により、中心市街地内の居住環境の改善や公共交通を活かした歩いて暮らせるまちづくりの推進に寄与するため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施期間】	令和7年度～令和9年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】4-3 【事業名】松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～令和 13 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	松山駅周辺地区は、関係機関が一体となり連続立体交差事業と土地区画整理事業に取り組んでいる。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出 		
【目標指標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 ○ 1日あたりの公共交通利用者数 		
【活性化に資する理由】	交通結節機能の強化や松山駅周辺の東西交通の利便性の向上並びに魅力ある都心居住環境の創出を図る事業のため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) ○ 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) ○ 無電柱化推進計画事業補助 ○ 社会資本整備総合交付金(まちなかウォークアブル推進事業) ○ 官民連携基盤整備推進調査費 		
【支援措置実施期間】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年度～令和 8 年度 ○ 平成 22 年度～令和 8 年度 ○ 令和 2 年度～令和 8 年度 ○ 令和 4 年度～令和 8 年度 ○ 令和 6 年度 	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】4-4 【事業名】湊町三丁目 C 街区地区第一種市街地再開発事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～令和 14 年度		
【実施主体】	湊町三丁目 C 街区地区市街地再開発組合(予定)		
【事業内容】	中央商店街に面する地区で、商業施設・公益施設・住宅・駐車場・広場等を備える新たなにぎわいスポットを整備するとともに防災性の高い市街地形成を促進する事業である。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出 ○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成		
【目標指標】	○ 中央商店街の空き店舗率 ○ 市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	市街地再開発事業の実施により商業施設・公益施設・住宅・駐車場・広場等が整備されることで、居住環境の改善や地区周辺への出店促進が見込まれるため、中心市街地活性化に必要である。		
【支援措置名】	○ 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) ○ 防災・安全交付金(市街地再開発事業)		
【支援措置実施期間】	○ 平成 30 年度～令和 1 年度 ○ 令和 9 年度～令和 14 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】4-5 【事業名】一番町一丁目・歩行町一丁目地区第一種市街地再開発事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	一番町一丁目・歩行町一丁目地区市街地再開発組合(予定)		
【事業内容】	ホテル・住宅・駐車場・広場等を備える新たなにぎわいスポットを整備し、観光・生活都市としてのブランド強化を目指すとともに防災性の高い市街地形成を促進する事業である。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成		
【目標指標】	市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	市街地再開発事業の実施により居住環境の改善見込まれるため、中心市街地活性化に必要である。		
【支援措置名】	○ 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) ○ 防災・安全交付金(市街地再開発事業)		
【支援措置実施期間】	○ 平成 29 年度～令和 1 年度 ○ 令和 8 年度～令和 12 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】4-6 【事業名】市駅前広場整備事業

【事業実施時期】	令和1年度～令和8年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大街道・銀天街と花園町通りをつなぐ市駅前広場で、にぎわいを創出するため、一体的な空間や回遊動線の整備を行う。 ○ 駅前広場内の交通事故の減少や、シームレス化によるバリアフリー環境の創出、広場内の滞留人口増による回遊活性化が期待される。 		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出 		
【目標指標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央商店街の空き店舗率 ○ 1日あたりの公共交通利用者数 		
【活性化に資する理由】	市駅前広場の整備により中央商店街を含む市駅周辺の回遊性向上やバリアフリー環境創出による交通利便性の向上が見込まれるため中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業) ○ 社会資本整備総合交付金(まちなかウォークブル推進事業) ○ 防災・安全交付金(都市・地域交通戦略推進事業) 		
【支援措置実施期間】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和1年度～令和3年度 ○ 令和4年度～令和8年度 ○ 令和6年度～令和8年度 	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】4-7 【事業名】三番町線整備事業

【事業実施時期】	平成 31 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	既に無電柱化が完了している市道花園町線と国道56号を結ぶ区間(240m)で、電線類の地中化事業を行い、無電柱化区間の連続性を確保し、防災性の向上を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出		
【目標指標】	○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 ○ 1日あたりの公共交通利用者数		
【活性化に資する理由】	無電柱化による快適な歩行空間の整備により、中心市街地内の居住環境の改善や公共交通を活かした歩いて暮らせるまちづくりの推進に寄与する。		
【支援措置名】	無電柱化推進計画事業補助		
【支援措置実施期間】	平成 31 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】4-8 【事業名】千舟町空港線整備事業

【事業実施時期】	平成 31 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	国道56号とJR松山駅を結ぶ区間(570m)で、松山駅周辺地区区域内300mと区域外270mの電線類の地中化事業と歩道のバリアフリー整備等を行い、防災性の向上と安全性・快適性の確保を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出		
【目標指標】	○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 ○ 1日あたりの公共交通利用者数		
【活性化に資する理由】	無電柱化による快適な歩行空間の整備により、中心市街地内の居住環境の改善や公共交通を活かした歩いて暮らせるまちづくりの推進に寄与する。		
【支援措置名】	無電柱化推進計画事業補助		
【支援措置実施期間】	平成 31 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】4-9 【事業名】城山公園整備事業(堀之内地区第2期)

【事業実施時期】	令和元年度～令和 9 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	<p>○ 平成21年度末に第1期整備を完了した城山公園(堀之内地区)は、現在、愛媛マラソンやえひめ・まつやま産業まつりなどのイベントや撮影、学校行事などに活用されている。</p> <p>○ 第2期整備は、第1期整備区域より北の未整備区域を対象とし、「城山公園(堀之内地区)整備計画報告書」と「史跡松山城跡保存活用計画」に基づき、広場整備を主体に、加えて歴史学習に活用できるよう配慮しながら、発掘調査成果や古絵図により再現した江戸時代の道路を園路として再現するなど、早期開設に取り組む。</p> <p>○ なお、三之丸御殿等の重要施設があった区域は、今後も詳細な発掘調査を行い、その成果を踏まえた整備を検討する予定である。</p>		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】			
【目標指標】	市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	史跡と都市公園が調和した公園となるよう整備を行うことで、松山城跡の保護や市民の文化的活動に寄与するほか、安全で快適に利用できる空間を創出する等、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	<p>○ 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金</p> <p>○ 社会資本整備総合交付金(まちなかウォークブル推進事業)</p>		
【支援措置実施期間】	<p>○ 令和 1 年度～令和 3 年度</p> <p>○ 令和 4 年度～令和 9 年度</p>	【支援措置実施期間】	<p>○ 令和 1 年度～令和 3 年度</p> <p>○ 令和 4 年度～令和 9 年度</p>
【その他特記事項】			

【事業番号】4-10 【事業名】(再掲)中之川通線整備事業

【事業実施時期】	令和 6 年度～令和 15 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	松山市駅前と市道市役所前天山線を結ぶ区間(620m)で、電線類の地中化事業と歩道のバリアフリー整備等を行い、防災性の向上と安全性・快適性の確保を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出		
【目標指標】	○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 ○ 1日あたりの公共交通利用者数		
【活性化に資する理由】	無電柱化による快適な歩行空間の整備により、中心市街地内の居住環境の改善や公共交通を活かした歩いて暮らせるまちづくりの推進に寄与するため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	無電柱化推進計画事業補助		
【支援措置実施期間】	令和 6 年度～令和 15 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】4-11 【事業名】自転車ネットワーク整備事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～終期未定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	○ 自転車は、環境にやさしく、また、手軽で便利な乗り物として多くの方が利用しており、松山市の都市交通手段として、重要な役割を果たしている。 ○ 「松山市自転車活用推進計画」に基づき、より安全、快適に自転車通行できる環境を提供する事業である。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出		
【目標指標】	○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 ○ 1日あたりの公共交通利用者数		
【活性化に資する理由】	安全・快適に自転車通行できる環境が整備されることで、居住環境の改善に繋がるほか、徒歩や自転車といった遅い交通利用が促進されることで公共交通の利用促進も見込まれるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	防災・安全交付金(道路事業)		
【支援措置実施期間】	平成 30 年度～終期未定	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】4-12 【事業名】道後公園史跡環境整備事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～終期末定		
【実施主体】	愛媛県		
【事業内容】	道後公園の歴史的価値を磨き、拡大している歴史ファン層や増加しているインバウンド観光客に訪れてもらい、道後地区ひいては愛媛県の観光客数増加・滞在時間増加に寄与する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	道後公園の魅力向上により道後地区への観光客増加が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金		
【支援措置実施期間】	平成 27 年度～終期末定	【支援主体】	文化庁
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】4-13 【事業名】みんなで育む美しい街並みと賑わい創出事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	民間による美しい街並み景観整備とにぎわい創出施設整備に対して支援を行うことによって、官民連携のまちづくりを推進し、美しい街並みやにぎわい創出を目指す。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出 ○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成		
【目標指標】	○ 中央商店街の空き店舗率 ○ 市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	歴史的建築物や空き店舗を活用した交流施設等の整備を支援することで、中央商店街への出店促進や都市機能の増進に繋がるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】4-14 【事業名】景観形成推進事業

【事業実施時期】	令和 2 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	松山らしい景観の保全、創出を推進し、都市ブランドの向上と地域の活性化を目指し、さらに自主的、積極的な景観まちづくりを推進する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成		
【目標指標】	市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	魅力的な都市景観の形成を促進し中心市街地の魅力向上をすることで、まちなか居住を促進するため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】4-15 【事業名】まちづくり初動期支援事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	地域住民が主体で取り組む民間再開発事業や、地区景観検討事業、土地 区画整理事業等を推進する事業である。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出 ○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成		
【目標指標】	○ 中央商店街の空き店舗率 ○ 市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	民間主体のまちづくりを支援することで中心市街地の都市機能の更新や魅力向上に繋がるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】4-16 【事業名】県民文化会館周辺県有地活用事業

【事業実施時期】	令和 5 年度～終期末定		
【実施主体】	愛媛県・民間事業者		
【事業内容】	県民文化会館周辺の県有地を活用したMICE機能の整備を行う。 地域に、多目的ホールや中規模の会議室を複数有し、大規模なMICE開催に対応できる施設が不足していることから、県民文化会館周辺の県有地を活用して、MICE機能(会議室機能・宿泊機能・整備に伴い必要な駐車場機能など)の整備・集積を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	MICE 機能を強化することで、多様な MICE 誘致を実現し、交流人口の拡大、新たなにぎわいの創出を図る本事業は、国内外からの認知度向上と誘客促進に直結し、道後温泉をはじめとする、県都松山市における観光地の来場者・滞在時間増加に寄与するもので、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】4-17 【事業名】(仮称)いよぎん新本社ビル建替(新本館・新南館)プロジェクト

【事業実施時期】	令和 5 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	株式会社 伊予銀行		
【事業内容】	都市再生緊急整備地域内で、地域住民が利用可能なホールやカフェ等を備えた本社ビルになるよう建替を行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成		
【目標指標】	市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	銀行の本社機能の強化による都市機能の増進や地域住民が利用可能な施設の整備等によって、生活利便性の向上が見込めるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	未定
【その他特記事項】			

【事業番号】4-18 【事業名】(仮称)NTT 松山一番町プロジェクト

【事業実施時期】	令和8年度～令和11年度		
【実施主体】	NTT 都市開発株式会社		
【事業内容】	都市再生緊急整備地域内で、多様な活動の場や人々が交流できる空間を提供できる複合開発事業を行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成		
【目標指標】	市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	多様な活動の場や人々が交流できる空間が整備されることで、交流人口や関係人口の増加が見込めるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】4-19 【事業名】中心市街地回遊性向上事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	<p>[愚陀佛庵周辺街路整備事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 愚陀佛庵の整備(二番町四丁目)に合わせ、その周辺の史跡への来訪者にとって、安全で快適な空間を創出するため、道路の詳細設計を行う。 ○ 既存の道路空間を活用しながら、歩行者に配慮した空間に再構築する。車道と歩道の再配分、縁石の段差の解消、舗装の改修等を通じて、誰もが安心して歩くことができ、景観に配慮した街路空間の創出を図る。 <p>[中心市街地滞留空間創出事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 商店街関係者を含めた市民を対象にワークショップを開催し、ストリートファニチャーのデザインを決定し、利便性や安全性、維持管理面などを考慮してストリートファニチャーを製作する。ストリートファニチャーを湊町三丁目の銀天街内に設置し、滞留時間や歩行者通行量などの回遊性向上に関する効果検証(社会実験)を行う。 		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	愚陀佛庵の整備と合わせた街路整備や中央商店街へのストリートファニチャー設置により中心市街地の回遊性や滞留性向上を見込んでいるため、中心市街地活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

5 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

【現状分析】

- 本市の中心部、松山市及び愛媛県を統括する官公庁のほか、教育施設や、文化施設、保健福祉施設、基幹病院や診療所など都市の基幹となる機能が多数立地している。
- 中心市街地内の都市福利施設は、更新がある程度進んでいるものの老朽化対策が必要な建物も存在する。
- 中心市街地に対する満足度について、「子育て支援施設」の充実に関する満足度が低い。

【事業の必要性】

- 老朽化対策や耐震性の確保が必要な都市福利施設の更新を行う必要がある。
- 中心市街地に来訪する子育て世帯が、快適に過ごすことができる中心市街地を創出することで、中心市街地の活性化、にぎわい創出につなげるために、子育て機能の充実が必要である。

【フォローアップ】

基本計画に位置付けられた事業について、毎年、事業の進捗状況を調査し、各事業主体と十分協議した上で進捗管理を行うとともに、中心市街地活性化に対する効果を検討し、必要に応じて事業の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業番号】5-1 【事業名】愚陀佛庵整備事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和8年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	夏目漱石・正岡子規という近代日本を代表する二人の文学者が共に暮らした唯一の場所である愚陀佛庵を、当時に近い姿や佇まいで再建することで、「俳都松山」を象徴し、松山の歴史を知り、発信する新たな拠点として整備する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	文化活動や教育活動など多様なイベントが開催できる場を整備するとともに、新たなにぎわい創出や中心市街地の回遊性向上が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施期間】	令和7年度～令和8年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】5-2 【事業名】商店街保育事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	小規模保育・託児・地域子育て支援拠点事業の実施により、保育ニーズの高い 3 歳未満児の保育の受け皿の拡充や商店街に来た子ども連れ世帯の利便性の向上と商店街の活性化を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出 ○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成		
【目標指標】	○ 中央商店街の空き店舗率 ○ 市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	中心市街地での保育の受け皿の拡充や商店街の活性化を図るもののため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	○ 子どものための教育・保育給付交付金 ○ 子ども・子育て支援交付金		
【支援措置実施期間】	○ 平成 24 年度～令和 9 年度 ○ 令和 5 年度～令和 9 年度	【支援主体】	こども家庭庁
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】5-3 【事業名】愚陀佛庵管理運営事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	「文学のまち」を発信し、松山の新しい魅力やにぎわいをつくり、子どもたちが人とのつながりや出会いの大切さを学び、松山への誇りや愛着を育む機会を提供するなど、市民が気軽に立ち寄れ、広く親しまれる施設を目指し、施設の管理運営を行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	文化活動や教育活動など多様なイベントが開催できる場を整備するとともに、新たなにぎわい創出や中心市街地の回遊性向上が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

6 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

【現状分析】

- 市全体の人口が減少する一方、中心市街地の人口は横ばい傾向で、本市に占める割合は令和 6 年には 3.6%で、微増傾向にある。
- 老年人口の割合は微増傾向で、高齢化が進行している。
- 世帯人員数は、本市及び中心市街地区域内ともに減少傾向であり、本市の 1.94 人に対し中心市街地区域内は 1.79 人と少なく、単身者等が増加していると推察される。
- 民間マンションが今後も建設されることが見込まれる一方で、既存住宅も十分にある状況である。

【事業の必要性】

- 人口減少、高齢化に対応したコンパクトシティの推進のため、JR 松山駅や松山市駅の交通結節機能の強化や周辺事業の一体的な推進、商業や住宅、広場、駐車場など、都市機能が充実した、高質・快適かつ豊かな居住環境の形成が必要である。
- 既存住宅を有効活用し、空き家の増加抑制、良好な住環境整備を促進する必要がある。

【フォローアップ】

基本計画に位置付けられた事業について、毎年、事業の進捗状況を調査し、各事業主体と十分協議した上で進捗管理を行うとともに、中心市街地活性化に対する効果を検討し、必要に応じて事業の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業番号】6-1 【事業名】移住定住促進事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～終期未定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	人口減少が進む中、松山への定着と新しい人の流れをつくるため、特に、都市部からの I ターン、Uターンの促進と若者世代の流入・定着促進に軸を置き、移住相談体制及び移住体験機会の充実を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成		
【目標指標】	市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	まちなか居住の促進が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施期間】	令和 6 年度～令和 8 年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】6-2 【事業名】(再掲)松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～令和 13 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	松山駅周辺地区は、関係機関が一体となり連続立体交差事業と土地区画整理事業に取り組んでいる。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出 		
【目標指標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 ○ 1日あたりの公共交通利用者数 		
【活性化に資する理由】	交通結節機能の強化や松山駅周辺の東西交通の利便性の向上並びに魅力ある都心居住環境の創出を図る事業のため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) ○ 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) ○ 無電柱化推進計画事業補助 ○ 社会資本整備総合交付金(まちなかウォークアブル推進事業) ○ 官民連携基盤整備推進調査費 		
【支援措置実施期間】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年度～令和 8 年度 ○ 平成 22 年度～令和 8 年度 ○ 令和 2 年度～令和 8 年度 ○ 令和 4 年度～令和 8 年度 ○ 令和 6 年度 	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】6-3 【事業名】(再掲)湊町三丁目 C 街区地区第一種市街地再開発事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～令和 14 年度		
【実施主体】	湊町三丁目 C 街区地区市街地再開発組合(予定)		
【事業内容】	中央商店街に面する地区で、商業施設・公益施設・住宅・駐車場・広場等を備える新たなにぎわいスポットを整備するとともに防災性の高い市街地形成を促進する事業である。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出 ○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成		
【目標指標】	○ 中央商店街の空き店舗率 ○ 市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	市街地再開発事業の実施により商業施設・公益施設・住宅・駐車場・広場等が整備されることで、居住環境の改善や地区周辺への出店促進が見込まれるため、中心市街地活性化に必要である。		
【支援措置名】	○ 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) ○ 防災・安全交付金(市街地再開発事業)		
【支援措置実施期間】	○ 平成 30 年度～令和 1 年度 ○ 令和 9 年度～令和 14 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】6-4 【事業名】(再掲)一番町一丁目・歩行町一丁目地区第一種市街地再開発事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	一番町一丁目・歩行町一丁目地区市街地再開発準備組合(予定)		
【事業内容】	ホテル・住宅・駐車場・広場等を備える新たなにぎわいスポットを整備し、観光・生活都市としてのブランド強化を目指すとともに防災性の高い市街地形成を促進する事業である。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成		
【目標指標】	市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	市街地再開発事業の実施により居住環境の改善見込まれるため、中心市街地活性化に必要である。		
【支援措置名】	○ 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) ○ 防災・安全交付金(市街地再開発事業)		
【支援措置実施期間】	○ 平成 29 年度～令和 1 年度 ○ 令和 8 年度～令和 12 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】6-5 【事業名】(再掲)商店街保育事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	小規模保育・託児・地域子育て支援拠点事業の実施により、保育ニーズの高い 3 歳未満児の保育の受け皿の拡充や商店街に来た子ども連れ世帯の利便性の向上と商店街の活性化を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出 ○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 		
【目標指標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央商店街の空き店舗率 ○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 		
【活性化に資する理由】	中心市街地での保育の受け皿の拡充や商店街の活性化を図るもののため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どものための教育・保育給付交付金 ○ 子ども・子育て支援交付金 		
【支援措置実施期間】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度～令和 9 年度 ○ 令和 5 年度～令和 9 年度 	【支援主体】	こども家庭庁
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

7 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

【現状分析】

- 全国的に総人口が減少し、同時に少子高齢化により生産年齢人口の比率が低下することにより、平均個人所得、個人消費支出が長期的な減少傾向にあることが指摘されており、松山市も例外ではなく、消費の減少が続いている。
- 松山市の中心市街地は、商店街の形成や百貨店の立地により、一定の商業機能の集積を維持している。
- 中央商店街の空き店舗率は増加傾向で、令和6年は 21.0%である。また、中央商店街の歩行者通行量も令和 2 年に大きく減少して以降、回復が低調な状態にある。
- 諸外国から松山空港への直行便の就航等により、外国人観光客が急増しているため、外国人による消費が大きく期待される。
- 中心市街地には、2 大観光資源である松山城、道後温泉本館を始め、主要観光地が集積しており、道後地区には観光旅館・ホテル等の集積、番町地区やその周辺及び JR 松山駅周辺地区にはホテルの集積が見られる。
- 道後地区は、道後温泉に代表される松山観光の中心的地域である。道後温泉は、令和1年から令和 6 年まで営業しながら、保存修理工事を実施。新型コロナウイルス感染症拡大も影響し、令和 2 年に大きく利用者数は減少したが、コロナ前までの水準までに回復しつつある。

【事業の必要性】

- 空き店舗の増加により、中心市街地のにぎわいの喪失、回遊の減少等につながっていることから、空き店舗対策を行う必要がある。
- 急増する外国人観光客等、国内外の多様な観光ニーズ等に対応することで創客効果や滞在時間の増加を図り、消費を喚起するため、受入環境や観光コンテンツを充実させる必要がある。

【フォローアップ】

基本計画に位置付けられた事業について、毎年、事業の進捗状況を調査し、各事業主体と十分協議した上で進捗管理を行うとともに、中心市街地活性化に対する効果を検討し、必要に応じて事業の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

【事業番号】7-1 【事業名】第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定

【事業実施時期】	平成 18 年度～終期末定		
【実施主体】	愛媛県		
【事業内容】	中心市街地の大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の商業等の活性化を図るため、認定中心市街地での大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大規模小売店舗立地法の手続を実質的に適用除外とするもの。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	中心市街地への大規模小売店舗立地が促進され、にぎわい創出や魅力向上が見込まれるため中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	大規模小売店舗立地法の特例(第一種大規模小売店舗立地法特例区域)		
【支援措置実施期間】	平成 18 年度～終期末定	【支援主体】	経済産業省
【その他特記事項】			

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】7-2 【事業名】えひめ・まつやま産業まつり

【事業実施時期】	平成 23 年度～終期末定		
【実施主体】	えひめ・まつやま産業まつり実行委員会、愛媛県、松山市		
【事業内容】	松山市をはじめとする愛媛県内の市町、商工団体、農林水産団体等との連携のもと、城山公園(堀之内地区)で地域特産品の展示・即売、伝統工芸品の製造実演などによって、ふるさとの情報を広く発信し、愛媛県内の各種産業や伝統文化に対する愛媛県民、松山市民の理解と親しみを深め、「愛顔あふれる愛媛づくり」と松山の産物・産品を周知し、県都松山市に人を招く機会をつくる「地産知招」の取組を推進することを目的に愛媛県と共同で開催する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	○ 中央商店街の空き店舗率 ○ 観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	えひめ・まつやま産業まつりは、松山市の中心部に位置する城山公園(堀之内地区)で実施する県内最大級のイベントで、毎年市内外から 10 万人以上の来場があり、令和 6 年度は過去最高の 13 万 7 千人の来場があった。このイベントをきっかけに中心部に人が集まり、目標指標である中央商店街の空き店舗率及び観光施設利用者数の増加に貢献することから、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施期間】	令和 8 年4月～令和 13 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-3 【事業名】商店街空洞化対策事業

【事業実施時期】	平成 14 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商店街組合等が空き店舗を活用した交流サロンやコミュニティ形成を図るイベントを開催するために行う、空き店舗の改装工事や改装後の運営管理に係る経費を補助する。 ○ なお、補助対象事業は、商店街の空き店舗を教育文化事業・保健医療事業・社会福祉事業その他の住民等の共同の福祉または利便のために活用するものに限る。 		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	空洞化対策事業は、中心市街地の商店街で実施するもので、空き店舗の活用により、商店街の魅力を高めることで、市内外からの来客が見込まれ、目標指標である中央商店街の空き店舗率の改善に貢献することから、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施期間】	令和 8 年4月～令和 13 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-4 【事業名】中心市街地活性化ソフト事業(道後地区)

【事業実施時期】	平成 25 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市、地元団体		
【事業内容】	事業の実施により、中心市街地の再活性化を実現していく。主には、道後温泉活性化まちづくり促進補助金を通して、地元団体が主体となって、まちづくりや各種イベント、催事に取り組むことで、道後温泉地区の活性化に繋げる。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	中心市街地活性化ソフト事業(道後地区)は、地元団体に補助金を交付し、道後温泉の活性化に寄与する事業やイベント・催事等を実施してもらうもので、イベントや催事等の開催時には市民をはじめ多くの観光客が来訪し、道後のまち全体のにぎわい創出や滞在時間の増加による観光消費の拡大にも繋がっているものであり、目標指標である観光施設利用者数の増加に貢献することから、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施期間】	令和 8 年4月～令和 13 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-5 【事業名】松山を楽しもうキャンペーン

【事業実施時期】	平成 21 年度～終期末定		
【実施主体】	松山を楽しもうキャンペーン実行委員会		
【事業内容】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 松山市と県内メディア各社による中心市街地活性化イベントを開催する。堀之内公園をセントラルパークのように、働き暮らす松山市民と観光客のオアシスとなるよう、中心市街地の活性化と市内中心部への集客を目的として各種イベントを実施する事業である。 ○ 秋のプロムナードコンサート 愛媛県警察音楽隊によるコンサート ○ キッズふれあいランド ステージショーやふわふわ遊具、工作広場など子ども達が楽しみながら、学ぶことができるイベント。 ○ えひめ・まつやま産業まつり with メディアパーティー 県内メディア各社が芸能人など集客力のある人物などを起用し、イベントを実施する。 ○ まつやま歌うま選手権 9月下旬から10月にかけて予選会を実施し、選抜された最大15組が11月開催のメディアパーティーの決勝大会に出場する。 		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央商店街の空き店舗率 ○ 観光施設利用者数 		
【活性化に資する理由】	松山を楽しもうキャンペーンは、城山公園(堀之内地区)で実施するもので、市内外から第3期計画期間中(令和2年～令和6年)は延べ約22万名の来場があり、目標指標である中央商店街の空き店舗率及び観光施設利用者数の増加に貢献することから、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施期間】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-6 【事業名】松山春まつり事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～終期末定		
【実施主体】	松山春まつり実行委員会		
【事業内容】	<p>桜が見ごろを迎える時期に松山の春の風物詩として、お城まつりや道後温泉まつりを実施することで、市内外からの観光客を誘致し、松山城周辺ににぎわいを創出している。</p> <p>大名武者行列や子ども行列の参加者を公募することで、市民レクリエーションを促進している。江戸時代からたしなまれてきた「東雲能」、大正13年から親しまれている「野球拳」、江戸時代から明治にかけて全国的に知られた「伊予節」などの行事を実施することで、松山の歴史、文化の継承に貢献し、郷土愛を増進している。</p>		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	<input type="radio"/> 中央商店街の空き店舗率 <input type="radio"/> 観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	松山春まつりは、松山城周辺で実施するもので、市内外から第3期計画期間中(令和2年～令和6年)は延べ約31万名の来場があり、目標指標である中央商店街の空き店舗率及び観光施設利用者数の増加に貢献することから、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施期間】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-7 【事業名】松山野球拳おどり事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～終期末定		
【実施主体】	松山野球拳おどり実行委員会		
【事業内容】	市民に真夏の憩いを提供するとともに、観光宣伝の一翼を担い、観光客誘致に寄与することを目的としている。第 47 回大会から従来の会場に加え、新たに城山公園を会場として活用し、市内中心部を「踊りの競いの場」、城山公園を「にぎわいと交流の場」として設定し、まつり会場の広がりにより、中心商店街周辺の交流人口を拡大させ、市内中心部の活性化を図るとともに観客及び参加者、地域住民が一体となって盛り上げられる「まつり」を目指す。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	○ 中央商店街の空き店舗率 ○ 観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	松山野球拳おどりは、大街道、千舟町通り、城山公園(堀之内)で実施するもので、第 3 期計画期間中(令和 2 年～令和 6 年)は延べ約 34 万名の来場があり、目標指標である中央商店街の空き店舗率の改善に貢献することから、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施期間】	令和 8 年4月～令和 13 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-8 【事業名】俳句甲子園全国高等学校俳句選手権大会

【事業実施時期】	平成 10 年度～終期末定		
【実施主体】	NPO 法人俳句甲子園実行委員会		
【事業内容】	全国の高校生が 5 人 1 組のチームで参加し、俳句の作句力や鑑賞力を競う。全国大会の予選リーグ、予選トーナメントは大街道商店街特設会場で毎年開催しており、松山市ならでの「ことば文化」の一つである俳句を介して、次世代を担う高校生の豊かな人間性を育むとともに、国語力の向上、高校生相互の地域間・世代間の文化的交流を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	当該事業は中心市街地を会場として使用することで、松山市内外から大会関係者、観覧客を呼び込むことができる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施期間】	令和 8 年4月～令和 13 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-9 【事業名】愛媛マラソン

【事業実施時期】	平成 21 年度～終期末定		
【実施主体】	愛媛マラソン実行委員会		
【事業内容】	愛媛マラソンを開催し、広く市民のスポーツ振興や健康増進を図るとともに、地域の活性化と魅力向上に寄与し、全国に誇れるマラソンに発展させる。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	市内中心部を発着地とする本大会には、例年1万人程度の参加があり、中心市街地における飲食、宿泊等の需要を創出している。 また、本大会の「おもてなし」は全国的にも高い評価を得ていることから、市外在住者の参加者等の中には、改めて本市に訪れる方がいるものと考えている。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施期間】	令和 8 年4月～令和 13 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】7-10 【事業名】まつやま子規亭

【事業実施時期】	平成 27 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市子規記念博物館友の会		
【事業内容】	「子規が生きていたら興味を持ち、喜ぶもの」「子規の多彩な好奇心を満たし、ともに楽しむ」「『正岡子規』に関連するテーマのもの」「『ことば』を語る・演じる」を基本テーマに、広く伝統文化に親しんでいただく。(定員:各 400 人)		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	落語などの伝統文化を中心に、各界の第一線で活躍している方の公演会を開催することで、中心市街地の活性化を見込める。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施期間】	令和 8 年4月～令和 13 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-11 【事業名】子規顕彰全国俳句大会

【事業実施時期】	昭和 41 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市教育委員会		
【事業内容】	子規の顕彰と俳句の普及・振興を図るために、全国から俳句を募集した大会を開催。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	全国から俳句を募集し、著名な俳人による選考や講演などを行うことで、中心市街地の活性化を見込める		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施期間】	令和 8 年4月～令和 13 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-12 【事業名】子規顕彰全国短歌大会

【事業実施時期】	昭和 58 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市教育委員会		
【事業内容】	子規の顕彰と短歌の普及・振興を図るために、全国から短歌を募集した大会を開催。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	全国から短歌を募集し、著名な歌人による選考や講演などを行うことで、中心市街地の活性化を見込める。		

【事業番号】7-13 【事業名】「はがき歌」全国コンテスト

【事業実施時期】	平成 7 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市教育委員会		
【事業内容】	子規の短歌形式の手紙にちなみ、子規の顕彰と短歌の振興を図ることを目的に開催。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	全国から短歌形式の手紙「はがき歌」を募集し、著名な歌人や詩人による選考や講評などを行うことで、中心市街地の活性化を見込める。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施期間】	令和 8 年4月～令和 13 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-14 【事業名】道後俳句塾

【事業実施時期】	平成 17 年度～終期末定		
【実施主体】	子規記念博物館友の会		
【事業内容】	俳句界の第一人者を講師として、俳句の選評や指導、吟行会を行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	著名な俳人が参加者の句を選評する俳句塾や、吟行会を開催することで、中心市街地の活性化を見込める。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施期間】	令和 8 年4月～令和 13 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-15 【事業名】商店街等連携・賑わい創出支援事業(松山市商業振興対策事業)

【事業実施時期】	令和 6 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	<p>商店街等の魅力創出や回遊性の向上等によるにぎわいづくりにつながる取組を支援する。個々の商店街としてではなく、エリアとして商店街の魅力や来街者の回遊性を高めることで、商店街への来街者を増やすとともに、空き店舗への出店しやすい環境作りにつなげ、新規出店者の増加を目指す。</p> <p>【補助対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 商店街組合 ○ 商店街出資のまちづくり会社 <p>【補助対象事業イメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インバウンド需要の獲得に向けた取組 ○ デジタル化推進の取組 ○ 商店街等の地域課題の解決や地域特性・地域資源等を生かした取組等 <p>【補助対象経費】</p> <p>消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告費、使用料・賃借料、委託費、報償費、雑役務費、プレミアム分等の支払いに要する経費などの補助対象事業者が実施した事業にかかる経費</p>		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	まちなにぎわい創出には、商店街等の新たな魅力の創出や、回遊性の向上など、来街者を増加させる取組を個々の商店街としてではなくエリアとして行うことが必要である。これらの取組を支援することで、商店街の来街者を増やすとともに、空き店舗への出店しやすい環境づくりにつなげることで、新規出店者の増加を見込める。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施期間】	令和 8 年4月～令和 13 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-16 【事業名】商店街空き店舗出店促進事業

【事業実施時期】	令和4年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	<p>商店街の空き店舗を賃借し、小売業や飲食業、サービス業等の営業を新たに開始する事業者に対して奨励金を給付する。</p> <p>【給付対象者】</p> <p>以下を満たす事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 松山市内の商店街等の空き店舗を賃貸していること ○ 上記空き店舗を使用し、小売業や飲食業、サービス業等の営業を新たに開始していること <p>【給付要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出店する商店街等に所在する商店街組合に加入していること ○ 「松山しごと創造センター」、「公益財団法人えひめ産業振興財団」のいずれかで経営相談を受けていること <p>【給付対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最大2か月分の家賃 ○ 店舗改装費 ○ 広告宣伝費 		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	商店街の空き店舗率を改善するため、商店街に立地する空き店舗への出店者に対し、出店奨励金を給付し、出店を促進することで、商店街のにぎわいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施期間】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-17 【事業名】商店街等集客コンテンツ造成事業

【事業実施時期】	令和7年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商店街などの地域資源を集客コンテンツに磨き上げ、ツアーやイベントの場として造成する。公募型プロポーザル方式で委託事業者を決定し、以下のような業務を委託して、商店街への更なる誘客と消費拡大を図る。 ○ 対象となる商店街やエリアを選定し、当該商店街等の地域資源を発掘・集客コンテンツとしてブラッシュアップし、ツアーやイベントを造成する。 ○ 中央商店街をはじめとした商店街などの地域資源を、集客コンテンツに磨きあげ、ツアーやイベントとして造成する。 ○ 集客コンテンツは、ナイトタイムエコノミーや体験型コンテンツなどを想定。 ○ 商店街関係者や地域住民、学生のほか、まちづくりや観光の専門家など、さまざまな方々と連携し、魅力的で持続可能な集客コンテンツを造成する。 ○ 経費としては、委託事業者への委託費をイメージ。 		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	空き店舗対策には出店促進と商店街への集客が必要であることから、松山への旅行者が増えているこの機会を逃さず、商店街等にある地域資源を集客コンテンツとして造成し、商店街等への更なる誘客と消費拡大につなげていく。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施期間】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業番号】7-18 【事業名】都市イメージ向上事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	都市ブランド戦略プランに基づき、本市の情報を提供することでメディアへの露出獲得をはじめ、首都圏を中心に魅力を伝えるフリーペーパー『暖暖松山』の発行や Instagram の運用などに取り組んでいる。 今後も、こうした戦略的・効果的なシティプロモーションを展開することで、本市の都市イメージを向上するとともに、全国的な知名度や魅力度を高めていく。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	本市の魅力を広く発信し知名度や魅力を向上させることで誘客が見込めるため中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施期間】	令和 6 年度～令和 8 年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業番号】7-19 【事業名】道後温泉活性化事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	松山市の観光のシンボルである「道後温泉本館」は平成 31 年 1 月から保存修理工事を行っていたが、約 5 年半ぶりに、令和 6 年 7 月から本館全館での営業を再開した。道後温泉本館の持つ本来の魅力に加え、本館以外の地域資源の魅力を再発見し、官民で連携しながら、回遊性・滞在性を高めることで、観光人口の拡大に取り組むとともに、観光消費を促し、地域経済の活性化を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	道後地区の魅力の再発見や回遊性・滞在性向上により誘客促進が図られるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施期間】	令和 7 年度～令和 9 年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業番号】7-20 【事業名】都市ブランド戦略推進事業

【事業実施時期】	令和 6 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	「第 2 期松山市都市ブランド戦略」に基づき、市の内外から選ばれるまちの実現を目指して、効果的なブランディングを推し進める。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	各種施策を展開し、情報発信と合わせて関係各課と連携しながらまちづくりを推し進めることで、一人でも多くの市民が「住み続けたい」、「勧めたい」といった愛着や誇りを育み、市外の人からも「行ってみたい」「住みたい」といった関心や憧れを高められる、魅力あふれるまちをつくることを目指すため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施期間】	令和 6 年度～令和9年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】7-21 【事業名】第二種大規模小売店舗立地法特例区域の設定

【事業実施時期】	平成 18 年度～終期末定		
【実施主体】	愛媛県		
【事業内容】	中心市街地での大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出書類の簡素化や新設や変更の届出に係る8ヶ月の実施制限を適用除外とする等により、大規模小売店舗立地法の手続の簡素化を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	中心市街地への大規模小売店舗立地法が促進され、にぎわい創出や魅力向上が見込まれるため中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	大規模小売店舗立地法の特例(第二種大規模小売店舗立地法特例区域)		
【支援措置実施期間】	平成 18 年度～終期末定	【支援主体】	経済産業省
【その他特記事項】			

【事業番号】7-22 【事業名】誘客促進・観光おもてなし事業

【事業実施時期】	平成 19 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市 松山商工会議所 グレーターしまなみ・えひめ推進協議会		
【事業内容】	観光客の松山旅行に対するイメージアップのため、観光 PR 力の向上とまち全体の「おもてなし」風土の醸成を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	市民に対し、おもてなしの心を伝えるとともに、各種イベント・お出迎えを行うことにより、松山を訪れた方の満足度向上を目指し、交流人口の増加・地域経済の活性化につなげる。また、地元小学生を「まつやま観光キッズ」に任命し、観光客へのおもてなし活動を実施したり、市内の事業社等を対象にしたおもてなし人材育成研修会の実施により、観光客の受入体制の充実を図っている。また、愛媛県や関連市町等と連携し、「しまなみ海道」から周辺圏域にサイクリング観光客を誘致し、周遊促進・長期滞在化を促す取り組みを実施することで、地域経済の活性化に繋げる。		
【支援措置名】	観光振興事業費補助金(先進的なサイクリング環境整備事業)		
【支援措置実施期間】	令和 5 年度～令和 8 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】7-23 【事業名】クルーズ船誘致・受入推進事業

【事業実施時期】	平成 30 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	松山港に寄港するクルーズ船を誘致するために、愛媛県と連携し、船会社への商談会などに参加し、本市の魅力を PR するほか、寄港時には乗客に観光案内などで市内周遊を促し、地域経済の活性化につなげる。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	クルーズ船の誘致を推進することで本市の観光客数及び消費額の増加が見込まれるため中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	外国クルーズ船誘致促進事業費補助金		
【支援措置実施期間】	令和 2 年度～令和 8 年度	【支援主体】	愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会
【その他特記事項】			

【事業番号】7-24 【事業名】あきんど事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市中心市街地活性化協議会		
【事業内容】	各種経営相談及び補助金交付 対象者:空き店舗に新規入店した創業者		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	空き店舗に新規入店した創業者に対し、各種経営相談及び補助金交付を行うことで新たなにぎわい創出に繋がるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-25 【事業名】まちづくりコーディネーター派遣事業

【事業実施時期】	随時		
【実施主体】	松山市中心市街地活性化協議会		
【事業内容】	小規模再開発をはじめとする新たな地区更新等の掘り起こしのための相談業務の実施		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	中心市街地の地区更新により新たなにぎわい創出や魅力向上が見込まれるため。中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-26 【事業名】松山市商店街活性化支援事業

【事業実施時期】	平成27年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	中心市街区域内的の商店街等で、商店街等が活性化を図るために実施する情報発信事業、イベント開催事業、調査研究事業、コミュニティビジネス事業その他商店街の活性化を図るための事業に補助金を交付する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	商店街が実施するイベント開催等を支援することで、中心市街地内の商店街の魅力向上や回遊性向上に繋がるため、中央商店街の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-27 【事業名】松山しごと創造センター運営事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	平成 25 年度から創業・経営支援などの幅広いサービスをワンストップで提供する支援窓口を中心市街地に設置した。銀天街 L 字地区の再開発に伴い、現入居建物の取り壊しが決定されたため、令和 2 年度秋に、同銀天街内での移転を行った。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	創業・経営の支援により中央商店街での創業者増加が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-28 【事業名】松山はいく事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～終期末定		
【実施主体】	松山はいく運営委員会		
【事業内容】	歴史や文学をテーマとする有料まち歩きガイド「松山はいく」の旅行商品の開発と販売を促進し、交流人口の拡大や観光客の満足度向上を目指す。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	松山ならではの俳句や文学をテーマとした滞在プログラム型の旅行商品開発等に取り組むことで更なる誘客が見込めるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-29 【事業名】松山城誘客促進事業

【事業実施時期】	平成 30 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	松山城本丸広場で、松山城に関連したイベントや周遊型イベントを展開することで、観光客を地元商店街に誘導し、消費活動を促す。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	事業の実施により松山城を中心とした誘客が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-30 【事業名】道後温泉地区インバウンド推進事業

【事業実施時期】	令和元年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	温泉資源を中心とした訪日外国人旅行者の誘客を図るための受入環境整備を行うとともに、地区内の地域資源や観光施設に円滑に誘導する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	道後温泉地区の更なる魅力に触れてもらうためにストレスフリーで快適な滞在環境を整備し、満足度や回遊性・滞在性を高め、消費喚起を図るとともに更なる観光誘客に繋げるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-31 【事業名】MICE 誘致促進事業

【事業実施時期】	令和6年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	MICEに関する情報収集を行うとともに、情報発信などのプロモーション活動に取り組む。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	MICEの誘致や受入環境を強化し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を目指すため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-32 【事業名】坊っちゃん列車運行支援事業

【事業実施時期】	令和7年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	本市の観光コンテンツの1つである坊っちゃん列車を持続可能な運行と するため車両が安全かつ継続的に運行できる体制づくりを支援する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出		
【目標指標】	○ 観光施設利用者数 ○ 1日あたりの公共交通利用者数		
【活性化に資する理由】	観光コンテンツである坊っちゃん列車の運行を支援することで、誘客に繋がるほか、中心市街地内の交通利便の向上も見込めるため、中央商店街の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-33 【事業名】道後温泉地区における誘客キャンペーン

【事業実施時期】	平成 20 年度～終期末定		
【実施主体】	道後温泉旅館協同組合ほか		
【事業内容】	道後温泉地区の旅館と旅行会社等がタイアップした誘客キャンペーンを実施していく。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	①湯巡り足湯・手湯めぐり内湯めぐりクーポン、湯籠の共同購入、浴衣の似合う街、おもてなし道後「以心伝心」サービス②まち歩き道後村めぐり、まち歩きマップ③郷土芸能イベント ほかこれらの取組により、道後の魅力を全国に PR し、道後への誘客、宿泊客の増加を図るため、中央商店街の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-34 【事業名】『坂の上の雲』を軸とした 21 世紀のまちづくり事業

【事業実施時期】	平成 16 年度～終期末定	
【実施主体】	松山市	
【事業内容】	○ 松山市では、小説『坂の上の雲』ゆかりの史跡や地域固有の文化資源を結びつけ、まち全体を屋根のない博物館＝フィールドミュージアムに見立てることで、回遊性の高い物語のあるまちづくりを進めている。	
活性化を実現するための位置づけ及び必要性		
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出	
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率	
【活性化に資する理由】	地域資源を活用した官民一体のまちづくりを推進することで、中心市街地の魅力や回遊性の向上に繋がるため、中心市街地の活性化に必要である。	
【支援措置名】		
【支援措置実施期間】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業番号】7-35 【事業名】まつやまライブ！まちなかパフォーマンス事業

【事業実施時期】	令和 5 年度～終期末定	
【実施主体】	松山市	
【事業内容】	市内の商店街など、まちなかで演奏や歌唱など文化芸術のパフォーマンスを行う団体や個人を支援する。	
活性化を実現するための位置づけ及び必要性		
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出	
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率	
【活性化に資する理由】	市民が気軽に文化芸術に触れられる機会を創出し、文化芸術にあふれるまちづくりを推進するため、中心市街地の活性化に必要である。	
【支援措置名】		
【支援措置実施期間】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業番号】7-36 【事業名】ひみつジャナイ基地を中心とした魅力発信事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市、地元団体		
【事業内容】	上人坂エリアの活性化に取り組む「道後上人坂再生整備協議会」が、道後アート 2019・2020 で制作した交流拠点「ひみつジャナイ基地」の管理運営を行いながら、ひみつジャナイ基地を中心とした上人坂エリアの魅力発信やにぎわい創出の取組を行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	道後を訪れた方々の情緒的価値を高めながら、多様な人との交流や往来を創出し、上人坂を中心に道後温泉地区全体の活性化に繋げるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-37 【事業名】瀬戸内・松山観光ビジネス戦略事業

【事業実施時期】	平成 24 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	広島地域の自治体や交通事業者との連携で協議会を運営するほか、観光商品造成や PR 活動などで幅広い地域からの誘客に取り組み、瀬戸内・松山地域へのツーリズムの定着を目指す。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	広島地域と松山を中核とした瀬戸内海及びその周辺を周遊する新しいツーリズムの創造や旅行市場への定着へ向けた戦略的なプロモーションにより観光客の増加が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-38 【事業名】修学旅行誘致促進事業

【事業実施時期】	平成 19 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	学校や旅行会社に瀬戸内・松山地域の旅ルートを提案し、修学旅行の誘致を促進するとともに、修学旅行でのサポート内容の充実を図り、松山の魅力を感じてもらいながら修学旅行を楽しめるまちを目指す。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	修学旅行誘致に伴う団体旅行客の増加により本市の観光施設利用者数の増加が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-39 【事業名】国際観光客誘致促進事業

【事業実施時期】	平成 12 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	台北市との友好交流の推進や交流人口の拡大を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	台北市を含む台湾からの観光客増や、韓国や中国からも愛媛県などと連携して事業を行うことで、広域的な外国人観光客の増加を促すため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-40 【事業名】柳井町商店街活性化事業

【事業実施時期】	令和8年度～令和10年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	柳井町商店街南側河川敷の空き地を活用し、若者や俳句愛好家などが気軽に集える広場やイベントスペースを整備し、中心市街地の南側の起点として集客することで、柳井町商店街や銀天街等への回遊を促進する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	柳井町商店街と中央商店街との回遊性向上を図るもののため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-41 【事業名】チャレンジショップ等支援事業

【事業実施時期】	令和8年度～令和10年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	銀天街L字地区を含む湊町3丁目への出店は少なく、空き店舗率が35%に迫る状態となっているため、空き店舗または空き地に、創業者向けのチャレンジショップや休憩・交流ができる施設を整備し、集客と滞留性を高め、周辺での消費拡大や新規の出店につなげる。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	休憩・交流施設の整備によりにぎわい創出や滞留性向上が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-42 【事業名】商店街空き店舗利子補給事業

【事業実施時期】	令和8年度～令和10年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	中央商店街の空き店舗に出店し、出店にかかる資金を金融機関からの融資を受ける際に利子を補給し、金利負担の軽減を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	中央商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	経済負担軽減により中央商店街への出店を促進が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-43 【事業名】ユニバーサルツーリズム推進事業

【事業実施時期】	令和8年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	今後増加が見込まれる高齢者や障がい者などの旅行需要を喚起するため、そのニーズを的確に把握するとともに、「ユニバーサルツーリズム」の普及・定着を目指す。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	多様な旅行需要に対応できるようにすることで、観光地としての魅力向上に繋がるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-44 【事業名】道後地域の魅力拡大事業

【事業実施時期】	令和8年度～終期末定		
【実施主体】	松山市、地元団体		
【事業内容】	上人坂エリアの活性化に取り組む「道後上人坂再生整備協議会」が、上人坂エリアで恒常的に体験できるまち歩きの仕組みづくりや魅力を創出するために、周遊やトキ・コト体験ができるコンテンツの充実に取り組みながら、道後アート 2019・2020 で制作した交流拠点「ひみつジャナイ基地」を中心に、継続的ににぎわい創出の取組を行うことで、多様な人との交流や往来を創出し、上人坂を中心に道後温泉地区全体の活性化に繋げる。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光施設利用者数		
【活性化に資する理由】	上人坂エリアを中心としたイベント等の実施により、道後地区の魅力向上に繋がり、誘客が見込めるため中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

8 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

【現状分析】

- 圏域を越えた鉄道の交通結節点である JR 松山駅、圏域内の主要地を結ぶ郊外電車・バスの交通結節点である伊予鉄道松山市駅を中心に、公共交通の体系が形成されている。
- 都心地区、松山駅周辺地区、道後地区等を結ぶ環状の路面電車が運行し、市民の足として利用されるなど、特色のある公共交通ネットワークが形成されている。
- 人口減少、高齢化が進行する中、広域交通の結節点として、公共交通を維持することで、本市の利便性を高めていくことが重要であるが、JR 及び路面電車の利用は、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和 2 年に減少。回復傾向にあるものの、コロナ前までの水準には至っていない。
- 松山駅周辺地区は、空港や観光港と並ぶ広域交通の結節点であり、県都の陸の玄関口に相応しいまちづくりを目指している。現在、連続立体交差事業と土地区画整理事業を実施しており、駅の利用利便性・快適性向上を図るものとしている。

【事業の必要性】

- 人口減少、高齢化に対応したコンパクトシティ化を推進するため、JR 松山駅及び松山市駅の交通結節機能を強化する必要がある。
- 無電柱化や歩道のバリアフリー等により快適な歩行者空間を整備することで、公共交通を利用した歩いて暮らせるまちづくりを推進する必要がある。

【フォローアップ】

基本計画に位置付けられた事業については、毎年、事業の進捗状況を調査し、各事業主体と十分協議した上で進捗管理を行うとともに、中心市街地活性化に対する効果を検討し、必要に応じて事業の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業番号】8-1 【事業名】(再掲)中之川通線整備事業

【事業実施時期】	令和6年度～令和15年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	松山市駅前と市道市役所前天山線を結ぶ区間(620m)で、電線類の地中化事業と歩道のバリアフリー整備等を行い、防災性の向上と安全性・快適性の確保を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出 		
【目標指標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 ○ 1日あたりの公共交通利用者数 		
【活性化に資する理由】	無電柱化による快適な歩行空間の整備により、中心市街地内の居住環境の改善や公共交通を活かした歩いて暮らせるまちづくりの推進に寄与するため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施期間】	令和7年度～令和9年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】8-2 【事業名】(再掲)松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～令和 13 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 松山駅周辺地区は、関係機関が一体となり連続立体交差事業と土地区画整理事業に取り組んでいる。 ○ 交通結節機能の強化や東西交通の利便性の向上並びに魅力ある都心居住環境の創出を図る。 		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出 		
【目標指標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 ○ 1 日あたりの公共交通利用者数 		
【活性化に資する理由】	交通結節機能の強化や松山駅周辺の東西交通の利便性の向上並びに魅力ある都心居住環境の創出を図る事業のため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) ○ 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) ○ 無電柱化推進計画事業補助 ○ 社会資本整備総合交付金(まちなかウォークブル推進事業) ○ 官民連携基盤整備推進調査費 		
【支援措置実施期間】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年度～令和 8 年度 ○ 平成 22 年度～令和 8 年度 ○ 令和 2 年度～令和 8 年度 ○ 令和 4 年度～令和 8 年度 ○ 令和 6 年度 	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】8-3 【事業名】(再掲)市駅前広場整備事業

【事業実施時期】	令和1年度～令和8年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大街道・銀天街と花園町通りをつなぐ市駅前広場で、にぎわいを創出するため、一体的な空間や回遊動線の整備を行う。 ○ 駅前広場内の交通事故の減少や、シームレス化によるバリアフリー環境の創出、広場内の滞留人口増による回遊活性化が期待される。 		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出 		
【目標指標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央商店街の空き店舗率 ○ 1日あたりの公共交通利用者数 		
【活性化に資する理由】	市駅前広場の整備により中央商店街を含む市駅周辺の回遊性向上やバリアフリー環境創出による交通利便性の向上が見込まれるため中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業) ○ 社会資本整備総合交付金(まちなかウォークブル推進事業) ○ 防災・安全交付金(都市・地域交通戦略推進事業) 		
【支援措置実施期間】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和1年度～令和3年度 ○ 令和4年度～令和8年度 ○ 令和6年度～令和8年度 	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】8-4 【事業名】(再掲)三番町線整備事業

【事業実施時期】	平成 31 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	既に無電柱化が完了している市道花園町線と国道56号を結ぶ区間(240m)で、電線類の地中化事業を行い、無電柱化区間の連続性を確保し、防災性の向上を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出		
【目標指標】	○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 ○ 1日あたりの公共交通利用者数		
【活性化に資する理由】	無電柱化による快適な歩行空間の整備により、中心市街地内の居住環境の改善や公共交通を活かした歩いて暮らせるまちづくりの推進に寄与する。		
【支援措置名】	無電柱化推進計画事業補助		
【支援措置実施期間】	平成 31 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】8-5 【事業名】(再掲)千舟町空港線整備事業

【事業実施時期】	平成 31 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	国道56号とJR松山駅を結ぶ区間(570m)で、松山駅周辺地区区域内300mと区域外270mの電線類の地中化事業と歩道のバリアフリー整備等を行い、防災性の向上と安全性・快適性の確保を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出		
【目標指標】	○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 ○ 1日あたりの公共交通利用者数		
【活性化に資する理由】	無電柱化による快適な歩行空間の整備により、中心市街地内の居住環境の改善や公共交通を活かした歩いて暮らせるまちづくりの推進に寄与する。		
【支援措置名】	無電柱化推進計画事業補助		
【支援措置実施期間】	平成 31 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】8-6 【事業名】(再掲)中之川通線整備事業

【事業実施時期】	令和 6 年度～令和 15 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	松山市駅前と市道市役所前天山線を結ぶ区間(620m)で、電線類の地中化事業と歩道のバリアフリー整備等を行い、防災性の向上と安全性・快適性の確保を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出		
【目標指標】	○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 ○ 1日あたりの公共交通利用者数		
【活性化に資する理由】	無電柱化による快適な歩行空間の整備により、中心市街地内の居住環境の改善や公共交通を活かした歩いて暮らせるまちづくりの推進に寄与するため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	無電柱化推進計画事業補助		
【支援措置実施期間】	令和 6 年度～令和 15 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】8-7 【事業名】(再掲)自転車ネットワーク整備事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～終期未定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	○ 自転車は、環境にやさしく、また、手軽で便利な乗り物として多くの方が利用しており、松山市の都市交通手段として、重要な役割を果たしている。 ○ 「松山市自転車活用推進計画」に基づき、より安全、快適に自転車通行できる環境を提供する事業である。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出		
【目標指標】	○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 ○ 1日あたりの公共交通利用者数		
【活性化に資する理由】	安全・快適に自転車通行できる環境が整備されることで、居住環境の改善に繋がるほか、徒歩や自転車といった遅い交通利用が促進されることで公共交通の利用促進も見込まれるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	防災・安全交付金(道路事業)		
【支援措置実施期間】	平成 30 年度～終期未定	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】8-8 【事業名】(再掲)坊っちゃん列車運行支援事業

【事業実施時期】	令和7年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	本市の観光コンテンツの1つである坊っちゃん列車を持続可能な運行と するため車両が安全かつ継続的に運行できる体制づくりを支援する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出		
【目標指標】	○ 観光施設利用者数 ○ 1日あたりの公共交通利用者数		
【活性化に資する理由】	観光コンテンツである坊っちゃん列車の運行を支援することで、誘客に繋がるほか、中心市街地内の交通利便の向上も見込めるため、中央商店街の活性化に必要である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】8-9 【事業名】JR 松山駅にぎわい・回遊性創出事業

【事業実施時期】	令和8年度～令和10年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	○ JR 松山駅は、昨年9月に新駅舎が完成し、周辺道路の整備及び土地 区画整理事業を進めているところであるが、工事期間中のにぎわいづ くりが必要である。 ○ JR 松山駅でイベントを定期的に開催することで、駅周辺エリアのにぎ わいを創出するとともに、令和8年秋に広場整備が完成する松山市駅 と連動したイベントも実施することで、2拠点間の回遊性を高める。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出		
【目標指標】	○ 中央商店街の空き店舗率 ○ 1日あたりの公共交通利用者数		
【活性化に資する理由】	松山駅でのにぎわい創出及び松山市駅との回遊性向上により、中心市街 地全体の魅力と回遊性向上に繋がるため、中心市街地の活性化に必要で ある。		
【支援措置名】			
【支援措置実施期間】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

◇ 4から8までに掲げる事業一覧

・全80事業(うち、再掲13事業)

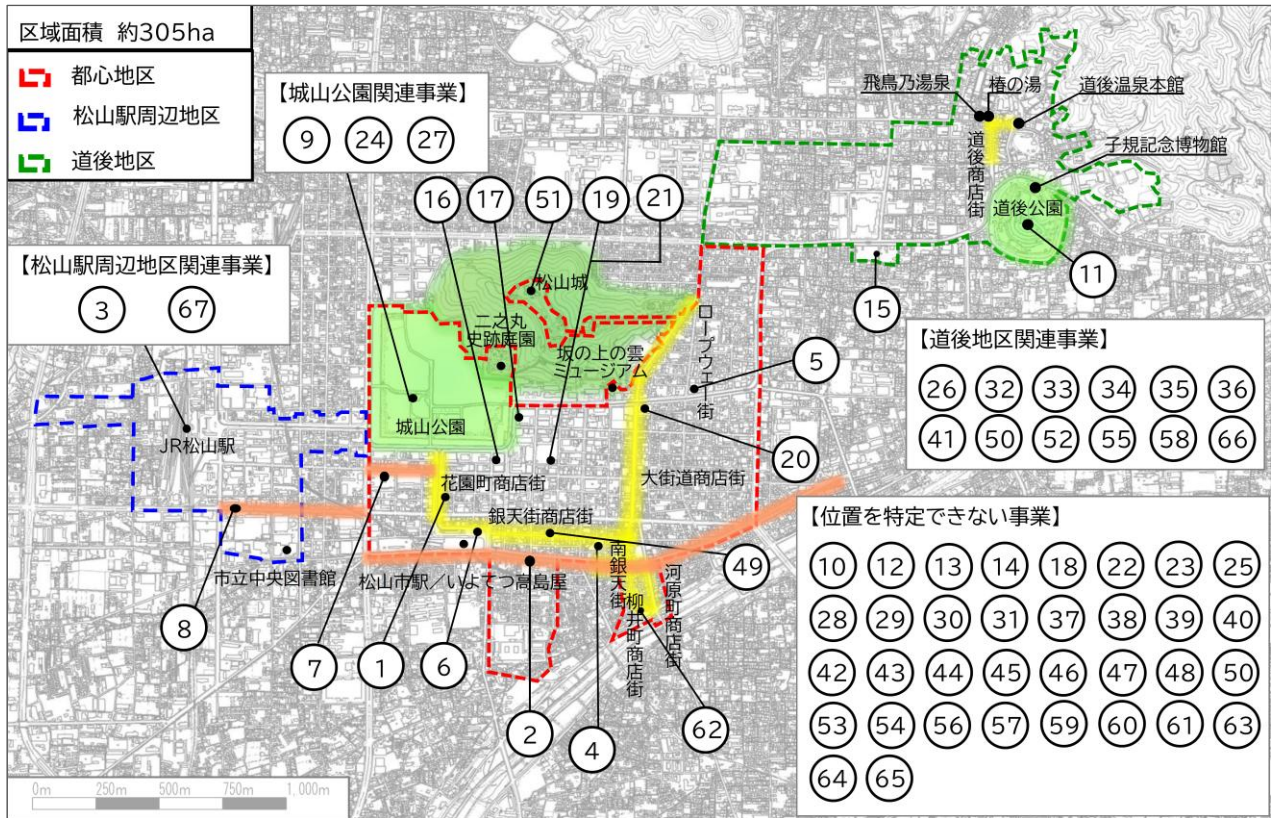
※「目標(目標指標)」における凡例 ◎:直接目標(目標指標)への効果が見込まれる ○:間接的に目標(目標指標)への効果が見込まれる

事業番号	再掲事業番号	事業区分(新規/継続)	事業名	事業主体	支援措置区分	支援措置	支援主体	目標(目標指標)			
								中央商店街の空き店舗率	観光施設利用者数	市全体に占める中心市街地の人口割合	1日あたりの公共交通利用者数
4-1		継続	都市再生協議会運営事業	・松山市 ・松山市都市再生協議会(松山アーバンデザインセンター)	(2)◎	地域未来交付金	内閣府	○	-	○	-
4-2		新規	中之川通線整備事業	松山市	(2)◎	地域未来交付金	内閣府	-	-	○	○
4-3		継続	松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業	松山市	(3)	・社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) ・社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) ・無電柱化推進計画事業補助 ・社会資本整備総合交付金(まちなかウォークラブル推進事業) ・官民連携基盤整備推進調査費	国土交通省	-	-	◎	◎
4-4		継続	湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発事業	湊町三丁目C街区地区市街地再開発組合(予定)	(3)	・社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) ・防災・安全交付金(市街地再開発事業)	国土交通省	○	-	○	-
4-5		継続	一番町一丁目・歩行町一丁目地区第一種市街地再開発事業	一番町一丁目・歩行町一丁目地区市街地再開発組合(予定)	(3)	・社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) ・防災・安全交付金(市街地再開発事業)	国土交通省	-	-	◎	-
4-6		継続	駅前広場整備事業	松山市	(3)	・社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業) ・社会資本整備総合交付金(まちなかウォークラブル推進事業) ・防災・安全交付金(都市・地域交通戦略推進事業)	国土交通省	○	-	-	◎
4-7		継続	三番町線整備事業	松山市	(3)	無電柱化推進計画事業補助	国土交通省	-	-	○	○
4-8		継続	千舟町空港線整備事業	松山市	(3)	無電柱化推進計画事業補助	国土交通省	-	-	○	○
4-9		継続	城山公園整備事業(堀之内地区第2期)	松山市	(3)	・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 ・社会資本整備総合交付金(まちなかウォークラブル推進事業)	・文部科学省 ・国土交通省	-	-	○	-
4-10	4-2 8-1 8-6	新規	中之川通線整備事業(再掲)	松山市	(3)	無電柱化推進計画事業補助	国土交通省	-	-	○	○
4-11		継続	自転車ネットワーク整備事業	松山市	(3)	防災・安全交付金(道路事業)	国土交通省	-	-	○	○
4-12		継続	道後公園史跡環境整備事業	愛媛県	(3)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	文化庁	-	○	-	-
4-13		継続	みんなで育む美しい街並みと賑わい創出事業	松山市	(4)	-	-	○	-	○	-
4-14		継続	景観形成推進事業	松山市	(4)	-	-	-	-	○	-
4-15		継続	まちづくり初期期支援事業	松山市	(4)	-	-	○	-	○	-
4-16		新規	県民文化会館周辺県有地活用事業	・愛媛県 ・民間事業者	(4)	-	-	-	○	-	-
4-17		新規	(仮称)いよざん新本社ビル建替(新本館・新南館新築)プロジェクト	株式会社伊予銀行	(4)	-	-	-	-	○	-
4-18		新規	(仮称)NTT松山一番町プロジェクト	NTT都市開発株式会社	(4)	-	-	-	-	○	-
4-19		新規	中心市街地回遊性向上事業	松山市	(4)	-	-	◎	-	-	-
5-1		新規	愚陀佛庵整備事業	松山市	(2)◎	地域未来交付金	内閣府	○	-	-	-
5-2		継続	商店街保育事業	松山市	(3)	・子供のための教育・保育給付交付金 ・子ども・子育て支援交付金	こども家庭庁	○	-	○	-
5-3		新規	愚陀佛庵管理運営事業	松山市	(4)	-	-	○	-	-	-
6-1		継続	移住定住促進事業	松山市	(2)◎	地域未来交付金	内閣府	-	-	○	-
6-2	4-3 8-2	継続	松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業(再掲)	松山市	(3)	・社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) ・社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) ・無電柱化推進計画事業補助 ・社会資本整備総合交付金(まちなかウォークラブル推進事業) ・官民連携基盤整備推進調査費	国土交通省	-	-	◎	◎
6-3	4-4	継続	湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発事業(再掲)	湊町三丁目C街区地区市街地再開発組合(予定)	(3)	・社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) ・防災・安全交付金(市街地再開発事業)	国土交通省	○	-	○	-
6-4	4-5	継続	一番町一丁目・歩行町一丁目地区第一種市街地再開発事業(再掲)	一番町一丁目・歩行町一丁目地区市街地再開発組合(予定)	(3)	・社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) ・防災・安全交付金(市街地再開発事業)	国土交通省	-	-	◎	-
6-5	5-2	継続	商店街保育事業(再掲)	松山市	(3)	・子供のための教育・保育給付交付金 ・子ども・子育て支援交付金	こども家庭庁	○	-	○	-

事業番号	再掲事業番号	事業区分(新規/継続)	事業名	事業主体	支援措置区分	支援措置	支援主体	目標(目標指標)			
								中央商店街の空き店舗率	観光施設利用者数	市全体に占める中心市街地の人口割合	1日あたりの公共交通利用者数
7-1		継続	第一種大規模小売店舗立地法特別区域の設定	愛媛県	(1)	大規模小売店舗立地法の特例(第一種大規模小売店舗立地法特別区域)	経済産業省	○	-	-	-
7-2		継続	えひめ・まつやま産業まつり	・えひめ・まつやま産業まつり実行委員会 ・愛媛県 ・松山市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	-	-
7-3		継続	商店街空洞化対策事業	松山市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	-	-	-
7-4		継続	中心市街地活性化ソフト事業(道後地区)	・松山市 ・地元団体	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	-	○	-	-
7-5		継続	松山を楽しくキャンペーン	松山を楽しくキャンペーン実行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	-	-
7-6		継続	松山春まつり事業	松山市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	-	-
7-7		継続	松山野球拳おどり事業	松山市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	-	-
7-8		新規	俳句甲子園全国高等学校俳句選手権大会	NPO法人俳句甲子園実行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	-	○	-	-
7-9		新規	愛媛マラソン	愛媛マラソン実行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	-	-	-
7-10		新規	まつやま子規亭	松山市立子規記念博物館友の会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	-	○	-	-
7-11		新規	子規顕彰全国俳句大会	松山市教育委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	-	○	-	-
7-12		新規	子規顕彰全国短歌大会	松山市教育委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	-	○	-	-
7-13		新規	「はがき歌」全国コンテスト	松山市教育委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	-	○	-	-
7-14		新規	道後俳句塾	松山市立子規記念博物館友の会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	-	○	-	-
7-15		新規	商店街等連携・賑わい創出支援事業(松山市商業振興対策事業)	松山市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	-	-	-
7-16		新規	商店街空き店舗出店促進事業	松山市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	-	-	-
7-17		新規	商店街等集客コンテンツ造成事業	松山市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	-	-	-
7-18		継続	都市イメージ向上事業	松山市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	-	○	-	-
7-19		継続	道後温泉活性化事業	松山市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	-	◎	-	-
7-20		新規	都市ブランド戦略推進事業	松山市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	-	○	-	-
7-21		継続	第二種大規模小売店舗立地法特別区域の設定	愛媛県	(3)	大規模小売店舗立地法の特例(第二種大規模小売店舗立地法特別区域)	経済産業省	○	-	-	-
7-22		継続	誘客促進・観光おもてなし事業	・松山市 ・松山商工会議所 ・グレーターしまなみ・えひめ推進協議会	(3)	観光振興事業費補助金(先進的なサイクリング環境整備事業)	国土交通省	-	○	-	-
7-23		継続	クルーズ船誘致・受入推進事業	松山市	(4)	外国クルーズ船誘致促進事業費補助金	愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会	-	◎	-	-
7-24		継続	あさんど事業	松山市中心市街地活性化協議会	(4)	-	-	○	-	-	-
7-25		継続	まちづくりコーディネーター派遣事業	松山市中心市街地活性化協議会	(4)	-	-	○	-	-	-
7-26		継続	松山市商店街活性化支援事業	松山市	(4)	-	-	○	-	-	-
7-27		継続	松山しごと創造センター運営事業	松山市	(4)	-	-	○	-	-	-
7-28		継続	松山はいく事業	松山はいく運営委員会	(4)	-	-	-	○	-	-
7-29		継続	松山城誘客促進事業	松山市	(4)	-	-	-	○	-	-
7-30		継続	道後温泉地区インバウンド推進事業	松山市	(4)	-	-	-	○	-	-

事業番号	再掲事業番号	事業区分(新規/継続)	事業名	事業主体	支援措置区分	支援措置	支援主体	目標(目標指標)			
								中央商店街の空き店舗率	観光施設利用者数	市全体に占める中心市街地の人口割合	1日あたりの公共交通利用者数
7-31		新規	MICE誘致促進事業	松山市	(4)	-	-	-	○	-	-
7-32		新規	坊っちゃん列車運行支援事業	松山市	(4)	-	-	-	○	-	○
7-33		継続	道後温泉地区における誘客キャンペーン	道後温泉旅館協同組合ほか	(4)	-	-	-	○	-	-
7-34		継続	『坂の上の雲』を軸とした 21 世紀のまちづくり事業	松山市	(4)	-	-	○	-	-	-
7-35		継続	まつやまライブ! まちなかパフォーマンス事業	松山市	(4)	-	-	○	-	-	-
7-36		新規	ひみつジャナイ基地を中心とした魅力発信事業	松山市、地元団体	(4)	-	-	-	○	-	-
7-37		継続	瀬戸内・松山観光ビジネス戦略事業	松山市	(4)	-	-	-	◎	-	-
7-38		継続	修学旅行誘致促進事業	松山市	(4)	-	-	-	○	-	-
7-39		継続	国際観光客誘致促進事業	松山市	(4)	-	-	-	◎	-	-
7-40		新規	柳井町商店街活性化事業	松山市	(4)	-	-	○	-	-	-
7-41		新規	チャレンジショップ等支援事業	松山市	(4)	-	-	◎	-	-	-
7-42		新規	商店街空き店舗利子補給事業	松山市	(4)	-	-	◎	-	-	-
7-43		新規	ユニバーサルツーリズム推進事業	松山市	(4)	-	-	-	○	-	-
7-44		新規	道後地域の魅力拡大事業	松山市、地元団体	(4)	-	-	-	○	-	-
8-1	4-2 4-10 8-6	新規	中之川通線整備事業(再掲)	松山市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	-	-	○	○
8-2	4-3 6-2	継続	松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業(再掲)	松山市	(3)	・社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) ・社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) ・無電柱化推進計画事業補助 ・社会資本整備総合交付金(まちなかウォークアブル推進事業) ・官民連携基盤整備推進調査費	国土交通省	-	-	◎	◎
8-3	4-6	継続	市駅前広場整備事業(再掲)	松山市	(3)	・社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業) ・社会資本整備総合交付金(まちなかウォークアブル推進事業) ・防災・安全交付金(都市・地域交通戦略推進事業)	国土交通省	○	-	-	◎
8-4	4-7	継続	三番町線整備事業(再掲)	松山市	(3)	無電柱化推進計画事業補助	国土交通省	-	-	○	○
8-5	4-8	継続	千舟町空港線整備事業(再掲)	松山市	(3)	無電柱化推進計画事業補助	国土交通省	-	-	○	○
8-6	4-2 4-10 8-6	新規	中之川通線整備事業(再掲)	松山市	(3)	無電柱化推進計画事業補助	国土交通省	-	-	○	○
8-7	4-11	継続	自転車ネットワーク整備事業(再掲)	松山市	(3)	防災・安全交付金(道路事業)	国土交通省	-	-	○	○
8-8	7-32	新規	坊っちゃん列車運行支援事業(再掲)	松山市	(4)	-	-	-	○	-	○
8-9		新規	JR松山駅にぎわい・回遊性創出事業	松山市	(4)	-	-	○	-	-	○

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



【分類】

- 4章:市街地の整備改善のための事業
- 5章:都市福祉施設を整備する事業
- 6章:居住環境の向上のための事業
- 7章:経済活力の向上のための事業
- 8章:公共交通の利便の増進を図るための事業

番号	事業名
1	都市再生協議会運営事業
2	中之川通線整備事業
3	松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業
4	湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発事業
5	一番町一丁目・歩行町一丁目地区第一種市街地再開発事業
6	市駅前広場整備事業
7	三番町線整備事業
8	千舟町空港線整備事業
9	城山公園整備事業(堀之内地区第2期)
10	自転車ネットワーク整備事業
11	道後公園史跡環境整備事業
12	みんなで育む美しい街並みと賑わい創出事業
13	景観形成推進事業
14	まちづくり初期支援事業
15	県民文化会館周辺県有地活用事業
16	(仮称)いよざん新本社ビル建替(新本館・新南館新築)プロジェクト
17	(仮称)NTT松山一番町プロジェクト
18	中心市街地回遊性向上事業
19	愚陀佛庵整備事業
20	商店街保育事業
21	愚陀佛庵管理運営事業
22	移住定住促進事業
23	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定
24	えひめ・まつやま産業まつり
25	商店街空洞化対策事業
26	中心市街地活性化ソフト事業(道後地区)
27	松山を楽しくキャンペーン
28	松山春まつり事業
29	松山野球拳おどり事業
30	俳句甲子園全国高等学校校対選手権大会
31	愛媛マラソン
32	まつやま親亭
33	子規顕彰全国俳句大会
34	子規顕彰全国短歌大会
35	「はかき歌」全国コンテスト

番号	事業名
36	道後俳句塾
37	商店街等連携・賑わい創出支援事業(松山市商業振興対策事業)
38	商店街空き店舗出店促進事業
39	商店街等集客コンテンツ造成事業
40	都市イメージ向上事業
41	道後温泉活性化事業
42	都市ブランド戦略推進事業
43	第二種大規模小売店舗立地法特例区域の設定
44	誘客促進・観光おもてなし事業
45	クルーズ船誘致・受入推進事業
46	あきんど事業
47	まちづくりコーディネーター派遣事業
48	松山市商店街活性化支援事業
49	松山しごと創造センター運営事業
50	松山はいく事業
51	松山城誘客促進事業
52	道後温泉地区インバウンド推進事業
53	MICE誘致促進事業
54	坊っちゃん列車運行支援事業
55	道後温泉地区における誘客キャンペーン
56	『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくり事業
57	まつやまライブ! まちなかパフォーマンス事業
58	ひみつジャナイ基地を中心とした魅力発信事業
59	瀬戸内・松山観光ビジネス戦略事業
60	修学旅行誘致促進事業
61	国際観光客誘致促進事業
62	柳井町商店街活性化事業
63	チャレンジショップ等支援事業
64	商店街空き店舗利子補給事業
65	ユニバーサルツーリズム推進事業
66	道後地域の魅力拡大事業
67	JR松山駅にぎわい・回遊性創出事業

9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 松山市内部の推進体制

① 中心市街地活性化関係課等長会議

新たな松山市中心市街地活性化基本計画を策定するに当たり、基本方針、目標等を定めるとともに、基本計画に定める各種事業を円滑かつ確実に実施するため、関係課等長会を設置し、計画内容の庁内横断的な検討を行うとともに、情報交換を行っている。

■関係課等長会議・名簿

区 分	所 属 ・ 役 職 名
会 長	開発建築部 市街地整備課長
委 員	総合政策部 企画戦略課長
委 員	総合政策部 シティプロモーション推進課長
委 員	坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課長
委 員	坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課長
委 員	こども家庭部 保育・幼稚園課長
委 員	都市整備部 都市・交通計画課 地域デザイン担当課長
委 員	都市整備部 道路建設課長
委 員	都市整備部 道路河川管理課長
委 員	都市整備部 交通拠点整備課長
委 員	都市整備部 交通拠点整備課 市駅前広場整備担当課長
委 員	開発建築部 公園管理課長
委 員	開発建築部 住宅課長
委 員	産業経済部 ふるさと納税・経営支援課長
委 員	産業経済部 企業立地・産業創出課 商店街元気担当課長
委 員	産業経済部 観光・国際交流課長
委 員	産業経済部 道後温泉事務所長
委 員	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館事務所 課長
事務局	開発建築部市街地整備課

■関係課等長会議の検討経過

年月日	議題等
令和7年8月14日	<ol style="list-style-type: none">1. 第3期計画の進捗状況<ul style="list-style-type: none">・中心市街地活性化基本計画の概要・目標指標の状況2. 第4期計画策定に向けた市民アンケート3. 第4期計画の素案<ul style="list-style-type: none">・方針・目標・区域・目標指標・掲載予定事業・策定スケジュール

② 松山市議会

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 松山市中心市街地活性化協議会の概要

株式会社まちづくり松山及び松山商工会議所が共同設立者となり、平成 19 年 8 月 24 日に松山市中心市街地活性化協議会(以下、「協議会」という。)が設立されている。

協議会は、松山市中心市街地活性化基本計画の策定及び実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整及びまちづくり事業をサポートすることにより、松山市中心市街地の活性化を図り、引いては松山市の発展に寄与することを目的としている。

協議会の会員は、株式会社まちづくり松山(法第 15 条 1 項 1 号に該当する団体)及び松山商工会議所(法第 15 条 1 項 2 号に該当する団体)のほか、松山市の中心市街地で、市街地整備改善、都市福利、中心部居住、商業の活性化に関する事業を実施しようとする者および、松山市の認定基本計画の実施に関し密接な関係を有する者などで構成されている。

なお協議会には、正会員、準会員で構成される運営会議を設置しており、タウンマネージャーの選出、個別プロジェクト検討会議の内容、本協議会の運営上重要かつ緊急を要する事項を審議し、議決することとしている。

■松山市中心市街地活性化協議会役員名簿(令和 7 年 4 月 1 日現在)

役職名	組織名	組織上の地位	氏名
会 長	松山商工会議所	副会頭	宮崎 光彦
副会長	(株)まちづくり松山	代表取締役社長	加戸 慎太郎
監 事	(株)伊予銀行	地域創生部 部長	赤塚 昌弘
監 事	(株)愛媛銀行	常務執行役員 総務部長	三宅 和彦
監 事	愛媛信用金庫	営業統括部長	中村 学

※松山市中心市街地活性化協議会・運営会議

松山商工会議所、(株)まちづくり松山、松山市、(公財)松山観光コンベンション協会、(株)伊予鉄グループ、松山市商店街連盟、道後温泉誇れるまちづくり推進協議会、(一社)お城下松山

■松山市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー・まちづくりコーディネーター

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

役職名	組織名	組織上の地域	氏名
タウンマネージャー	愛媛大学地域協働推進機構	客員教授	前田 眞
まちづくりコーディネーター	(株)大建設計工務	代表取締役社長	正岡 秀樹

■松山市中心市街地活性化協議会会員名簿(令和7年4月1日現在)

区分	組織名	役職	
正会員	松山商工会議所	副会頭	
	(株)まちづくり松山	代表取締役社長	
準会員	松山市	開発建築部長	
	(公財)松山観光コンベンション協会	会長	
	(株)伊予鉄グループ	常務取締役	
	松山市商店街連盟	会長	
	道後温泉誇れるまちづくり推進協議会	会長	
	(一社)お城下松山	理事長	
協力会員	国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	事務所長	
	愛媛県経済労働部	経営支援課長	
	愛媛県中予地方局建設部	部長	
	松山東警察署	生活安全課 調査官	
	(株)日本政策投資銀行松山事務所	所長	
	愛媛大学	地域共創研究センター長	
	松山大学	総合研究所長	
	松山アーバンデザインセンター	センター長	
	松山市社会福祉協議会	常務理事	
	松山市公民館連絡協議会	副会長	
	松山市小中学校 PTA 連合会	会長	
	(公社)松山青年会議所	理事長	
	(株)伊予鉄高島屋	代表取締役専務取締役	
	(株)松山三越	取締役 店長兼営業部長	
	NPO 法人日本ガーディアンエンジェルス 松山支部	支部長	
	四国電力(株)愛媛支店	法人営業課長	
	四国ガス(株)松山支店	理事 支店長	
	(株)伊予銀行	地域創生部 部長	
	(株)愛媛銀行	常務執行役員 総務部長	
	愛媛信用金庫	営業統括部長	
	四国旅客鉄道(株)愛媛企画部	部長	
	西日本電信電話(株)四国支店	四国支店長	
	(株)愛媛CATV	専務取締役	
	愛媛ホテル協会	会長	
	賛助会員	経済産業省四国経済産業局産業部	部長
		国土交通省四国地方整備局建政部	都市・住宅整備課長

区 分	組 織 名	役 職
	独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部まちづくり推進室	高度化事業部まちづくり推進室長
	独立行政法人都市再生機構西日本支社	都市再生業務部まちづくり支援室 まちづくり支援課担当課長
	(一財)民間都市開発推進機構	地域連携推進役

(2) 総会及び運営会議の開催状況

■松山市中心市街地活性化協議会 総会

年度	回	年月日	議題等
令和元年度	第1回	令和1年 6月6日	議題 1. 正副会長の選任について 2. 監事の選任について 3. 運営会議委員の承認について 4. 平成30年度事業報告(案)について 5. 平成30年度収支決算(案)について 6. 令和1年度事業計画(案)について 7. 令和1年度収支予算(案)について
	第2回	令和2年 2月3日	議題 1. 松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に係る協議会意見について
令和2年度	第1回	令和2年 6月29日	議題 1. 令和1年度事業報告(案)について 2. 令和1年度収支決算(案)について 3. 令和2年度事業計画(案)について 4. 令和2年度収支予算(案)について 5. 運営会議委員の承認について
	第2回	令和2年 9月11日	議題 1. 第3期松山市中心市街地活性化基本計画に対する意見書(案)の提出について 2. 監事の選任について
	第3回	令和3年 3月25日	議題 1. 監事の選任について
令和3年度	第1回	令和3年 7月27日	議題 1. 正副会長の選任について 2. 監事の選任について 3. 運営会議委員の承認について 4. 令和2年度事業報告・収支決算(案)について 5. 令和3年度事業計画・収支予算(案)について
	第2回	令和4年 1月14日	議題 1. 中心市街地活性化基本計画の変更に伴う意見書について
令和4年度	第1回	令和4年 7月14日	議題 1. 令和3年度事業報告・収支決算(案)について 2. 令和4年度事業計画・収支予算(案)について 3. 運営会議委員の承認について 4. その他 報告 1. 松山市中心市街地活性化基本計画の現状報告等について

年度	回	年月日	議題等
令和4年度	第2回	令和5年 1月10日	議題 1. 会長の選任について 2. 監事の選任について 3. 松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に係る協議会意見について 4. その他 報告 1. 松山市中心市街地でのまちづくりの取組内容について 2. 研修会の開催について
令和5年度	第1回	令和5年 8月3日	議題 1. 役員の選任について (1) 正副会長の選任について (2) 監事の選任について 2. 運営会議委員の承認について 3. 令和4年度事業報告・収支決算(案)について 4. 令和5年度事業計画・収支予算(案)について 報告 1. 松山市中心市街地活性化基本計画の現状報告等について
	第2回	令和6年 1月10日	議題 1. 中心市街地活性化基本計画の変更に伴う協議会意見について
令和6年度	第1回	令和6年 5月27日	議題 1. 令和5年度事業報告・収支決算(案)について 2. 令和6年度事業計画・収支予算(案)について 3. 運営会議委員の委嘱について 4. 役員の選任について 5. その他 報告 1. 松山市中心市街地活性化基本計画の現状報告について
	第2回	令和7年 1月8日	議題 1. 運営会議委員の委嘱について 2. 松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に係る協議会意見について
令和7年度	第1回	令和7年 10月20日	議題 1. 役員の選出について 2. 運営会議委員の委嘱について 3. 令和6年度事業報告・収支決算について 4. 令和7年度事業計画・収支予算(案)について 5. 第4期松山市中心市街地活性化基本計画に対する意見書(案)の提出について 6. その他

■松山市中心市街地活性化協議会 運営会議

年度	回	年月日	議題等
平成30年度	第3回	平成31年 3月4日	議題 1. 役員の改選について 2. 平成30年度事業報告(案)・収支決算見込みについて 3. 平成31年度事業計画(案)・収支予算(案)について
令和元年度	第1回	令和1年 5月30日	議題 1. 正副会長の選任について 2. 監事の選任について 3. 運営会議委員の承認について 4. 平成30年度事業報告(案)について 5. 平成30年度収支決算(案)について 6. 令和1年度事業計画(案)について 7. 令和1年度収支予算(案)について 8. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について
	第2回	令和1年 8月19日	議題 1. 令和1年度当協議会事業の進捗状況について 2. 松山市中心市街地活性化基本計画について ○第2期計画平成30年度定期フォローアップ ○第3期計画 3. 意見交換
	第3回	令和1年 12月17日	議題 1. 令和1年度当協議会事業の進捗状況について 2. 来街者消費行動調査、通行量調査等報告について 3. 松山市中心市街地活性化基本計画(第3期)について 4. 意見交換
令和2年度	第1回	令和2年 5月27日	議題 1. 令和1年度事業報告(案)について 2. 令和1年度収支決算(案)について 3. 令和2年度事業計画(案)について 4. 令和2年度収支予算(案)について 5. 運営会議委員の承認について 6. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について
	第2回	令和2年 9月1日	議題 1. 第3期松山市中心市街地活性化基本計画に対する意見書(案)の提出について 2. 監事の選任について 3. 新入会員の承認について

年度	回	年月日	議題等
令和3年度	第1回	令和3年 7月12日	議題 1. 正副会長の選任について 2. 監事の選任について 3. 運営会議委員の承認について 4. 令和2年度事業報告・収支決算(案)について 5. 令和3年度事業計画・収支予算(案)について 6. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について 7. 中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
	第2回	令和3年 12月28日	議題 1. 中心市街地活性化基本計画の変更に伴う意見について
令和4年度	第1回	令和4年 5月27日	議題 1. 運営会議委員の承認について 2. 令和3年度事業報告・収支決算(案)について 3. 令和4年度事業計画・収支予算(案)について 4. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について 5. 中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
	第2回	令和4年 12月22日	議題 1. 会長の選任について 2. 監事の選任について 3. 松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に係る協議会意見について 4. その他
令和5年度	第1回	令和5年 7月11日	議題 1. 総会への提出議案について (1) 役員の改選について (2) 運営委員の選任について (3) 令和4年度事業報告・収支決算(案)について (4) 令和5年度事業計画・収支予算(案)について 2. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について 3. 中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに対する意見書(案)について
	第2回	令和5年 12月21日	議題 1. 総会提出議案について (1) 松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に係る意見について 2. まちづくり連携促進会議の開催について 3. 先進視察について 4. その他

年度	回	年月日	議題等
令和6年度	第1回	令和6年 5月8日	議題 1. 令和6年度第1回総会提出議案について (1) 役員の選任について (2) 令和6年度運営委員の委嘱について (3) 令和5年度事業報告・収支決算について (4) 令和6年度事業報告・収支決算(案)について 2. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について 3. 中心市街地活性化基本計画定期フォローアップに対する意見(案)について 4. その他
	第2回	令和6年 12月19日	議題 1. 令和6年度第1回総会提出議案について (1) 松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に係る意見について 2. その他
令和7年度	第1回	令和7年 10月15日	議題 1. 役員の選出について 2. 運営会議委員の委嘱について 3. 令和6年度事業報告・収支決算について 4. 令和7年度事業計画・収支予算(案)について 5. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について

(3) 松山市中心市街地活性化協議会による意見書

第4期松山市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

基本計画を考察するための社会経済の現状として、松山市は既に人口減少局面に入り、今後、人口が増加するフェーズに移行することは、長期的な視点においても困難であろう。これは、時代の転換期であり、これまでの人口増加、経済成長を前提としたまちづくりの在り方から、大きな方向転換が必要となっている。

こうした中で、全国で統一的な中心市街地の活性化手法から脱却し、それぞれの地域が、それぞれの地域資源や強みを活かし、それぞれの中心市街地の活性化手法を選択、実行していくことが求められている。

また、人口減少社会の中で、先行事例などにより、あらためて、中心市街地活性化の必要性や、コミュニティとしての可能性が注目されている。まさに、人口減少社会を迎えて、それぞれの地域が、中心市街地をどのような街にしていくかが問われている状況にある。このような、時代の要請の中で、松山市の中心市街地の活性化についても、これまでの延長線上にはない、新たなビジョンと取り組みが必要となっている。

まず、基本計画案に記載されている通り、人口減少、特に高齢化が進む中で、利便性の高い街中に住むことのニーズは高まっており、今後、中心市街地の人口や通行量は、短期から中期的には、人口減少を超える幅で、増加させることの可能性を有している。また、松山の地域特性を鑑みると、国際的に魅力のある観光コンテンツを造成できる強みがあり、インバウンドを含めた観光客の増加で中心市街地の活性化を図ることも可能である。しかしながら、世界全体を見渡した時に、地元の住民と観光客が共存して中心市街地の活性化に成功することは理想ではあるものの、その事例は稀有であり、松山市においては、選択と集中による市民か観光客の優先順位を考えながら、まちづくりを行うことが求められる。

現状の基本計画案では、観光コンテンツの充実を掲げているが、インバウンド向けの事業は、地域経済に持続的な効果が必ずしも確約されていないクルーズ船事業と、市民に対するまちづくりに関係のない観光誘客事業に限られており、方針と施策の一致が見られない状況にある。また、他の観光振興事業は、インバウンド誘客に関連があるものの、国内向けのものが多い。インバウンドに対するキラーコンテンツの造成や消費拡大につながる施策は計画されていない。また、基本計画は、松山市民や国内の観光客に向けた指標と事業が大部分を占めている。これは、高齢化と人口減少社会において、市民のウェルビーイング向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化策として評価できるものの、基本計画でも分析されている通り、市民のウェルビーイング向上だけでは、コロナ禍を経て多様化した消費ニーズから、商業が持続可能でないため、中心市街地の経済は縮小均衡に向かう可能性が高くなると推測される。

結論として、短期的には、本計画は効果が見込まれるものであるが、非常に先行きが不確実な社会経済情勢において、基本方針と事業が明確な将来ビジョンに基づいてストーリー化されていないことに課題がある。人口増加や経済成長の時代にあった網羅的な施策では、地域は持続可能ではないため、中長期的な視点をもって、より活発に市民を巻き込んだ議論と選択を行い、時代や地域に即した中心市街地活性化の方針や事業を定める取り組みを追加されたい。

(4) 松山市中心市街地活性化協議会の規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「松山市中心市街地活性化協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を愛媛県松山市に置く。

(目的)

第3条 協議会は、松山市の中心市街地活性化について考え、中心市街地の活性化に関する法律(以下「法」という)第9条第1項の規定により松山市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整及びまちづくり事業をサポートすることにより、松山市中心市街地の活性化を図り、引いては松山市の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地活性化に係る総合調整に関する活動

- ア 松山市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 松山市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 松山市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- エ 松山市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修の開催
- カ 協議会活動の情報発信
- キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関する活動

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ 街なか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化事業に関すること
- オ アからエまでに規定する事業及び措置と一体的に推進する公共交通機関の利用者の利便増進事業及び特定事業に関すること

(3) その他

- ア 中心市街地の活性化に関する評価、検証
- イ その他中心市街地の活性化に関すること

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 協議会の会員は、次のものにより構成される。

(1) 正会員

- ア 株式会社まちづくり松山(法第15条第1項第1号口)

イ 松山商工会議所(法第15条第1項第2号イ)

(2) 準会員

ア 松山市中心市街地において、法第9条第2項第4号から第8号までに規定する事業(市街地整備改善、都市福利、中心部居住、商業の活性化に関する事業)を実施しようとする者(法第15条第4項第1号)

イ 松山市の認定基本計画の実施に関し密接な関係を有する者
(法第15条第4項第2号)

ウ 松山市(法第15条第4項第3号)

(3) 協力会員

ア 協議会の目的に賛同し、松山市中心市街地の活性化に関する活動又は事業等を行う正会員及び準会員以外の者(法第15条7項及び8項の一部)

(4) 賛助会員

ア 協議会の目的に賛同し、松山市中心市街地の活性化に関する活動又は事業等をサポートする正会員、準会員及び協力会員以外の者(法15条8項)

(入会)

第6条 準会員、協力会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、総会の審議を経て会長の承認を得なければならない。

(会費及び拠出金品)

第7条 会員は、本規定において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の金額並びに納入方法については、別途定める。
- 3 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(退会)

第8条 会員は、協議会を退会しようとするときは、退会届によりその旨を会長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき
 - (2) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立趣旨に反する行為をしたとき
- 2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 3名

- 2 会長、副会長は、総会において正会員の中から選任する。
- 3 監事は、総会の同意を得て、会長が選任する。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(タウンマネージャー)

第12条 協議会には、協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを配置することができる。

- 2 タウンマネージャーは、運営会議の審議を経て、会長が委嘱する。
- 3 タウンマネージャーの任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するために、松山商工会議所、株式会社まちづくり松山に事務局を置く。

第4章 会議

(会議の種類)

第14条 会議の種類は次のとおりとする。

- (1)総会
- (2)運営会議
- (3)個別プロジェクト検討会議

(総会)

第15条 総会は、正会員、準会員、協力会員によって構成する。

- 2 総会は、構成員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会は、正会員、準会員、協力会員及び監事の参加により年に2回定期的を開催する。また、必要に応じて会長が招集し適宜開催することができる。
- 6 総会では、正副会長の選任、監事の選任の同意、規約の変更、事業計画及び事業報告の承認、収支予算及び収支決算の承認、入会・退会・除名者の承認、行政・関係機関等からの要請による意見の提出、その他会長が必要と認める事項について議決する。ただし、事業計画、収支予算の決定又は変更、入会、行政・機関等からの要請による意見の提出については総会の議決を経て運営会議に委任することができる。また、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携の場とする。

(運営会議)

第16条 運営会議は正会員、準会員の中から、総会の承認を得て、会長が委嘱する運営委員によって構成する。

- 2 運営委員長は会長が指名する。
- 3 運営会議は、運営委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 運営会議は、運営委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 運営会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 運営会議は、適宜開催し、第15条6項等に定める総会に附議すべき事項、タウンマネージャーの選出、個別プロジェクト検討会議の内容、本協議会の運営上重要かつ緊急を要する事項及び、前条第6項により総会から委任を受けた事項を審議し議決する。
- 7 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、運営会議に関係者の出席を求めることができる。
- 8 第10条(役員)第4項の規定は、運営委員について準用する。

(個別プロジェクト検討会議)

第17条 個別プロジェクト検討会議は、中心市街地活性化に関する事業について、事業者、地権者等の関係者及び運営委員が出席し、事業ごとに、適宜開催する。

事業推進のための課題、又は事業化を目指すうえでの課題等について協議する。

- 2 個別プロジェクト検討会議は、運営委員長が招集し、運営委員又はタウンマネージャーが議長となる。

第5章 会計

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第19条 協議会の収入は、会費、寄附金及び交付金等による。

- 2 協議会の支出は、活動費、会議費、事務費、通信費、その他運営に要する経費とする。

第6章 解散

(解散)

第20条 解散する場合は、総会構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第7章 雑則

(公表の方法)

第21条 協議会の公表は、松山市の広報紙への掲載の他、協議会ホームページに掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、官報掲載等によりこれを行うものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成19年8月24日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、平成21年3月31日までとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営会議の承認

を得て、別に定める。

附 則

本改正規約は、平成20年3月18日から施行する。

附 則

本改正規約は、平成21年3月16日から施行する。

(5) 法第 15 条各項の規定に適合していること

法第 15 条各項の規定に基づき、適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- 第1項第1号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、まちづくり会社「株式会社まちづくり松山」を組織の会員としている。(本市の出資比率は 3.1%)
- 第1項第2号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、松山商工会議所を組織の会員としている。
- 第3項の規定と協議会規約第 21 条に基づいて、公表を行っている。
- 第4項及び第6項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、学識者、交通事業者を会員として加えている。
- 第5項の規定については、協議会規約第 6 条の規定に基づき、総会の審議を経て会長の承認を得て入会することができる。
- 第6項の規定については、協議会規約第 5 条第 2 項から第 4 項の規定により参加を要請することができる。
- 第7項の規定に基づき、関係行政機関にオブザーバーとして協力を求めている。
- 第8項の規定に基づき、関係団体・機関を構成員として加えている。
- 第9項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見を受けている。
- 第 10 項の規定に基づき、協議結果を尊重するようにしている。
- 第 11 項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を協議会規約で定めている。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① 統計的データの客観的な把握・分析

人口、商業、観光、交通等に関する統計的データを把握・分析し、「1. [2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」に記載している。

② 地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「第7次松山市総合計画の策定に向けた市民意識調査」、「第4期松山市中心市街地活性化基本計画アンケート」、「松山中央商店街(大街道・銀天街・まつちかタウン)街頭アンケート」より地域住民のニーズ等を把握・分析し、「1. [3]地域住民のニーズ等の把握・分析」に記載している。

③ 前基本計画等に基づく取組の把握・分析

事業等の進捗状況、目標の達成状況及び定性的評価等について「1. [4]これまでの中心市街地活性化に関する取組」に記載している。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連絡・調整

① パブリックコメントの実施

本計画の案について、広く市民等の意見を聴取するため、令和7年9月1日から令和7年9月30日までの間、パブリックコメントを実施している。

② 各種団体との連携

中心市街地活性化の推進に当たっては、民間事業者やまちづくり団体、大学、行政、第3セクターなど多様な主体の連携・協働により取組を行っていく。

これらの多様な主体が参画するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整する組織が中心市街地活性化協議会であるが、松山市中心市街地活性化協議会は、基本計画に対する協議や調整だけでなく、自ら活性化事業に取り組むことが特徴であり、株式会社まちづくり松山、松山商工会議所をはじめとする協議会メンバーを中心に、多様な主体が連携して、まちづくり初動期支援、商業振興対策等の活性化事業を行っている。

また松山市では、平成26年2月に公・民・学連携まちづくりの共通プラットフォームとして松山市都市再生協議会が設立され、平成26年4月には愛媛大学にアーバンデザイン研究部門が新設され、現在は4人の研究者(特定研究員2人、客員研究員3人)が配属されている。そして、平成26年10月に松山アーバンデザインセンター[UDCM]の拠点施設が中心市街地に設置された。

今後、松山市中心市街地活性化協議会を中心としながら、アーバンデザインセンターとも連携し、引き続き、各種事業者、団体とも、より一層の協力体制を構築することで、中心市街地活性化に多様な主体の発想等を取り入れ、個別事業を効率的、効果的に推進していく。

■松山市都市再生協議会委員(令和7年4月1日時点)

役職	団体名・肩書	区分
会長	愛媛大学大学院 理工学研究科 准教授	大学
副会長	東京大学大学院 工学系研究科 教授	大学
副会長	松山市 副市長	行政
監事	松山大学 経営学部 教授	大学
監事	(株)伊予鉄グループ 取締役	公共交通事業者
	松山商工会議所 会頭	地域経済団体
	(株)まちづくり松山 代表取締役社長	まちづくり団体
	愛媛大学 社会共創学部 教授	大学
	聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 教授	大学
	松山東雲女子大学 教授	大学
	松山市 坂の上の雲まちづくり部長	行政
	松山市 都市整備部長	行政
	松山市 都市整備部 交通拠点整備担当部長	行政
	松山市 開発建築部長	行政
	松山市 産業経済部長	行政

■松山アーバンデザインセンター(令和7年8月1日時点)

役職	団体名・肩書
センター長	東京大学大学院工学系研究科 教授
副センター長	愛媛大学社会共創学部 教授
	愛媛大学社会共創学部 教授
ディレクター(常勤)	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター アーバンデザイン寄附研究部門 特定研究員
	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター アーバンデザイン寄附研究部門 特定研究員
	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター 客員研究員
	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター 客員研究員
アシスタントディレクター	愛媛銀行 石井支店/愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター 客員研究員
	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター アーバンデザイン寄附研究部門 研究補助員
特別研究員	東京大学大学院工学系研究科博士後期課程
事務スタッフ	愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター アーバンデザイン寄附研究部門研究補助員
	愛媛大学社会連携支援部地域協働課防災情報チーム 事務補佐員
アドバイザー	国土交通省都市局国際・デジタル政策課 デジタル情報活用推進室長
プロジェクトディレクター	松江工業高等専門学校 准教授/愛媛大学地域協働推進機構防災情報研究センター アーバンデザイン寄附研究部門 客員准教授

役職	団体名・肩書
	復建調査設計(株)松山支店総合計画課 課長
	株式会社いよぎん地域経済研究センター 主席研究員
	坂の上の雲ミュージアム 前総館長
	愛媛大学社会共創学部 講師
	豊橋技術科学大学 准教授
	東京理科大学理工学部 教授
	東京大学大学院工学系研究科 准教授
	セキ株式会社経営管理本部 部長
	埼玉大学大学院理工学研究科 教授

10 中心市街地の都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

三市二町を対象区域として、愛媛県が策定した「松山広域都市計画区域マスタープラン」(平成 16 年策定、平成 29 年 4 月変更、令和 4 年 5 月変更)では、松山広域全体の都市活動を支える都市拠点として、居住機能、商業・業務・行政・観光・国際交流等の高次都市機能や超高齢化社会に対応できる生活支援機能の集約により、必要に応じて広域調整の機能を働かせつつ、その再生を図り、生活拠点と一体となった連携中枢都市圏の形成を目指すものとしている。中でも JR 松山駅周辺では、中国・四国地域をけん引する陸の玄関口として、利便性の高い市街地の形成を図るため、連続立体交差事業と一体的な土地区画整理事業等を積極的に推進するものとしている。

また、「松山市都市計画マスタープラン」(平成 16 年策定、平成 23 年 3 月改訂)では、中心市街地活性化区域を含む都心地域について、「四国の顔となる都心として、にぎわいあふれるまち」を目指すものとし、「①魅力ある商業・観光・居住空間の形成」「②人や環境にやさしい道路・交通の充実」「③快適で美しい都心環境の形成」を推進するものとしている。

これを受けて、「松山市立地適正化計画」(平成 29 年 3 月策定、平成 31 年 3 月変更、令和 3 年 9 月変更、令和 6 年 5 月変更)では、中心市街地活性化区域のほぼ全域を都市機能誘導区域の「都心地区」に位置付け、医療や福祉、商業、教育、文化機能等の生活サービスを誘導するエリアとして設定している。

[2] 都市計画手法の活用

松山市の準工業地域には、比較的大規模な事業用地が存在することから、そこに大型小売店舗などの大規模集客施設が立地し、本市の進めるコンパクトなまちづくりや都市機能集積に悪影響(都心から郊外への購買力の流出)を及ぼすことが懸念されたため、大規模集客施設の規制を平成 19 年度から進めた。

準工業地域の特別用途地区を活用した大規模集客施設の立地制限については、平成 19 年 11 月に開催した松山市都市計画審議会で、特別用途地区を都市計画に定めることについて議決を得た。

特別用途地区内の建築規制を定める条例については、同年 12 月の松山市議会定例会で可決、同年 12 月 19 日に公布(平成 19 年条例第 39 号)し、平成 20 年 4 月 1 日に都市計画決定の告示と同時に施行した。

このことによって特別用途地区(準工業地域)の大規模集客施設の立地規制を確実なものとし、本市の目指すまちづくりを進めている。

■大規模集客施設の立地規制に関する手続き等の経緯

年月	経緯
平成 18 年 8 月	市内5箇所特別用途地域の指定についての説明会及び意見陳述会を開催
平成 19 年 10 月	特別用途地区の案の縦覧及び意見書の掲出
平成 19 年 11 月	松山市都市計画審議会
平成 19 年 12 月	特別用途地区建築条例の審議・可決・公布
平成 20 年 2 月	特別用途地区の都市計画決定告示
平成 20 年 4 月	特別用途地区建築条例の施行

■規制内容:建築してはならない建築物

映画館、演芸場、劇場、観覧場	客席部分の床面積合計が 1 万㎡を超えるもの
店舗、飲食店、展示場、遊技場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場、 場外舟券売場	売場等のほか、通路、バックヤード等を含みその用途部分の床面積の合計が 1 万㎡を超えるもの(駐車場の面積は含まれない。)

Ⅰ Ⅰ その他中心市街地の活性化に資する事項

[Ⅰ] 都市計画等との調和

(1) 第7次松山市総合計画

第7次松山市総合計画では、「人、まち、仕事がつながる交流拠点『SETOUCHI まつやま』を将来像に掲げており、中心市街地では、歩いて暮らせる都会的な街並みと緑豊かで魅力ある景観が調和した都市空間の創出や、まちのにぎわい、歴史や文化を感じながら、徒歩や自転車、地域公共交通等の移動手段の連携により、JR松山駅や松山市駅、城山公園、中央商店街、道後温泉など、地域資源を快適に回遊することができるまちの実現を、具体的な将来の姿として定めている。

また、この将来都市像の実現に向けて、まちづくりの施策では、JR松山駅周辺・松山市駅前の整備に加え、市街地再開発事業などの民間主導の取組や商店街への出店・建替えを後押しし、商店街等の関係者と連携しながら、官民一体で中心市街地の活性化を推進することが示されている。

なお、基本計画は「松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体として策定している。

(2) 松山市都市計画マスタープラン

松山市の地域別まちづくり方針では、中心市街地活性化基本計画の区域を含む都心地域は、『四国の顔となる都心として、にぎわいあふれるまち』を将来像とし、「目標1)魅力ある商業・観光・居住空間の形成」「目標2)人や環境にやさしい道路・交通の充実」「目標3)快適で美しい都心環境の形成」の3つを地域づくりの将来目標として掲げている。

(3) 松山市立地適正化計画

松山市では、平成22年度に「松山市都市計画マスタープラン」を策定し、集約型都市構造の形成を目指して、都市もしくは地域の活動拠点となるゾーンや拠点、さらには連携軸の整備を重点的に推進することとしている。

松山市立地適正化計画は、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の実現に向けて、都市計画マスタープランを踏襲しつつ、より具体的な計画を定めた。中心市街地は、立地適正化計画で定める都市機能誘導区域に含まれている。まちづくりの方針として、「①多様な居住環境・ライフスタイルを支える」「②安全・安心な暮らしを支える」「③既存ストックを活かす」の3つを掲げ、目標として「①持続可能な都市づくり」「②公共交通を活用した都市づくり」「③歩いて暮らせる都市づくり」「④既存ストックを活用した都市づくり」を掲げている。

(4) 松山市地域公共交通網形成計画

松山市は、公共交通の重要性を改めて認識し、経済社会活動や市民生活の基盤となる地域の実情に合った公共交通ネットワークの整備の実現に向けて、まちづくりと一体となった持続可能で利便性の高い地域公共交通網の形成を進めていくための基本的な方針、目標、施策、事業等を取りまとめた「松山市地域公共交通網形成計画」を策定した。基本方針として「①誰もが安心して移動が可能なモビリティ環境の整備」「②拠点・都市軸の機能強化」「③地域の特性を活かした快適な生活圏づくり」を掲げ、計画の目標として、「①公共交通サービス向上」「②バスネットワークの効率化」「③交通結節点の機能強化」「④地域住民の機運醸成、交通事業者の持続可能な運営」の4つを掲げている。

なお、「③交通結節点の機能強化」については、乗継拠点(JR 松山駅、伊予鉄道松山市駅、伊予鉄道古町駅)の利用者数を指標としている。JR 松山駅及び伊予鉄道松山市駅は中心市街地内に位置している。

(5) 都市再生整備計画（中心拠点再生地区）

松山市では、本市の2大交通結節点である「松山市駅」、「JR 松山駅」の拠点開発を進め、両駅を結ぶネットワーク強化に向けた施設等整備を行うほか、国指定史跡松山城の景観を眺望しながら集い憩える緑豊かな都市公園の整備など、「歩いて暮らせるまちづくり」を目指し、「中心拠点再生地区都市再生整備計画」を令和4年4月に作成した。「①公共交通を活用した拠点地区のにぎわい再生」「②歩行者や自転車など「遅い交通」を生かした交通ネットワークの形成」「③歴史的資源を活用した都市の魅力向上」の3つの目標を掲げており、いずれも中心市街地内での利用者数等を指標に設定している。

第4期松山市中心市街地活性化基本計画

令和8年4月
(令和8年3月17日認定)

発行

松山市 開発建築部 市街地整備課
〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 本館7階
TEL 089-948-6466 FAX 089-934-1213



松山市